# 設置の趣旨等を記載した書類　目次


| | | |
|---|---|---|
| １ | 設置の趣旨及び必要性 | ｐ．１ |
| ２ | 研究科，専攻等の名称及び学位の名称 | ｐ．７ |
| ３ | 教育課程の編成の考え方及び特色 | ｐ．７ |
| ４ | 教員組織の編成の考え方及び特色 | ｐ．１０ |
| ５ | 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件 | ｐ．１３ |
| ６ | 施設・設備等の整備計画 | ｐ．１７ |
| ７ | 基礎となる修士課程との関係 | ｐ．１８ |
| ８ | 入学者選抜の概要 | ｐ．１９ |
| ９ | 管理運営 | ｐ．２０ |
| １０ | 自己点検・評価 | ｐ．２１ |
| １１ | 情報の公表 | ｐ．２１ |
| １２ | 教育内容等の改善のための組織的な研修等 | ｐ．２２ |

# 法政大学大学院スポーツ健康学研究科博士後期課程
# 設置の趣旨等を記載した書類

## （1）設置の趣旨及び必要性

### ① 博士後期課程設置の趣旨及び必要性

法政大学スポーツ健康学部の開設（2009（平成 21）年度)、および大学院スポーツ健康学研究科・修士課程の開設（2016（平成 28）年度）以来、その名称のとおり「スポーツ健康学」を追求すべき教育研究のテーマの 1 つとして掲げてきた。「スポーツ健康学」とは、「健康」を目標としたうえで「スポーツ」の側面から人間社会の充実と発展を為すための学的体系である。その「スポーツ健康学」において、本研究科では、「スポーツコーチング」「スポーツマネジメント」「ヘルスプロモーション」の 3 つの領域を研究すべき重要な柱としている。後述のように、「スポーツ」は人間との関係性から常に修正されなければならないものであり、人間がその修正力を獲得できるように導くためには、正しい「コーチング」の在り方（知識・技能・システム等）を開発（development）し続ける必要がある。また、スポーツに影響を与える社会的要因（政治、経済、産業等）を分析したうえでよりよいスポーツの在り方を「マネジメント」するための知識・技能・システム等も同様に開発し続ける必要がある。そして、「健康」とは著明な WHO の定義によれば、「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」（Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.）であり、それは前述の「スポーツコーチング」「スポーツマネジメント」を実行するための基盤であり、かつ目標でもある。

以上、3 つの領域は、スポーツを軸とした個人と社会の健康を目指すうえでいずれも必要不可欠であり、かつ相互に影響し合うものである。したがって、「スポーツ健康学」ではそれらを総合的に捉えて研究開発していく。

次に、3 つの領域を取り上げる意義・必要性について述べる。

健康（Health）は、先述の WHO の定義にも示されているように、人々の日常の諸活動を支える基本であるが、疾病・傷害に対する予防や治療の問題だけではなく、「健康増進法」（2002（平成 14）年）が示すように、国民には生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに健康の増進に努める義務がある。そして、子どもの健全な発育発達に関わる問題、高齢化に伴う健康寿命と莫大な医療費の問題等々、改善のために取り組んでいかなければならない国家的な課題が山積している（ヘルスプロモーションの必要性)。

広義のスポーツ（Sport）は、古くから肉体的にも精神的にも人類の根源的な欲求を満たしてきた文化であり、今日では、日本においても「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」（スポーツ基本法・前文、2011（平成 23）年）であると明記されている。さらに、スポーツ基本法に基づいた第 2 期「スポーツ基本計画」が中長期的なスポーツ政策の基本方針として策定されたが（2017（平成 29 年）からの 5 年計画)、そこでは「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととされ、まさに国を挙げての拡大路線を展開しつつある。

ただし、スポーツはその行い方や教育・指導の仕方を間違えれば生命に関わる重大な事故を引き起こしかねず、また健全な精神も育たないことは歴史が証明してきたところである。特に競技スポーツにあっては、勝利至上主義がもたらすドーピングや暴力・体罰等、人間の尊厳をないがしろに

するような出来事が後を絶たない。使い古されてきた言葉ではあるが、“スポーツは毒にも薬にもなる”のである。古くはギリシャの哲人らが唱えたように、スポーツによって人間を善い方向へ導いていくという価値志向が大切であり、近代においても、オリンピックを主導したピエール・ド・クーベルタン（P.F.de Coubertin：1863 年～1937 年）や講道館柔道の創始者でありアジア初の国際オリンピック委員であった嘉納治五郎（1860 年～1938 年）は“教育者（educator）”であった。今日、そして将来においても、スポーツに関わるすべての人々が「スポーツを通しての人間性の向上」という課題を見失わずに歩んでいく必要があろう（スポーツコーチングの必要性）。

一方で、現代のスポーツは、オリンピック・パラリンピックやワールドカップに象徴されるように、グローバリゼーションによってもはや世界共通の産業（Business）となっている。ヒト・モノ・カネ・情報が常に行き交う中で、スポーツを健全に管理し運営していくための理論とその実践が求められている。例えば 1984 年のロサンゼルス五輪以降、特にメガイベントを中心として、スポンサーの都合で試合時間を短くしたり、ルールを変えたり、重要な試合の開始時間を高額な放映権料を払ったテレビ局のある地域の時間帯に合わせたりするなどの変更が行われてきた。このように、ビジネス界の発想や提案によってスポーツが変貌を遂げる中、「スポーツ健康学」というフレームの中でスポーツの文化的価値を踏まえたスポーツマネジメント理論を確立し、実践しなければ、スポーツ文化とスポーツビジネスの間の距離は益々離れる一方である（スポーツマネジメントの必要性）。

以上のことからも、人々が生涯におよんで豊かに暮らすためには、「スポーツ」と「健康」を不即不離の関係と捉える「スポーツ健康学」を進化させることが今日の重要な課題であるといえる。

このような社会的要請に応じ、その一助となることを目的として、2009（平成 21）年 4 月に法政大学スポーツ健康学部を開設した。教育課程として、体育・スポーツの教育・指導に関する学的体系としての「スポーツコーチングコース」、スポーツ産業に関する学的体系としての「スポーツビジネスコース」、そして人々の健康に関する学的体系としての「ヘルスデザインコース」の 3 コースを設置し、それらを横断的に学ぶことのできる自由度の高いカリキュラム編成によって「スポーツ健康学」の基礎を修得する人材を育成してきた。

そして、2016（平成 28）年 4 月に開設したスポーツ健康学研究科・修士課程では、学部において修得した知識・技能をより発展させ、高度で専門的な知識・技能を有する職業人の養成を目標としてきた。実際、本研究科の修士課程在学者は、個々の修士論文の完成を目指して日々の研究に取り組むことはもちろんながら、例えば世界と闘う日本代表選手たちをサポートするアスレティックトレーナー・ストレングス&コンディショニングコーチのように、スポーツ現場や医療現場のフィールドに継続的に関わりながら知識と技能を高める者、あるいは保健体育科教員専修免許やスポーツメンタルトレーニング指導士の資格を取得する者など、学部時代よりも着実に一歩進んだ専門性を身に付けている。

しかしながら、修士課程において修得したそれらの専門性を客観的かつ科学的に捉え直し、時代と社会の激しい変化に応じた新たな「スポーツ健康学」を不断に創造してくためには、さらに高度なレベルから教育研究の理論と実践を開発することのできる、卓越した研究者の養成が求められる。すなわち、修士課程をさらに進化・発展させた博士後期課程の設置を必要とする。

すでに述べたように、現代において「スポーツ」と「健康」への関心と必要性はますます増大している。その状況に応じるように、全国において 160 以上の国公私立大学が「スポーツ系」の学部もしくは学科を有しており（2017（平成 29）年度末時点）、今後もその数は増えると予測される[1]。

[1] 日本スポーツ産業学会（2018）「スポーツ関連大学の入試情報一覧」『スポーツ産業学研究』28-4：377-382. 当

その中で、大学院研究科の設置状況に目を向けると、修士課程を有する大学は多いとはいえず、博士課程を有する大学はさらに少ない。例えば関東圏でみた場合、前出（注 1）の調査結果（2018（平成 30））ではスポーツ系を有する大学として 49 大学が挙げられているが、その中で、大学院修士課程（博士前期課程を含む）を有するのは 17 大学（34.7%）であり、博士課程を有するのは 10 大学（20.4%）にとどまっている。つまり、関東圏においてスポーツ系を有する大学への進学希望者が将来に博士課程を目指すとすれば、すでに約 5 分の 1 の大学数に限られていることになる。そして近年では、他領域との複合型や専攻内における新たなプログラムとしての博士課程の設置はみられるが[2]、新規のスポーツ系の博士課程は増えていない。他方、関西圏をみた場合でも、比較的最近において複数の有力私立大学が博士課程を設置しているが[3]、圏内全般をみればやはり少数にとどまっている。無論、博士課程の設置数だけが問題ではないが、国家的なレベルという視点からスポーツ健康学に対する研究力の底上げを目指すためには、博士課程において専門性を高める人々の数を増やし、相互に切磋琢磨しながら研究力の向上を図っていくことが必要であると考えられる。

また、現代のスポーツは一面、グローバリゼーションによって世界的規模で共有されているが、反面では、言語・宗教・人種等の違いによる国や地域の境界は消滅することなく存在しており、スポーツがそれらの対立を煽り深める場合もある。このような現実社会における複雑多様なスポーツの在り方を、文化・思想・政治・経済等々の観点から俯瞰的に洞察・分析し、柔軟に思考できる人材が今後ますます求められる。法政大学は、文部科学省による「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択されており（2014（平成 26）年～）、グローバル人材の養成を目的とした様々な事業を展開しているが、スポーツ健康学部も複数の海外研修プログラムを単位化する等、開かれた学びの場を提供している。今後は大学院スポーツ健康学研究科もこれら学部のプログラムとの接続を図りながら開かれた学びの場を設定し、グローバリゼーションに十分に対応できる人材を養成していくことを課題とする。

さらに、本研究科の博士後期課程では、本研究科の修士課程を修了したストレート・マスターだけではなく、いわゆるリカレント教育の視点から、社会人に対しても積極的に門戸を広げたい。現在、小中高大の学校教員、各種スポーツ組織における実践者や指導者、自治体や研究所の職員、その他一般企業に勤務する社会人でスポーツ系の修士課程を修了した者は全国において相当数にのぼる。しかし、修士課程修了者が自らの知的関心にもとづく専門性の深化を求めて博士課程へ進学しようとする場合、先述のように博士課程の絶対数が不足しているため選択肢は少なく、実際の就学はそう簡単ではない。本研究科の博士後期課程では、修士課程における「専門的職業人の養成」という理念をより発展させる形で、カリキュラムに実践的科目を組み込む等、社会人として獲得した知識・技能・経験も研究に活用できるように設計し、実践界と不即不離の関係にある研究も促進する。

以上に述べたことから、「スポーツ健康学」に関する社会的要請に応じるための開発支援機関とし

---

学会のこれまでのまとめによると、2016（平成 28）年度へ向けた入試時にスポーツ関連学部・学科を有する大学数は全国で 141 あり、2017（平成 29）年度へ向けた入試時では 153、2018（平成 30）年度へ向けた入試時では 164 へと増加している。

[2] 複合型として、例えば立教大学・コミュニティ福祉学研究科・スポーツウエルネス研究（2008（平成 20）年 4 月～）、またプログラム型として、例えば社会人を対象とした筑波大学・人間総合科学研究科・スポーツウエルネス学位プログラムがある（2016（平成 28）年 4 月～）。

[3] 立命館大学・スポーツ健康科学研究科（2010（平成 22）年 4 月～修士課程、2012（平成 24）年 4 月～博士後期課程）、同志社大学・スポーツ健康科学研究科（2010（平成 22）年 4 月～修士課程、2013（平成 25）年 4 月～博士後期課程）、関西大学・人間健康研究科（2014（平成 26）年 4 月～修士課程、2016（平成 28）年 4 月～博士後期課程）。

て、高度な研究活動を展開することのできる博士後期課程の設置を必要とする。

### ② 人材養成の方針

#### ア 目的

本研究科の博士後期課程においては次の人材養成の目的を定める。

「スポーツ健康学に対する俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもってグローバル化に対応でき、最先端の理論と研究方法を駆使して高度で実践的な課題を解決できる研究力とマネジメント力を有し、豊かな人間性によるリーダーシップを発揮しつつ様々な領域の人材と協働できる研究者としてスポーツ健康学高度開発者の養成を目的とする。」

#### イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

博士後期課程に3年以上在学し[4]、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士（スポーツ健康学)」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。

DP1. 「スポーツ健康学」に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもってグローバル化に対応できる能力（知識・思考・判断）

DP2. 「スポーツ健康学」に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力（思考・判断・表現）

DP3. 「スポーツ健康学」に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力（知識・理解・技能）

DP4. 「スポーツ健康学」に関わる多様な実践的課題を解決し、新たな展開内容・方法を開発できる能力（技能）

DP5. 「スポーツ健康学」に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力（関心・意欲・態度）

#### ウ 学問領域

本研究科・博士後期課程における学問領域は、修士課程からの接続性を踏まえ、高度専門的職業人を支援・指導できる研究者の養成という目的に鑑みて、スポーツ健康学の構成要素となるヘルスプロモーション、スポーツマネジメント、スポーツコーチング、の3領域から構成する。

ヘルスプロモーション領域は、医科学、運動生理学、健康科学などの学問分野を包含し、身体組織や発育・発達、衛生等を科学的に解明して生涯を通じた健康づくりを高度に促進させる者を支援・指導するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域である。

スポーツマネジメント領域は、スポーツに関わる産業、政策、消費者行動、ジャーナリズム、メディア等、スポーツを取り巻く社会的要因を分析してスポーツの高度な管理・運営を行う者を支援・指導するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域である。

スポーツコーチング領域は、スポーツのパフォーマンスを高度に向上させる指導者や、学校体育をはじめとするスポーツ教育を高度化する教育者を支援・指導するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域である。

---

[4] ただし、「（5）教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件の②修了要件」で記すように「早期修了」を別に定める。

【資料１】法政大学大学院スポーツ健康学研究科　学問領域の構成概念図

**エ　人材養成像**

本研究科・修士課程では、スポーツ健康学を実践するために必要な幅広い知識と高度な専門性を修得するための総合的な教育を展開し、現代社会がスポーツ健康学分野において求める多面的な高度専門的職業人の養成を目的としている。具体的には、ヘルスプロモーション領域においては生涯を通じての積極的な健康づくりを支援できる人材、スポーツマネジメント領域においてはスポーツに関わる組織のよりよい管理・運営の在り方を追究できる人材、スポーツコーチング領域においては競技スポーツや教育現場において高度な指導能力を発揮できる人材の養成を目指している。

本研究科・博士後期課程では、上記の修士課程における人材養成の指針を引き受けながら、さらにスポーツ健康学に関わる知識と教養を深め、個々人の関心による各領域の高度な専門性を追究することはもちろん、自らが主体的に設定する課題を解決してその成果を積極的に社会に発信することができ、他者と協働しながらリーダーシップを発揮できる「スポーツ健康学高度開発者」を養成する。

「スポーツ健康学高度開発者」とは、修士課程で獲得したスポーツ・健康に関わる高度専門的職業能力を土台として個々の研究領域に蓄積されている研究成果を整理・統合し、新たな方向へと転換したり組み替えたりすることができる能力、さらには全く新たな視点から既成の研究を乗り越えることができる能力を有する者を指す。具体的な人材像は、大学や研究所において優れた研究能力を発揮して新たな研究課題や学問領域を開発することができる研究者、スポーツ組織や健康産業あるいは医療機関等において高度な専門性を活かしてリーダーシップを発揮し、ファシリテーターとして重要な役割を担う者、スポーツ現場においてトップレベルの指導者や選手の育成を担い、それらの新たなシステムを開発する者、等々である。

【資料２】スポーツ健康学研究科博士後期課程　人材養成像

**オ　博士後期課程修了後の進路**

本研究科・博士後期課程修了後の進路としては、人材養成像に鑑み、大学をはじめとする高等教育機関における研究者、国立のスポーツ科学センター（JISS）や栄養研究所等の研究者、自治体や財団あるいは民間産業・企業がスポーツ・健康に関わって管理・運営する種々の組織の研究者・職員等に就くことが想定される。なお、本研究科・博士後期課程では、先述のように社会人も積極的に受け入れる予定であり、大学等の高等教育機関をはじめとしてすでに職を得ている者が学生として在学するケースも想定される。

**カ　博士後期課程への進学需要と経済社会の人材需要の見通し**

博士後期課程の入学者確保の見通しを立てるため、2018（平成 30）年 7 月および 2019（令和元）年 9 月に既設の修士課程（スポーツ健康学研究科）の在学者 30 名を対象とし[5]、本研究科・博士後期課程に対する興味・関心、進学希望等を調査した。その結果、「あなたは法政大学スポーツ健康学研究科博士課程での博士号取得に魅力をとても感じますか」という設問に対して、36.7%が「あてはまる」、13.3%が「おおいにあてはまる」と回答し、合わせて 50.0%の者が魅力を感じているこ

[5] 修士課程入学定員数 10 名に対する入学者数は、2016（平成 28）年度（開設初年度）7 名、2017（平成 29）年度 8 名、2018（平成 30）年度 13 名、2019（平成 31）年度 9 名。

とが明らかとなった。次に、その根拠として、体育スポーツ系の大学院の博士課程進学に興味を持つ理由を尋ねたところ、「専門的知識をさらに高めたいから（65.2%）」、「スポーツ界の発展に貢献できると思うから（52.2%）」、「さらに高度で先進的な研究に取り組みたいから（34.8%）」、「これまでの実践的活動で培った経験を理論的に整理し、確立したいから（26.1%）」、「スポーツ界に限らず、社会に貢献できると思うから（26.1%）」などの回答が得られた。このことから、特に「高度な知識や理論の確立」と「スポーツ界や社会への貢献」が博士課程進学の大きな理由になっているものと考えられる。最後に、法政大学スポーツ健康学研究科博士課程への進学希望を質問したところ、「進学してみたいと思う（13.3%）」と「少し進学してみたいと思う（33.3%）」を合わせると、希望者は46.6%（14名／30名）に上る結果となった。

経済社会による人材需要については、ヘルスプロモーション、スポーツマネジメント、スポーツコーチングの3領域において性格は異なるが、民間フィットネスクラブや総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ環境の充実、高齢化社会等に起因した健康意識の高まり、「スポーツ基本法」（2011（平成23）年）とそれに基づいた第2期「スポーツ基本計画」（2017（平成29）年～）の策定、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催等々によって、「スポーツと健康」に対する国民的関心の増大に疑いの余地は無く、それらを支援し、かつ先導していく学識経験者・研究者の存在があらゆる面で不可欠となっている。そのような社会情勢を踏まえれば、本研究科・博士後期課程の修了後に予想される進路先について、その人材需要が高まっていくことは明らかである。

**【資料３】大学院博士課程に関するアンケート結果（スポーツ健康学研究科・修士課程在籍者対象）**

**キ　博士後期課程の定員（入学定員４名、収容定員12名）の妥当性**

以上の進学需要に関する調査の結果から、本研究科・修士課程（入学定員数10名）からのいわゆる内部進学によっても、1～3名程度の入学者は見込めると予想される。さらに、関東圏および関西圏において博士課程を有するスポーツ系の私立大学大学院の入学定員を参照すれば[6]、本研究科・博士後期課程の入学定員（4 名）は妥当な数であると捉えられる。その理由は、本学スポーツ健康学部の入学定員165名、本研究科・修士課程の入学定員10名は、全国的にみて博士課程を有するスポーツ系の私立大学の中で最小規模となり、その規模が当然ながら博士後期課程の入学定員数に影響するが、その点を踏まえて比較すれば、関西大学・人間健康研究科の博士後期課程の入学定員3名、同志社大学・スポーツ健康科学研究科の博士後期課程の入学定員3名（うち社会人特別入試の募集定員は若干名）が参考になる。本研究科も社会人入試を導入・実施する予定であることから、博士後期課程の入学定員を社会人を含めた4名とすることは妥当であり、教員数に対する学生数比（S/T比）をできるだけ少なくし、学生のニーズに応じたきめ細かく質の高い教育研究指導を行えるように整備する。

6 早稲田大学・スポーツ科学研究科（修士課程入学定員140名、博士後期課程入学定員30名）、順天堂大学・スポーツ健康科学研究科（博士前期課程入学定員61名、博士後期課程入学定員10名）、国士舘大学・スポーツ・システム研究科（修士課程入学定員30名、博士課程入学定員3名）、日本体育大学・体育科学研究科（博士前期課程／修士課程入学定員40名：体育科学専攻25名＜体育科学コース＋体育実践学コース＞、コーチング学専攻15名）、博士後期課程9名（体育科学専攻6名、コーチング学専攻3名）、立命館大学・スポーツ健康科学研究科（博士前期課程入学定員25名、博士後期課程入学定員8名）、同志社大学・スポーツ健康科学研究科（博士前期課程入学定員8名（募集定員は、一般秋入試8名、学部在学生特別入試・社会人特別入試・一般春入試・飛び入試がそれぞれ若干名）、博士後期課程入学定員3名（募集定員は、一般春入試3名、社会人特別入試若干名）、関西大学・人間健康研究科（博士前期課程入学定員10名、博士後期課程入学定員3名）

## （２）研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科等の名称は以下のとおりとする。本研究科は、冒頭でも述べたように「スポーツと健康」に関わる幅広い複合的学問領域を対象としたものであり、そこでは学際的な研究能力が求められるために単一専攻とし、名称は修士課程を含めた「スポーツ健康学研究科」とする。

研究科名　　：スポーツ健康科学研究科
同（英訳）　　：Graduate School of Sports and Health Studies
専攻名　　：スポーツ健康学専攻
同（英訳）　　：Major in Sports and Health Studies
博士後期課程名（英訳）：Doctoral Degree Program (Sports and Health Studies)
学位名　　：博士（スポーツ健康学）
同（英訳）　　：Doctor of Philosophy (Sports and Health Studies)

なお、修士課程名等の英訳は以下のとおりである。
修士課程名（英訳）：Master's Degree Program (Sports and Health Studies)
修士課程の学位名（英訳）：Master of Arts (Sports and Health Studies)

## （３）教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科・博士後期課程における教育課程は、修士課程からの接続性を踏まえ、スポーツ健康学の構成要素となるヘルスプロモーション、スポーツマネジメント、スポーツコーチングの 3 領域で構成する。ヘルスプロモーション領域は生涯を通じた積極的な健康づくりの高度な促進者を支援・指導できるようになるための知識と技能を身に付けることを目的とし、医科学、生理学、健康科学などの学問分野を包含する。スポーツマネジメント領域はスポーツ産業やスポーツ組織における高度な管理・運営を支援・指導できる知識と技能を身に付けることを目的としている。スポーツコーチング領域は高度なスポーツパフォーマンスの向上や質の高いスポーツ教育を支援・指導できる知識と技能を身に付けることを目的とし、コーチング学、メンタルトレーニング学や教育学の分野を包含する。加えて、博士後期課程の教育課程においては、これら 3 領域は独立するものではなく、むしろ複合的に学修することで､俯瞰的な視野と柔軟な思考力を形成することを目指す｡このため、演習科目を設置し、複数の教員が関わって指導することにより、幅広い視野を形成するためのコースワークとするとともに、研究指導科目とも連携させ、スポーツ健康学全般に対する幅広い視野と実践的な研究能力を身に付けることができるようにする。

### ①　教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科・博士後期課程の人材養成像の「スポーツ健康学高度開発者」に求められる能力・資質を修得するための教育課程の編成、教育内容・方法等については、以下のとおり、カリキュラム・ポリシーを定める。この方針に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成を図る。

CP1.　ヘルスプロモーション、スポーツマネジメント、スポーツコーチングの 3 領域において設定する「専門科目」（スポーツ健康学高度開発特論Ａ・Ｂ・Ｃ）により、修士課程におい

て身に付けた専門的知識・技能をより深められるようにする。また、各々に共通する学習内容として研究倫理教育を実施する。

CP2.　実践に精通した博士号取得者の養成を重視するため、「実践研究」を中心とした自由課題の「演習科目」（スポーツ健康学高度開発演習）を設定する。また、この科目では「理論研究」を行うことも可とし、実践研究又は理論研究のいずれもそれらを進める際の指導体制、発表形式、評価に及んでコースワークとして取り組む。

CP3.　博士論文作成に伴う研究課題の設定、調査・実験等の研究方法及び分析・考察に対する指導を行うため、「研究指導科目」（スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ）を設定する。この科目では、指導教員及び副指導教員により「演習科目」と連携させることにより、スポーツ健康学全般に対する幅広い視野と実践的な研究能力を養成する。

**② 修了要件**

16 単位以上の修得を修了要件とし、その内訳は必修として研究指導科目 12 単位、演習科目 2 単位及び選択必修として専門科目 2 単位とする。

**③ 教育課程の内容**

**ア 研究指導科目**

研究指導科目は、未知の研究課題について文献学的研究を踏まえた新たな知見の糸口を探り、調査・実験・実習などによって課題解決することを目指す「スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ」を履修する。指導教員の指導助言のもと、学生の主体的な取り組みを重視しながら、各々の専門性を深めることによる高度な研究力の養成を目指すものである。その際、副指導教員は研究指導を支援し、複眼的な指導ができるよう体制を整える。

**イ 専門科目**

専門科目は、「スポーツ健康学高度開発特論Ａ（ヘルス領域）・Ｂ（マネジメント領域）・Ｃ（コーチング領域）」を設定し、各教員の専門性を活かしたオムニバス方式の講義により博士後期課程にふさわしい、高度な学際的知識の吸収を計ることを目指す。また、昨今、問題となっている研究者によるねつ造、剽窃などの不正行為に対しては社会的責任も大きいことから、ヘルシンキ宣言を遵守する等、適切な研究倫理を身に付けるための研究倫理教育はすべての学生が受けることを必須とする。

**ウ 演習科目**

演習科目「スポーツ健康学高度開発演習」は博士論文の作成プロセスにおける基礎的なトレーニングとしての位置づけであり、主たる目的は、①実践の世界に精通した博士号取得者の養成と、②自主的に選択する演習課題について複数教員によるコースワークを通して成果を追求していく点にある。①は「実践的課題解決能力」(DP4)、②は「研究成果の社会還元や他者との協働関係力」(DP5)と深く関わることを重視し、「必修」とする。

①については、修士課程においてすでに「高度専門的職業人」としての力量を身に付け、そこでは何らかの形で実践と関わる者が多いことを前提としている。社会人学生であればすでに職業としてのフィールドを持っていることは言うまでもないが、博士課程のストレート学生であってもすで

に保健体育科教員専修免許、アスレティックトレーナー、スポーツメンタルトレーニング指導士等の資格を有し、学校、地域スポーツ、競技スポーツ、あるいは医療等の現場に関わる者が実際に存在する。②については、研究指導だけではどうしても「タコツボ」的な指導になりがちであるため、定期的な成果発表会を開催し、関係領域あるいは他領域の複数教員との積極的なディスカッションを通して視野を広げるとともに演習課題への理解を深めていく。

なお、「カリキュラムの特色」で示すように、学生の立場や研究課題によっては必ずしも「実践研究」に固執せずに「理論研究」も可とする。

**④　カリキュラムの特色**

研究指導科目、専門科目に加え、演習科目として「スポーツ健康学高度開発演習（実践研究／理論研究)」を設定し、必修単位とする。

「実践研究」は、修士課程における高度専門的職業人養成の理念を受け継ぎ、博士論文作成を念頭に置きながら「ヘルスプロモーション」「スポーツマネジメント」「スポーツコーチング」の各領域における実践に即して蓄積された経験・知見（いわゆる実践知）を整理・検討する研究であり、得られた一定の成果を単位として評価・認定するもので、原則として2年次までに履修することとする。そして、これら実践知が博士論文作成に関わる理論によって裏付けられたり、また実践知から理論を創出したり修正したりすること、即ち理論と実践の往還に意味を見出すものであり、実践の世界から遊離しない研究を為し得ることをねらいとする。

実践研究のフィールドとしては、国内外における各種医療機関（ヘルスプロモーション領域)、各種スポーツ企業・施設・イベント（スポーツマネジメント領域)、学校・教育関連機関・競技スポーツ組織（スポーツコーチング領域)、等々があり、個人が自由に課題を設定し、主・副指導教員による指導のもとで一定期間、課題に従事する。その成果を研究科内において公開し、コースワークとして評価を行う[7]。

一方、「理論研究」は、博士論文作成に関わる内容で、かつ専門職業的又は実践的でない理論追究型の研究を指す。これは、博士論文の課題によっては、実践とは必ずしも結びつかない研究を進める場合や、すでに実践面においてハイグレードな社会人などが研究を進める場合も想定されるためにおくものである。理論研究の場合は、独自の文献調査や理論構築等を主・副指導教員による指導のもとで行い、実践研究と同様にその成果を研究科内に公開し、コースワークとして評価を行う。

なお、他大学・他研究科からの入学者には、より質の高い研究をスタートすることができるように､修士課程における複数の専任教員が各々独自の視点から倫理面をはじめとする研究の在り方(フィロソフィー）と設計の仕方（デザイン）を解説する授業科目「研究デザイン・フィロソフィー」を履修させることとする。

---

7 「どの程度、課題に従事すればよいのか」については、上記の現場に関わる各種の資格（アスレティックトレーナー、理学療法士、スポーツコーチ・指導者、スポーツメンタルトレーニング指導士、等々）が取得条件として定める実践経験が一つの基準となる。例えば、日本スポーツ協会の公認サッカーB 級コーチ資格であれば「実技：22.5ｈ、指導実践：18ｈ」、日本スポーツ心理学会のスポーツメンタルトレーニング指導士資格であれば「修士号を有したうえで指導実績 30ｈ以上」が定められている。また、企業や行政のスポーツ健康学に関わる研究部門等での勤務経験やインターンも含まれる。これらの課題に従事し、実践研究として一定の成果を得た結果、博士後期課程修了後のキャリアにもつながることを期待している。

**⑤　教育課程の編成**

研究指導科目としての「スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ」は、1 年次はⅠ及びⅡ、2 年次はⅢ及びⅣ、3 年次はⅤ及びⅥに配置し、それぞれ 2 単位で計 12 単位とする。担当する指導教員の指導助言のもと、学生による自主的・積極的な文献学的研究及び課題探求活動により新規性の高い研究分野を掘り下げていく。

専門科目は講義科目として、ヘルスプロモーション領域はスポーツ健康学高度開発特論Ａ、スポーツマネジメント領域はスポーツ健康学高度開発特論Ｂ、スポーツコーチング領域はスポーツ健康学高度開発特論Ｃを置き、それぞれ 2 単位とする。なお、専門科目は 1～2 年次に配置する。「スポーツ健康学高度開発演習」を進めるうえで基礎的な科目としての位置づけであることから博士後期課程 1、2 年次に履修することとする。また、講義内容については各教員の専門性を反映させるためにオムニバス方式での授業形態とする。

演習科目は先述のように、学生の職歴や研究歴に鑑み、現況や研究内容に応じて実践研究又は理論研究を実施する。この科目はコースワークの柱となることから、各領域の複数の教員が博士論文作成計画とどのように関わる内容であるかを把握し、定期的に進捗状況について共同による指導体制を組む。専門科目と同様に、博士論文作成にむけての基礎づくりとなることから、1、2 年次に履修することとし、2 年次の終わりまでに、成果を他領域の教員・学生へも公表し、各領域の複数の教員によって評価を決定する。

なお、本研究科の博士後期課程では社会人に対しても積極的に門戸を広げたい。社会人学生に対しても学修内容は同じであるが、研究指導科目（スポーツ健康学高度開発研究）等の指導場所・時期については、交通の便のよい市ヶ谷キャンパスの利用や遠隔授業、集中授業期間や休業期間も利用する等、学修環境に配慮し、フレキシブルな指導を行う。

**【資料４】スポーツ健康学研究科博士後期課程　授業科目一覧**

**【資料５】スポーツ健康学研究科博士後期課程　カリキュラム概念図**

## （４）教員組織の編成の考え方及び特色

スポーツ健康学研究科の教員は、大学・研究科の理念に対する基本的理解を前提として、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに則った教育・指導を行うことが要請される。資質・能力としては、ヘルスプロモーション、スポーツマネジメント、スポーツコーチングの 3 つの領域において卓越した専門性が備わっているとともに、スポーツ健康学高度開発者の養成という学生教育の視点から、幅広い知識・教養とグローバルな視野も求められる。さらに研究面では、スポーツ健康学の国際的動向を踏まえた最先端の理論と研究方法を駆使して高度でかつ実践的な課題を解決できる能力、そして、その能力を学生に応じて適切に発揮できる柔軟な指導力が必要となる。

教員組織の編成にあたっては、本研究科が 3 つの領域で構成されていることから、各領域にバランスのよい教員配置を行う。さらに、研究指導並びに授業科目においても各領域が常に有機的に相互作用するためのコースワークとしての学生教育・指導を行うことができるように配慮する。

**①　教員数**

本研究科・博士後期課程の教員は全て専任とし、人数は 10 人（教授 5 名、准教授 5 名）とする

（開設年度も同じ）。

**② 教員の配置**

本研究科・博士後期課程の教育課程は、研究指導科目、専門科目、演習科目から構成される。これらの科目ごとの教員の配置を以下に示す。

**ア 研究指導科目担当教員**

研究指導科目は、研究倫理や外国語文献読解力等の基礎的な研究スキルを高めつつ、博士論文作成へ向けて、研究目的・計画の立案、研究テーマの設定、研究方法の選定、考察の仕方、研究の限界に対する認識等について半期毎の 3 年間（標準履修）に及んで行う必修科目であり、ヘルスプロモーション、スポーツマネジメント、スポーツコーチングの 3 領域に精通した指導力の高い適任者をバランスよく配置している。

**イ 専門科目担当教員**

専門科目は、スポーツ健康学高度開発特論Ａ（ヘルス領域）、スポーツ健康学高度開発特論Ｂ（マネジメント領域）、スポーツ健康学高度開発特論Ｃ（コーチング領域）から編成し、オムニバス形式で行う選択必修科目であり、各々に専門知識・技能の豊富な教員を配置している。

スポーツ健康学高度開発特論Ａ（ヘルス領域）は、ヘルスプロモーションの視点から生涯を通じての積極的な健康づくりの支援ができることを目指し、身体の構造と機能に基づく評価・処置、運動器リハビリテーション、機能解剖学、運動生理学、運動指導、健康教育学・公衆衛生学といった専門的知識に秀でた教員、アスレティックトレーナーといった技能面も含み斯界の指導的立場にある教員を配置している。

スポーツ健康学高度開発特論Ｂ（マネジメント領域）は、スポーツイベントと人々の関係性に関する研究、スポーツ組織論、スポーツと多様性やコーチキャリアに関する研究等、グローバルな視野からスポーツイベントやキャリアといったスポーツマネジメント・スポーツマーケティングにおける先端的課題に挑む教員を配置している。

スポーツ健康学高度開発特論Ｃ（コーチング領域）は、スポーツパフォーマンスの向上という課題に関して、バイオメカニクス、スポーツ生理学、体力学、測定評価学、スポーツ心理学、コーチング学による十分な研究業績を積んだ教員、スポーツメンタルトレーニング指導士、また、学校体育をはじめとするスポーツ教育学の専門家を配置している。

**ウ 演習科目担当教員**

演習科目は、博士論文作成にむけての基礎づくりとして「自由課題（実践研究／理論研究）」を設定し、主指導教員を中心にヘルスプロモーション領域、スポーツマネジメント領域、スポーツコーチング領域における各領域教員の共同による指導体制を組むものである。演習科目として重視する「実践研究」は、そのフィールドには、国内外における各種医療機関（ヘルスプロモーション領域）、各種スポーツ企業・施設・イベント（スポーツマネジメント領域）、学校・教育関連機関・競技スポーツ組織（スポーツコーチング領域）等々があり、そこでの実践に即して蓄積された経験・知見（いわゆる実践知）を整理・検討する研究である。本研究科の博士後期課程担当教員は修士課程担当でもあり、修士課程における高度専門的職業人養成の段階で多様ではあるが実践への深い関わりと理解を有しており、いずれの教員もシラバスに示すように「実践研究」に対する指導は可能である。また、「理論研究」は独自の文献調査や理論構築等を行う研究であるが、いずれの教員も同様に指導は可能である。

＜ヘルスプロモーション領域＞

| 氏名 | 職位 | 年齢 | 担当科目 | 研究分野 |
|---|---|---|---|---|
| 鬼頭　英明 | 教授 | | ・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発特論Ａ（ﾍﾙｽ領域）<br>・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ<br>・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） | 健康・スポーツ科学 |
| 泉　　重樹 | 教授 | | | 健康・スポーツ科学、外科系臨床医学、社会医学 |
| 越智　英輔 | 准教授 | | | 運動生理学、応用健康科学 |

＜スポーツマネジメント領域＞

| 氏名 | 職位 | 年齢 | 担当科目 | 研究分野 |
|---|---|---|---|---|
| 吉田　政幸 | 准教授 | | ・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発特論Ｂ（ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ領域）<br>・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ<br>・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） | 健康・スポーツ科学 |
| 伊藤　真紀 | 准教授 | | | スポーツマネジメント |

＜スポーツコーチング領域＞

| 氏名 | 職位 | 年齢 | 担当科目 | 研究分野 |
|---|---|---|---|---|
| 平野　裕一 | 教授 | | ・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発特論Ｃ（ｺｰﾁﾝｸﾞ領域）<br>・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ<br>・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） | 健康・スポーツ科学 |
| 永木　耕介 | 教授 | | | 健康・スポーツ科学 |
| 中澤　　史 | 教授 | | | 健康・スポーツ科学、心理学、教育学 |
| 林　　容市 | 准教授 | | | 健康・スポーツ科学、科学教育・教育工学 |
| 島本　好平 | 准教授 | | ・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ<br>・ｽﾎﾟｰﾂ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） | 健康・スポーツ科学<br>ライフスキルコーチング、心理学、教育学 |

**③　専任教員の年齢構成**

専任教員の年齢構成は上記に示した通り、研究の実績や教育能力を考慮しつつも適切な年齢構成になるよう配慮している。また、本学の定年は 65 歳であり、定年延長により 70 歳まで専任教員として勤務可能となっている。配置している全ての専任教員が、完成年度の 2023(令和 5)年度末までに 70 歳を越えることはない。

なお、上記の教員組織のうち、直近では 2023(令和 5)年度末に 1 名、2024（令和 6）年度末に 1 名が退職予定であり、後任人事については博士後期課程を担当できる若手教員の採用を計画している。また、すでに 2020（令和 2）年度前期、上記の教員組織において最高齢の教員が存する「コーチング」領域に博士後期課程を担当可能である（他大学において過去に「研究指導補助」資格が認めら

れ、現在も他大学の博士課程の外部審査員を務めている）若手教員を採用することを決定した。この教員は研究指導を担当する予定である。

**【資料６】教員の定年に関する規程**

## （５）教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### ① 教育方法、修了要件と履修モデル

スポーツ健康学研究科のカリキュラムは「（３）教育課程の編成の考え方及び特色」に示すとおり、「ア　研究指導科目」、「イ　専門科目」、「ウ　演習科目」から構成する。

「ア　研究指導科目」（スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ）は、博士論文作成に伴う研究課題の設定、調査・実験等の研究方法及び分析・考察に対する指導を行うためのものであり、1 年次～3 年次まで半期ごとに設定する。指導教員の指導助言のもと、学生の主体的な取り組みを重視しながら、各々の専門性を深めることによる高度な研究力の養成を目指すものである。その際、副指導教員は研究指導を支援し、複眼的な指導ができるよう体制を整える。

「イ　専門科目」（スポーツ健康学高度開発特論Ａ（ヘルス領域）、Ｂ（マネジメント領域）、Ｃ（コーチング領域））は、各教員の専門性を活かしたオムニバス方式の講義により博士後期課程にふさわしい、高度な学際的知識の吸収を計ることを目指す。また、研究者によるねつ造、剽窃などの不正行為の徹底した防止のため、ヘルシンキ宣言を遵守する等、研究倫理を身に付けるための研究倫理教育はすべての学生が受けることを必須とする。

「ウ　演習科目」（スポーツ健康学高度開発演習）は、実践の世界に精通した研究者の養成を重視し、かつ博士課程修了後の職業進路に役立つ点も視野に入れている。法政大学が目指す「自由を生き抜く実践知」に対応させて、自由課題を設定する「実践研究」を中心とする。一方で「理論研究」を行うことも可とし、実践研究又は理論研究のいずれもそれらを進める際の指導体制、発表形式、評価に及んでコースワークとして取り組み、2 年次終了までの単位取得を標準とする。

履修モデル①に示すように、ヘルスプロモーション領域は生涯を通じた積極的な健康づくりの高度な促進を支援・指導できる研究者の養成を目的とし、1 年次に「専門科目（スポーツ健康学高度開発特論Ａ（ヘルス領域)」を配当する。そこでは、身体の構造と機能に基づく評価・処置、運動器リハビリテーション、機能解剖学、運動生理学、運動指導、健康教育学・公衆衛生学といった専門的知識に秀でた教員、アスレティックトレーナーといった技能面も含み斯界の指導的立場にある教員を配置して専門的な教育・指導にあたる。また、1 年次から「研究指導科目（スポーツ健康学高度開発研究）」を配当し、3 年次終了まで博士論文作成に伴う研究課題の設定、調査・実験等の研究方法及び分析・考察に対する指導を継続して行う。さらに、2 年次には「演習科目（スポーツ健康学高度開発演習)」を配当し、実践研究を中心としたコースワークとして集団指導を行う。

履修モデル②に示すように、スポーツマネジメント領域はスポーツ産業やスポーツ組織における高度なマネジメントを支援・指導できる研究者の養成を目的とし、1 年次に「専門科目（スポーツ健康学高度開発特論Ｂ（マネジメント領域)」を配当する。そこでは、スポーツイベントと人々の関係性に関する研究、スポーツ組織論、スポーツと多様性やコーチキャリアに関する研究等、グローバルな視野からスポーツイベントやキャリアといったスポーツマネジメント・スポーツマーケティングにおける先端的課題に挑む教員を配置して専門的な教育・指導にあたる。また、1 年次から「研

究指導科目（スポーツ健康学高度開発研究）」を配当し、3 年次終了まで博士論文作成に伴う研究課題の設定、調査・実験等の研究方法及び分析・考察に対する指導を継続して行う。さらに、2 年次には「演習科目（スポーツ健康学高度開発演習)」を配当し、実践研究を中心としたコースワークとして集団指導を行う。

履修モデル③に示すように、スポーツコーチング領域は高度なスポーツパフォーマンス向上や質の高いスポーツ教育を支援・指導できる研究者の養成を目的とし、1 年次に「専門科目（スポーツ健康学高度開発特論Ｃ（コーチング領域)」を配当する。そこでは、バイオメカニクス、スポーツ生理学、体力学、測定評価学、スポーツ心理学、コーチング学による十分な研究業績を積んだ教員、スポーツメンタルトレーニング指導士、また、学校体育をはじめとするスポーツ教育学の専門家を配置して専門的な教育・指導にあたる。また、1 年次から「研究指導科目（スポーツ健康学高度開発研究）」を配当し、3 年次終了まで博士論文作成に伴う研究課題の設定、調査・実験等の研究方法及び分析・考察に対する指導を継続して行う。さらに、2 年次には「演習科目（スポーツ健康学高度開発演習)」を配当し、実践研究を中心としたコースワークとして集団指導を行う。

**【資料７】スポーツ健康学研究科博士後期課程　履修モデル**

**② 修了要件**

本研究科・博士後期課程の修了要件は、3 年以上在学のうえ、以下に示す項目とする。

（1）研究指導科目「スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ」、専門科目「スポーツ健康学高度開発特論Ａ、Ｂ、Ｃ」のうち 1 科目、演習科目「実践研究／理論研究」の合計 16 単位以上を修得していること。

（2）博士論文を提出し、最終試験に合格していること。

（3）博士論文提出要件

(3-1) 博士論文の関連論文として「学術論文」（筆頭）が 2 編以上含まれていること。うち 1 編は「日本学術会議協力学術研究団体が発行している学術誌」又は「国際学術誌」に掲載された（または掲載可となった）査読付論文とする。

付則：「関連論文」とは博士論文の内容と直接に関わる論文であり、「学術論文」（筆頭）2 編以上のうち 1 編は、博士後期課程に入学後から博士論文提出までの期間において著されたものとする。

(3-2) 法政大学大学院学則第 27 条における「外国語の能力を考査する」ものとして「英語で著された学術論文」（筆頭）1 編以上、もしくは「国際学会における口頭発表あるいはポスター発表」（博士論文提出者が発表者であるもの）1 件以上を求める。

付則：(3-1) における「関連論文として学術論文（筆頭）が 2 編以上」の中に「英語で著された学術論文（筆頭）が 1 編以上」ある場合、それをもって代えることができる。また、「国際学会における口頭発表あるいはポスター発表」は海外で行われた国際学会であることが望ましい。

（4）ただし、法政大学大学院学則第 26 条により、優れた研究業績をあげた者については 1 年以上在学すれば本研究科の議を経たうえで修了を可とする。「優れた研究業績」とは、博士後期課程入学後から学位論文提出までに、著名な学術誌に筆頭として 2 編以上（国際誌 1 編以上を含む）の関連論文の公表、および国際学会における発表が 1 件以上あることを要件とする。

（5）博士後期課程に 3 年以上在学し、博士論文を提出せずに所定の単位を修得して退学した者の

うち、退学した日から起算して３年以内に博士論文提出・受理が成立した場合に限り、『課程による者』として博士学位の申請ができる。

（６）なお、学生が職業を有している等の事情[8]により、長期履修制度の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認め、４年、５年及び６年の長期履修制度を実施することができる（法政大学大学院学則第２条第８項）。

**【資料８】長期履修制度（法政大学 HP）**

**【資料９】法政大学大学院学則（抜粋）**

### ③　指導方法と修了までのスケジュール

#### ア　指導体制

学生１人につき主指導教員１名、副指導教員１名をあてる。授業科目の履修に関する指導を行うことはもちろん、1 年次から学位論文提出までの間で複数回の段階的な研究発表会を設定し、関係領域の専任教員全員参加を原則とするコースワークとして公開形式で行い、研究の進捗状況をチェックする。これらを通してきめ細やかな研究指導を適切に行う。また、博士論文審査については、主査１名・副査２名の審査体制をとる。主査は主指導教員が担当し、副査２名のうち１名は原則として対象論文の研究領域を専門とする者が担当、他の１名はできるだけ研究領域以外の者が担当することで審査の客観性を担保するように図る。なお、研究科内に審査の適任者が不在の場合、研究科外から適任者を要請することも可とする。また、「社会人」についても研究指導体制は変わらないが、研究指導科目（スポーツ健康学高度開発研究）等の指導場所・時期については、交通の便のよい市ヶ谷キャンパスの利用や遠隔授業、集中授業期間や休業期間も利用する等、フレキシブルな指導を行う。

#### イ　スケジュール

＜１年次＞

①　履修計画立案

指導教員が確定し、カリキュラム・授業概要を把握する。

指導教員の指導の下、博士論文執筆に向けた具体的な構想を立てる。

②　博士論文計画発表会

博士論文の構想・計画について発表する（公聴会）。関係領域の専任教員と学生は原則として全員参加する。主・副指導教員は発表会後、質問・コメントをもとにした議論・指導を行う。

＜２年次＞

③　博士論文中間発表会

博士論文の中間報告を行う（公聴会）。関係領域の専任教員と学生は原則として全員参加する。主・副指導教員は発表会後、質問・コメントをもとにした議論・指導を行う。

＜３年次＞

---

8 長期履修の申請条件は以下とする（在留資格「留学」を有する外国人留学生は申請不可）。

(1)職業を有している者

(2)育児、長期介護、身体の障がい、疾病等の事情により、標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

④　博士論文の提出（第一次）

主・副指導教員により論文のチェックを行う。

⑤　予備審査会

論文審査委員会による予備審査を行い、受理の可否を決定する。また、修正点等について指摘する。

⑥　博士論文の提出

３年次の所定の時期までに博士論文を提出する。

⑦　博士論文最終発表会

博士論文の最終報告を行う（公聴会)。

⑧　本審査会

論文審査委員会による学位授与要件の確認、論文内容のチェック、口頭試問、評価を行う。

＜１年次・２年次・３年次共通＞

関連学会への参加を促し、研究上の知見を深めさせると共に、研究発表の事例から学ばせる。

**【資料１０】スポーツ健康学研究科博士後期課程　修了までのスケジュール**

**④　学位論文審査体制、学位論文の公表方法**

**ア　学位論文審査体制・審査方法**

審査の過程は、主指導教員と副指導教員による事前の論文チェック、最終発表会（公聴会）における質疑応答、審査委員会（主査１名・副査２名）による論文査読および口頭試問を踏まえ、審査委員会が評価案を作成し、研究科教授会において最終決定を行う。なお、成績評定は、Ａ＋（非常に高い)、Ａ（高い)、Ｂ（普通)、Ｃ（あまり高くない)、Ｄ（低い）の５段階とし、Ｄ（低い）と判定する場合は不合格とする。

また、学位論文は以下の基準を満たしている者に対して授与する。

１．研究の意義・目的の正当性（社会還元性を含む）が認められること。
２．研究倫理に則った研究であること。
３．研究の独創性・新規性が認められること（先行研究の網羅的な収集と検討を含む)。
４．研究方法の妥当性が認められること。
５．記述内容が客観的でかつ、論理展開がなされていること。
６．論文の技術的要件（図表による明示、引用参考文献・出典の明記等）を満たしていること。
７．研究に一定の成果が認められること。
８．研究の限界と今後の課題に対する認識が認められること。
９．研究テーマと研究内容（研究の目的・方法・結果・考察等）の整合が認められること。

**イ　学位論文の公表方法**

合格した博士論文は、国立国会図書館へ登録する他、本学の研究成果等の電子情報を蓄積し学外へ発信するために開設している「法政大学学術機関リポジトリ」に登録し、本人の許諾を条件として公表する。また、本学は、学術研究の奨励と優れた研究成果の公表を促進するために、博士学位取得者を対象とした学位取得論文の出版助成制度を設けており、本研究科・博士課程の対象者にこの制度を周知し、学位論文の公表を促す。

**【資料１１】法政大学学位規則（案）**

【資料１２】法政大学大学院優秀博士論文出版助成金規程

### ⑤　研究倫理体制

本学は、研究者の行動と態度の倫理的規準として法政大学研究倫理規程を定めている。学術研究の公正性と透明性、それを踏まえた信頼性を確保すること目的として、法令遵守とともに、研究者倫理及び研究活動に関わる法令等の研修の受講等、研究者の責務について明示し、それらを遵守することを義務付けている。また、総長が委嘱する委員から構成される研究倫理委員会を設け、研究倫理に係る意識の高揚、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じることと等をその職務としている。

研究倫理教育に関する取組みについては、公的研究補助金等の運営・管理に関わる全ての教職員等を対象とした外部講師（監査法人）によるコンプライアンス研修（毎年１回）や専任教員等を対象としたｅ－learning を利用した研究倫理の理解度を深める教育を実施している。また、新任教員研修会（毎年度４月開催）においても、本学の研究支援制度やファカルティ・ディベロップメントの取組みとともに研究倫理に関する講演を行い理解を促している。

本研究科においても、修士課程の授業科目「研究デザイン・フィロソフィー」でｅ－learning を利用した研究倫理についての講義を実施しており、さらに博士後期課程でも専門科目「スポーツ健康学高度開発特論」（必修）で各専門学問領域における具体的な事例を引きながら研究倫理に対する理解を深める。

学位論文の研究倫理審査の体制等については、2016（平成 28）年度より「スポーツ健康学研究科・研究倫理審査委員会」（委員長はスポーツ健康学研究科長）を設け、研究科教員および大学院生の研究倫理審査を実施している。実験・調査等の研究に着手する各段階において研究倫理審査を受け、最終的に学位論文にも当該審査の承認番号を付記するように指導している。この運用においては，「スポーツ健康学研究科研究倫理委員会要綱」に則って実施している。

【資料１３】法政大学研究倫理規程及びスポーツ健康学研究科研究倫理委員会要綱

## （６）施設・設備等の整備計画

### ①　校地、運動場の整備計画

本研究科・博士後期課程が設置されるのは、法政大学の多摩キャンパスの敷地内であり、研究科・博士後期課程の教育・研究のために必要な校地、運動場は確保されている。多摩キャンパスの校舎敷地面積は 555,552.50 ㎡、運動場の敷地面積は 167,348.00 ㎡であり、近隣の城山地区運動場を含めた校地全体の面積は 752,528.50 ㎡である。

### ②　校舎施設等の整備計画

本研究科・博士後期課程は、その基礎となるスポーツ健康学部と修士課程で使用している現有施設（スポーツ健康学部棟）を供用する。博士後期課程の大学院生の研究室（自習室）は、修士課程のそれと隣接する場所に設置する。教育研究設備については、プロジェクター設置の各教室、生理学やバイオメカニクスに関する実験室、パソコン室、図書資料室、トレーニングルーム等が設置され、スポーツ健康学の教育研究を最適に実践できる環境が整備されている。博士後期課程においても、これらの設備を活用する。また、教員の研究室も現有施設に有している。

大学院の研究室（自習室）は、スポーツ健康学部棟の 6 階のうち現在利用されていない共同研究室 2 室他、合計 78.56 ㎡のスペースに設置する。また、本研究科・博士後期課程で使用する校舎を含め全てのキャンパスで無線 LAN を利用できる環境を整備している。実験室やトレーニングルームについては、現在の利用は運動生理学・スポーツバイオメカニクス・スポーツ医学関連領域の限られた指導者と学生が実験を目的として使用する状況である。博士後期課程でも同様に少数の関係者が使用することを想定している。これらから、施設・設備を学部と修士課程と共有することとしても教育研究の質を十分に維持できる。

**【資料１４】研究室（自習室）見取り図**

**③　図書等の資料及び図書館の整備計画**

本学の図書館は、市ヶ谷、多摩、小金井の各キャンパスに設置され、館長がその業務を統括し、副館長 2 名が館長を補佐している。図書館の管理･運営に関する審議機関として図書館運営会議を、研究・教育、学習支援に関する審議機関として図書館委員会を置いている。

図書資料・電子資料の整備（選定・収集）は、「法政大学図書館資料収集方針」（2001（平成 13）年 4 月制定）に基づき、全学図書館委員会の下にキャンパスごとに置かれる蔵書構築委員会が行っている。本研究科・博士後期課程が開設される多摩キャンパスの図書館には、館長又は副館長、経済学部、社会学部、現代福祉学部、スポーツ健康学部の図書館委員、各学科から選出された専任教員から構成される多摩蔵書構築委員会が置かれ、資料の整備を行っている。

本研究科・博士後期課程については、2009（平成 21）年のスポーツ健康学部開設以降、体育学、健康科学、機能解剖学、運動学、運動生理学、トレーニング理論、指導理論、スポーツマーケティング、スポーツ産業、スポーツ心理学等の関連図書・資料を整備しており、これらを含め、開設時には本課程に関する図書を 70,573 冊（うち外国書 18,588 冊）、学術雑誌を 14,683 種（うち外国書 2,604 種）準備する。これらは学部及び修士課程と共用するが、学問領域の接続性を有する分野の図書等を十分に準備しており、また、開設年度以降は経常経費において図書・研究資料を充実させていく計画であり、共有することによって教育研究に支障は生ずることはない。

なお、三館合計の図書所蔵数は約 1,707,000 冊、学術雑誌を主体にした定期刊行物は約 22,200 種類（内国書約 14,900 種類、外国書約 7,300 種類）、視聴覚資料の所蔵数は約 9,000 種類に及ぶ（2019（平成 31）年 4 月 1 日現在）。視聴覚資料については、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、ビデオテープ、DVD、CD-ROM が主なものとなっており、図書館以外にも学務部が語学関係等の AV 資料の収集を行っている。

## （7）基礎となる修士課程との関係

本研究科・博士後期課程は、修士課程からの接続性を踏まえ、スポーツ健康学の構成要素となるヘルスプロモーション、スポーツマネジメント、スポーツコーチングの 3 領域で構成する。ヘルスプロモーション領域は、健康の維持・増進等を科学的に解明し、生涯を通じた健康づくりを促進できる高度専門的職業人を支援･指導するための知識･技能･システム等を開発する学問領域であり、身体の構造と機能に基づく評価・処置、運動器リハビリテーション、機能解剖学、運動生理学、運動指導、健康教育学・公衆衛生学等の学問分野を包含する。スポーツマネジメント領域は、スポーツに関わる社会的要因を分析し、スポーツをマネジメントできる高度専門的職業人を支援・指導す

るための知識・技能・システム等を開発する学問領域であり、グローバルな視野からスポーツイベントやキャリアといったスポーツマネジメント・スポーツマーケティングにおける先端的研究課題に取り組む。スポーツコーチング領域は、スポーツパフォーマンスやスポーツ教育を向上させる高度専門的職業人を支援・指導するための知識・技能・システム等を開発する学問領域であり、バイオメカニクス、スポーツ生理学、体力学、測定評価学、スポーツ心理学、コーチング学等の学問分野を包含する。

**【資料１】スポーツ健康学研究科スポーツ健康学専攻（博士後期課程）学問領域の構成概念図＜再掲＞**

## （８）入学者選抜の概要

### ア　アドミッション・ポリシー（受け入れ方針）

本研究科・博士後期課程では、修士課程における人材養成の指針（高度専門的職業人の養成）を引き受けながら、さらに、スポーツ健康学に関わる知識と教養を深め、個々人の関心による各領域の高度な専門性を追究することはもちろん、自らが主体的に設定する課題を解決してその成果を積極的に社会に発信することができ、他者と協働しながらリーダーシップを発揮できる「スポーツ健康学高度開発者の養成」を目的としている。

博士後期課程のアドミッション・ポリシー（受け入れ方針）として、以下の資質・能力を求める。

AP1.　豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。（知識・理解）

AP2.　「スポーツ」と「健康」およびそれらをとりまく「社会環境」（グローバル化を含む）について体系的に理解している。（知識・理解）

AP3.　自ら設定した課題について、適切な研究方法を用い、論理的に説明することができる。（思考・判断・表現）

AP4.　「スポーツと健康」に関わる多様な実践的課題へ目を向け、それらの解決に取り組むことができる。（関心・意欲・態度）

AP5.　スポーツ健康学の探求を通して、社会に貢献する意欲がある。（関心・意欲・態度）

想定される受け入れ対象者は、本学のスポーツ健康学研究科および他研究科の修士課程修了者、他大学の体育・スポーツ系大学院修士課程の修了者等であり、かつ、入試受験時にスポーツ健康や教育の分野において職業あるいは職業経験を有する社会人を含む。

### イ　選抜方法

「一般入試」および「社会人入試」を行う（両入試とも入学前年度の 10 月に秋季入試、2 月に春季入試の 2 回を実施の予定）。出願資格は「修士の学位または専門職学位を有する者」を原則とし、その他、「修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有する者」等については本研究科教授会の議を経ることとする。なお、「社会人入試」における社会人の定義は、「入学時（4 月 1 日）に、同一の教育研究機関、官公庁、企業等に 2 年以上の職業経験のある者」とする。また、職業経験には常勤・非常勤の区別はないが、主たる身分が学生の場合のアルバイト等は職業経験に含まない。

「一般入試」は、「書類審査」、「英語能力試験」、「口述試験」を行い、その結果を総合的に評価する。書類審査では、受験生が出願時に提出した修士論文を中心とするこれまでの研究内容および今後の研究計画について博士課程担当教員全員が評価し、口述試験(面接）では、入試担当委員（博士課程担当教員のうち複数教員）により、受験生がこれまでの研究内容および今後の研究計画について行うプレゼンテーションについて、アドミッション・ポリシーに掲げる資質・能力の観点から評価する。また、英語能力試験は、受験生が外部・民間による試験をあらかじめ受験してそのスコアを提示する。

「社会人入試」は、「一般入試」と同じく「書類審査」、「英語」、「口述試験」を行うが、英語能力試験のスコアは英語能力を確認するためのものとし、合否判定の評価には組み込まない。

「一般入試」および「社会人入試」とも研究科教授会において合否を判定する。

なお、きめ細かく質の高い研究指導が実現できるように入学定員は４人とするが、「一般入試」および「社会人入試」の種別ごとの募集人員は設定しない。

## （９）管理運営

大学院の管理運営体制については、法政大学大学院学則第 6 条に基づき研究科教授会が、同 8 条に基づき研究科長会議が、それぞれ設置されている。

研究科教授会は、研究科ごとに教授会規程を定め運営されており、スポーツ健康学研究科教授会については、研究科長 1 名（専攻主任を兼務）及び専攻副主任 1 名を置き、以下の内容を審議決定している。

① 学生の入学及び修了に関する事項
② 学位の授与に関する事項
③ 研究科教員の人事に関する事項
④ 授業科目の構成及び担当者に関する事項
⑤ 研究指導、試験及び単位修得等に関する事項
⑥ 修士論文の審査に関する事項
⑦ 博士論文審査委員会に関する事項
⑧ 学籍に関する事項
⑨ 学生の賞罰に関する事項
⑩ 専攻及び課程等の改正並びに運営に関する事項
⑪ 研究科長会議との連絡及び調整に関する事項
⑫ その他、スポーツ健康学研究科に関する必要な事項

研究科長会議は、総長（議長)、大学院を担当する副学長及び研究科長により構成され、大学院における研究教育の基本的事項、大学院に共通する事項、重要事項を審議決定している。

研究科教授会と研究科長会議は双方には研究科長が構成員となっており、研究科の管理運営においては、研究科長のリーダーシップのもと、全学との連携を図っている。

**【資料１５】法政大学大学院スポーツ健康学研究科教授会規程**

## （１０）自己点検・評価

自己点検の実施主体となる「自己点検委員会」、自己点検報告書の客観的評価を行う「大学評価委員会」、企画立案・調整を行う「点検評価企画委員会」の 3 つの委員会を設置し、それぞれが相互に連携しながら自己点検・評価を実施している。

自己点検委員会は、学部長、研究科長、統括本部長等の各部門の責任者により構成される自己点検の実施主体となっている委員会である。自己点検委員会の下で、各学部・研究科等は、年度当初に点検・評価項目に基づいた現状分析と中期・年度目標の設定を、年度末に目標の達成状況確認を、それぞれ行っている。

大学評価委員会は、学内外の有識者により構成され、自己点検委員会から提出された自己点検報告書を客観的に評価し、その評価結果を本学総長に報告を行うことを職務としている。また、評価結果は各学部・研究科等へフィードバックされＰＤＣＡ活動に資する情報として活用されている。

点検評価企画委員会は、本学の自己点検・評価体制の企画・立案と調整を行っている。

総長室に付置した大学評価室がこの 3 つの委員会の事務局となり、それぞれが有機的に連動しながら継続的改善に向けた取組を支援する仕組みとなっている。

さらに、2018（平成 30）年度には、全学的な内部質保証に責任を負う組織として総長、副学長、副学長補佐、大学評価室長により構成される「全学質保証会議」を設置し、大学全体の包括的なＰＤＣＡサイクルを実現する体制を整備した。

なお、2019（平成 31）年度に第 3 期の認証評価を受審し、その結果が 2020 年 3 月に大学基準協会から通知される予定である。

本研究科においては、毎年度、内部質保証委員会の議を経て中期目標・年度目標を立てながら、「教育課程・教育内容」「教員・教員組織」等について大学基準協会の点検・評価項目に準拠した自己点検・評価を実施し、大学評価室へ報告している。さらに、それらの自己点検・評価結果の報告に対して大学評価委員会内に設置されている教学部会が書面評価を行ったうえで、教学部会の主査と本研究科の研究科長がインタビューを行うなどのプロセスを経て作成される評価結果報告を受け、現状を自覚し、次年度の改善へ向けて取り組んでいる。

**【資料１６】自己点検・評価関連規程（法政大学自己点検委員会規程、法政大学大学評価委員会規程、法政大学点検評価企画委員会規程、法政大学全学質保証会議規程）**

## （１１）情報の公表

本学は、「学校法人法政大学情報公開規程」を制定し、教育研究活動等の状況に関する情報を含め、保有する情報を積極的に公開し、本学の公共性や社会的責任を明確にすることに積極的に取組んでいる。

この「学校法人法政大学情報公開規程」に基づき、ガバナンス、教育研究体制（全般・教育体制・研究体制）、社会貢献、経営の区分ごとに「積極的に公開する情報」を定め、これらに関する情報を本学のウェブサイトに公開している。また、これらを毎年 9 月に前年度のデータを反映した情報に更新することで、常時新しい情報を閲覧できるようにしている。

この他、教員の教育研究内容や社会的活動、業績等については「法政大学学術研究データベース」(http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm)、本研究科の教育内容や教育

活動に関する情報については Web シラバス（http://www.hosei.ac.jp/kyoiku_kenkyu/tokushoku/syllabus/index.html）等、教育研究活動の内容を含む自己点検・評価の内容は自己点検評価報告書（https://www.hosei.ac.jp/hyoka/committee/self_evaluation/index.html)、教育活動の評価として「学生による授業評価アンケート」の結果(https://www.hoseikyoiku.jp/fd/newsletter/)を、それぞれウェブサイトに公表している。

なお、学校教育法及び同法施行規則に基づき、以下の項目を、法令に基づく情報公開として、大学のウェブサイトで公表している（http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/johokokai/horei/index.html、HOME＞法政大学について＞情報公開＞法令に基づく情報公開　）。

① 大学の教育研究上の目的に関すること
② 教育研究上の基本組織に関すること
③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
⑩ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

## （１２）教育内容等の改善のための組織的な研修等

### ア　授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画

本学は、ＦＤ活動の推進組織として教育開発支援機構ＦＤ推進センターを設置し、教員の資質向上のための活動を行っている。組織的な研修等は、同センター内に置かれ、総長が委嘱する専任教員により構成されるユニットが中心となり実施している。

| ユニット名 | 事業概要 | 役割 |
|---|---|---|
| 教員サポート | 学部教授会を始めとする組織的ＦＤ活動および個人教員への授業改善支援 | ・学部教授会等におけるＦＤ活動の支援<br>・個々の教員に対する授業改善支援<br>・シラバスの活用・分析<br>・授業支援ツールの開発・普及<br>・教授法等のコンテンツ開発・共有<br>・アクティブ・ラーニング・ツールの活用・充実 |
| 学生サポート | 学生による学修を支援するとともに、学生参画型の授業改善活動を推進 | ・学習支援ハンドブックの改定<br>・学生ＦＤ活動の支援<br>・学習ポートフォリオ等の開発<br>・学生が選ぶベストティーチャー賞・ＦＤ川柳の実施<br>・その他コンテンツ開発 |

| | | |
|---|---|---|
| 学びの質向上 | 授業改善アンケート等の分析を行い、本学の学びの質向上にむけて提案 | ・学生による授業改善アンケートの企画・分析<br>・ＧＰＣＡの分析<br>・ルーブリック等の企画・開発<br>・学びの質向上に関する調査・研究<br>・ＩＲ・他アンケートとの連携 |

ＦＤ推進センターが行う教員の資質向上の取り組みについては、ＦＤセミナー、ワークショップなど様々なイベントが企画・実施されている。主な具体的な取組みの内容は以下のとおりである。

①「教員による授業相互参観」

他教員の優れた取り組みを参考にするとともに自らの授業について教員からアドバイスを受けることで授業改善につなげることを目的として、毎年度授業期間の４月～1 月に実施している。具体的な実施方法は各学部等が授業内容の特性等を踏まえ決めており、その内容や効果、次年度への課題が実施後に学部長会議を通じて情報共有されるほか、ＦＤ推進センターのウェブサイトで公表される。

②「ＦＤセミナー」

毎年度 9 月頃に実施されている。2019（令和元）年度は、「授業・講義資料と著作権」をテーマとして、大学教員が教育研究活動で必要とする著作権法に関する講演（PBL に代表される新たな教育手法に付随する著作権リスクの対処事例等を含む）が行われた。

③「学生による授業改善アンケート」

原則としてすべての教員が担当するすべての授業を対象として毎年度実施されている。結果は担当教員と当該学部・研究科執行部にフィードバックされ、授業の改善に活用されている。

④「学生による授業モニター」制度

学生の視点から意見を取り入れ、教員の授業や教育方法の改善を目的として実施されている。一定の研修を受けた学生モニターが、教員の授業の進め方等（話し方、板書方法など）について、学生の視点から気が付いた点を専用のチェックシートを基にモニターし、その結果が教員に直接フィードバックされる。

また、全学的な自己点検・評価を推進するため設置された大学評価室においても、授業内容及び方法に改善につなげられる研修、セミナー等を、教職員等を対象に開催している。主な内容は以下のとおりである。

①「自己点検懇談会」

各学部・研究科や事務部局の自己点検・評価活動の状況を情報交換することにより、今後の教育研究や大学運営の一層の充実・推進を目指すことを目的として、学部については年２回、大学院と事務部局については年１回ずつ開催されている。学部の懇談会は、毎年度２回（6 月及び 2 月）に、全 15 学部の学部長と教育開発支援機構長が出席者し開催されている。内容は、事前に設定される共通のテーマに関して全学部長と教育開発支援機構長が個別に発表を行い、出席者が感想等を述べ総長が講評する形式で行われており、他学部の取り組みや課題を教学の執行部が共有することができるプログラムとなっている。近年は 3 ポリシーの点検や学習成果の把握に関する内容をテーマに取り上げている。総長や常務理事、学外理事や監事を含む役員や大学評価委員会委員、事務管理職なども参加し懇談内容を共有している。大学院の懇談会は、毎年度１回（12 月頃）、全研究科

長が出席し、大学評価室と研究科長会議と共催で開催されている。内容は、事前に設定されたテーマに関して、外部講師による講演や複数の研究科による取り組みの発表を行ったあと、研究科長によるグループディスカッションを行い、その内容を発表し共有するものである。近年のテーマとして、博士後期課程のコースワーク導入の取り組みや、社会人学生・留学生を受け入れるための課題や学部・大学院の接続教育等について議論された。

②「大学評価室セミナー」

毎年度２回（4 月及び 1 月）開催されている。自己点検委員会委員（研究科長・学部長・教育開発支援機構長等）や学内教職員の希望者が出席しており、教育研究の質向上に資する情報提供や理解の促進を目的として、近年では、ルーブリックやポートフォリオの活用や教育効果の測定や測定に関するテーマを取り上げている。

上記のほか、毎年 4 月に行われる当該年度の新任教員を対象とした「新任教員研修会」では、総長や理事からの大学憲章や教学の理念にもとづいた教育のあり方に関する講演を行った上で、ＦＤ、教育と生活の両面を含む学生支援を含め、各種説明が行われている。

本研究科・博士後期課程開設後の具体的な実施計画は未定であるが、上記と同様の内容を予定している。

なお、各研究科では、研究科長と研究科教授会執行部と、研究科教授会内委員会として設けられた質保証委員会が研究科の組織的ＦＤ活動と自己点検･評価活動をリードする役割を果たしており、各研究科の現状把握と問題点の抽出に取り組み、研究教育活動の改善を図っている。本研究科・博士後期課程においても、上記の既存の取り組みに参画し、授業の内容及び方法の改善を図っていく計画である。

**【資料１７】ＦＤ推進センター規程**

**【資料１８】大学評価室セミナー実施一覧**

**イ　大学職員の資質向上のための研修等の取組み**

大学職員向けの研修は、本学の「あるべき職員像」及び「人材育成方針」に基づき、階層別研修と目的別研修に区分され、体系的に人材を育成できるよう組み立てられている。

階層別研修では、①法政大学職員としての基礎を固める新入職員研修、②実務単位のリーダーとなる中堅職員研修、③現場のリーダーとなるリーダー研修、④監督職となる準備を行う主任候補者研修、⑤主任・管理職のための主任・管理職研修の５つの階層に分けられている。また、目的別研修では、①大学の業務理解、②仕事と育児の両立支援、③自己啓発、④採用・新人育成、⑤外部派遣の５つの目的に分けられている。これらの全ての研修は、その目標と身に付けるべき要素、参加対象者又は参加資格が公表されており、大学職員が中長期的な計画性を持って研修に臨むことが可能となっている。

教育研究に関する具体的なテーマを設けた研修として、「カリキュラムコーディネート研修」を毎年度１回（9 月）実施している。これは学部事務担当者を対象に、カリキュラム編成に携わる職員として、カリキュラム設計に関わる様々な知識を習得し、教授会等でのカリキュラム編成等の検討の場にも主体的に参加し、教職協働による教学改革の促進に貢献できる能力・資質を向上させることを目的としている。2019（令和元）年度は、他大学の全学共通カリキュラムの変更の事例をテーマに取り上げた。また、「ＦＤワークショップ」を毎年度１回（9 月）に、ＦＤ推進センター等の主

催により実施している。これは学内外の教職員を対象とするもので、文部科学省の高等教育政策に関する講演から実務者レベルでの業務改善や技能習得を目指したグループディスカッションまで、幅広いテーマ・方法により行っている。

この他、前述の学部・研究科の「自己点検懇談会」に参加することを通して、教育研究活動等の効果的な運営につなげることが可能となっている。

**【資料１９】2019年度職員研修体系図（階層別・目的別）、階層別研修内容**

以　上

# 資料目次

## （設置の趣旨等を記載した書類）


資料１　法政大学大学院スポーツ健康学研究科博士後期課程　学問領域の構成概念図

資料２　法政大学大学院スポーツ健康学研究科博士後期課程　人材養成像

資料３　大学院博士後期課程に関するアンケート（修士課程在籍者対象）結果及び調査票

資料４　法政大学大学院スポーツ健康学研究科博士後期課程授業科目一覧

資料５　法政大学大学院スポーツ健康学研究科博士後期課程　カリキュラム概念図

資料６　教員の定年に関する規程

資料７　法政大学大学院スポーツ健康学研究科博士後期課程　履修モデル

資料８　法政大学大学院　長期履修制度

資料９　法政大学大学院学則（案）＜抜粋＞

資料１０　法政大学大学院スポーツ健康学研究科博士後期課程　修了までのスケジュール

資料１１　法政大学学位規則（案）

資料１２　法政大学大学院優秀博士論文出版助成金規程

資料１３　法政大学研究倫理規程及びスポーツ健康学研究科研究倫理委員会要綱

資料１４　法政大学大学院スポーツ健康学研究科博士後期課程　研究室（自習室）見取り図・平面図

資料１５　法政大学大学院スポーツ健康学研究科教授会規程（案）

資料１６　自己点検・評価関連規程（法政大学自己点検委員会規程、法政大学大学評価委員会規程、法政大学点検評価企画委員会規程、法政大学全学質保証会議規程）

資料１７　法政大学　FD 推進センター規程

資料１８　法政大学　大学評価室セミナー実施一覧

資料１９　法政大学 2019 年度職員研修体系図（階層別・目的別）・職員階層別研修内容（2019 年度）


以　上

# 法政大学大学院スポーツ健康学研究科　学問領域の構成概念図

## スポーツ健康学研究科･博士後期課程

**目的:高度専門的職業人を支援･指導できる研究者の養成**

**スポーツコーチング領域**
スポーツパフォーマンスやスポーツ教育を高度に向上させる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

**スポーツマネジメント領域**
スポーツに関わる社会的要因を分析してスポーツを高度にマネジメントできる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

**ヘルスプロモーション領域**
健康の維持・増進等を科学的に解明して、生涯を通じた健康づくりを高度に促進できる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

## スポーツ健康学研究科･修士課程

**目的:高度専門的職業人の養成**

スポーツコーチング領域

スポーツのパフォーマンスを科学的に向上させ、また、学校体育をはじめとするスポーツ教育を高度化するための学問領域

スポーツマネジメント領域

スポーツに関わる産業、政策、消費者行動、ジャーナリズム、メディア等の社会的要因を分析し、スポーツを高度にマネジメントするための学問領域

ヘルスプロモーション領域

発育・発達・老化や傷害・疾病予防等を科学的に解明し、生涯を通じた健康づくりを高度に促進するための学問領域

## スポーツ健康学部

スポーツコーチングコース

スポーツビジネスコース

ヘルスデザインコース

***人々の積極的な健康づくりの支援***

健康とは「肉体的にも，精神的にも，そして社会的にも，すべてが良好な状態にある」（WHOの定義）ことであり，生涯を通じた積極的な健康づくりを学究する。

**ｽﾎﾟｰﾂ健康学領域は，これらに関する教育・研究を，総合的に展開する学問領域である。**

***スポーツにおけるよりよい指導法の確立***

スポーツを科学的に解明し，スポーツのパフォーマンスを向上させ，また，よりよいスポーツ教育を行うための知識・技能・システムを学究する。

***スポーツにおけるよりよいマネジメントの確立***

スポーツに影響を与える社会的要因（政治、経済、産業等）を科学的に分析し，たうえでよりよいスポーツの在り方を「マネジメント」するための知識・技能・システムを学究する。

# 法政大学大学院スポーツ健康学研究科・博士後期課程：人材養成像

**スポーツ・健康に対する俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもって
グローバル化に対応でき、最先端の理論と研究方法を駆使して高度で
実践的な課題を解決できる研究力とマネジメント力を有し、豊かな人間性
によるリーダーシップを発揮しつつ様々な領域の人材と協働できる
スポーツ健康学高度開発者の養成。**

## スポーツ健康学高度開発者＝高度専門的職業人を支援・指導できる研究者

### スポーツコーチング領域

体育・スポーツ系大学・研究機関の専門職、競技スポーツ指導者の育成、教育行政職…

**博士後期課程**

スポーツパフォーマンスを高度化できる指導者や質の高いスポーツ教育者を支援・指導できる人材

**修士課程**

競技スポーツや教育現場で高度な指導力を発揮できる人材

### スポーツマネージメント領域

体育・スポーツ系大学・研究機関の専門職、スポーツ行政職、スポーツ団体の研究員、スポーツ産業やメディア関連企業の研究員…

**博士後期課程**

スポーツ産業等における高度な管理・運営者を支援・指導できる人材

**修士課程**

スポーツ産業等を高度に管理・運営することができる人材

### ヘルスプロモーション領域

体育・スポーツ系大学・研究機関の専門職、医療関連施設・企業の研究員、栄養研究所職員…

**博士後期課程**

健康づくりの高度な促進者を支援・指導できる人材

**修士課程**

生涯を通じた健康づくりを高度に促進できる人材

# 大学院博士課程に関するアンケート調査のお願い（※2018.7＋2019.9 実施結果

大学院博士課程に関するアンケート調査を実施しています。ご回答は匿名で頂き統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけすることは絶対にございません。以上の主旨をご理解頂き、率直なご回答とご意見をお寄せいただきますようお願いします。　　法政大学スポーツ健康学研究科

## Q1　以下にご回答下さい

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 性別 | 1. 男性　**23 名**　　2. 女性　**7 名** |
| 2. | 年齢 | （　　**25.4**　　）歳　**標準偏差＝6.90** |
| 3. | 最終学歴 | 1. 現在大学院修士課程に在籍中　**100.0%**　　2. 現在大学（短大を除く）に在籍中<br>3. 大学卒業　　4. 大学院（修士課程）修了　　5. 大学院（博士課程）修了 |
| 4. | 現在、大学院または大学（短大を除く）に在籍中と回答した方：学年を教えてください。 | **法政大学スポーツ健康学研究科**<br>**2018 年度実施　修士課程 1 年生 13 名　2 年生 8 名**<br>**2019 年度実施　修士課程 1 年生　9 名　計３０名** |

## Q2　あなたは以下の学習分野のうち、どれに興味がありますか。

| | | |
|---|---|---|
| 1. | あてはまるものを「すべて」選んでください。（〇はいくつでも） | 1. スポーツ健康学系 **88.5%**　2. 体育学系 **65.4%**　3. 教育学系 **34.6%**　4. 心理学系 **30.8%**<br>5. 政治学・政策学系　6. 経済学系　7. 経営学・商学系　8. 社会学系 **7.7%**<br>9. 地域研究系　10. 国際関係学系 **3.8%**　11. 生活科学系 **3.8%**　12. 環境・地球資源系<br>13. 理工系 **3.8%**　14. 医学・歯学・薬学系 **3.8%**　15. 医療・福祉系 **7.7%**　16. 農・畜産・生物系<br>17. 法学系　18. 人文系（文学・哲学・史学・言語学）**3.8%**　19. 情報系　20. その他 |

## Q3　あなたは以下のスポーツ健康学に関する学習分野のうち、どれに興味がありますか。

| | | |
|---|---|---|
| 1. | あてはまるものを「すべて」選んでください。（〇はいくつでも） | 〔スポーツ医・科学〕<br>1. スポーツ哲学 **14.8%**　2. スポーツ史　3. スポーツ心理学 **40.7%**　4. スポーツマネジメント **22.2%**<br>5. スポーツ教育学 **29.6%**　6. トレーニング科学 **48.1%**　7. スポーツバイオメカニクス **33.3%**<br>8. コーチング **51.9%**　9.スポーツ・タレント **11.1%**　10. 障害者スポーツ **11.1%**　11. スポーツ社会学 **7.4%**<br>12. スポーツ環境学 **3.7%**　13. スポーツ文化人類学 **3.8%**　14. スポーツ生理学 **14.8%**<br>15. スポーツ生化学　16. スポーツ栄養学 **18.5%**　17. エネルギー代謝 **14.8%**<br>18. 運動とトレーニング **44.4%**　19. スポーツ障害 **25.9%**　20. ドーピング **7.4%**<br><br>〔健康教育・健康推進活動〕<br>21. 健康教育 **22.2%**　22. ヘルスプロモーション **25.9%**　23. 安全推進・安全教育 **7.4%**<br>24. 保健科教育 **22.2%**　25. ストレスマネジメント **22.2%**　26. 喫煙・薬物乱用防止教育 **18.5%**<br>27. 学校保健 **18.5%**　28. 性・エイズ教育 **7.4%**　29. 保健健康管理 **3.7%**　30. 保健健康情報 **3.7%**<br>31. 栄養指導 **18.5%**　32. 心身の健康 **25.9%**　33. レジャー・レクリエーション **7.4%**<br><br>〔応用健康医学〕<br>34. 生活習慣病 **22.2%**　35. 運動処方と運動療法 **14.8%**　36. 加齢・老化 **7.4%**<br>37. スポーツ医学 **25.9%**　38. スポーツ免疫学 **7.4%** |

## Q4　あなたは以下について興味がありますか。それぞれについて最もあてはまるものを1つ選んでください。

| | | まったく興味がない | | | | とても興味がある |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. | 海外の体育スポーツ系の大学院での博士号（Ph.D）の取得　**M=2.63 (SD=1.50)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2. | 海外の体育スポーツ系以外の大学院での博士号（Ph.D）の取得 **M=1.85 (SD=1.01)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3. | 日本国内の体育スポーツ系の大学院での博士号（Ph.D）の取得 **M=3.30 (SD=1.10)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4. | 日本国内の体育スポーツ系以外の大学院での博士号（Ph.D）の取得 **M=1.88 (SD=1.09)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

**→次のページへ進んでください。**

**Q5　あなたが大学院博士課程進学に興味があれば、その理由を教えてください。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 興味がある理由としてあてはまるものを「すべて」選んでください。（〇はいくつでも） | 1. 専門的知識をさらに高めたいから **65.2%**<br>2. さらに高度で先進的な研究に取り組みたいから **34.8%**<br>3. これまでの実践的活動で培った経験を理論的に整理し、確立したいから **26.1%**<br>4. より大きな学術的成果を出したいから **17.4%**<br>5. 大学の教員になりたいから **13.0%**<br>6. 就職や業務遂行能力の向上に役立つと思うから **17.4%**<br>7. 専門家として幅広いネットワークを持つことができると思うから **17.4%**<br>8. スポーツ界の発展に貢献できると思うから **52.2%**<br>9. スポーツ界に限らず、社会に貢献できると思うから **26.1%**<br>10. その他 **8.7%** （**今のところ興味がありません。あまり博士課程に興味を持っていないです。**） |

**Q6　あなたが大学院博士課程進学に興味があれば、その時期についてはどのように考えていますか。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 最も近いものを一つ選んでください。（〇は一つ） | 1. 1 年以内の進学を考えている **4.2%**<br>2. 3 年以内の進学を考えている **12.5%**<br>3. 5 年以内の進学を考えている **4.2%**<br>4. 時期は未定だが、大学院博士課程への進学を考えている **12.5%**<br>5. 大学院博士課程に興味はあるが、進学するかは分からない **45.8%**<br>6. 大学院博士課程に進学するつもりはない **20.8%** |

**Q7　もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合、あなたはどのように感じますか。**

| | | まったくあてはまらない | | | | おおいにあてはまる |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 1. | あなたは法政大学スポーツ健康学研究科博士課程での博士号取得に魅力をとても感じる。 **M=3.47 (SD=1.01)** | **6.7%** | **3.3%** | **40.0%** | **36.7%** | **13.3%** |
| 2. | 上記（Q7－1）のように感じる理由を教えてください。 | （理由） **p. 3 へ** | | | | **50.0%** |

**Q8　もし法政大学スポーツ健康学研究科博士課程で以下を学ぶことができるとしたら、どれくらい魅力を感じますか。それぞれについて最もあてはまるものを1つ選んでください。**

| | | まったく興味がない | | | | とても興味がある |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. | スポーツ・健康に関する高度な専門知識の修得 **M=3.96 (SD=.94)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2. | スポーツ・健康に関する高度な理論の修得 **M=4.11 (SD=.84)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3. | スポーツ・健康に関する高度な研究方法の修得 **M=3.96 (SD=.85)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4. | スポーツ・健康に関する高度な指導方法の修得 **M=3.93 (SD=.87)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 5. | スポーツ・健康の分野のより高度な研究課題に取り組む能力の開発 **M=3.56 (SD=.93)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6. | スポーツ・健康の分野のより高度な実践的課題に取り組む能力の開発 **M=4.04 (SD=.90)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 7. | スポーツ・健康の特性を活かした連携型の研究プロジェクトの展開 **M=3.48 (SD=.94)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 8. | スポーツ・健康に関する国際的な研究活動の展開 **M=3.37 (SD=1.15)** | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

**Q9　もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合、あなたは進学したいと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 法政大学スポーツ健康学研究科博士課程への進学希望（〇は一つ） **M=3.23 (SD=1.19)** | 5. 進学してみたいと思う **13.3%**<br>4. 少し進学してみたいと思う **33.3%**　} **46.6%**<br>3. どちらともいえない **26.7%**<br>2. あまり進学したいと思わない **16.7%**<br>1. 進学したいと思わない **10.0%** |

**Q10　「Q9で回答した理由」について、どのような内容でも構いませんので、自由にお答えください。**

| | |
|---|---|
| Q9（進学希望）の理由 | 別紙 |

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

**Q7－2「あなたは法政大学スポーツ健康学研究科博士課程での博士号取得に魅力を感じる」理由（自由回答）－進学希望者の主な意見**

- 修士課程を過ごす中で法政の先生方からもっと学ばせていただきたいと思っており、新体操に理解のある環境であることも大きな理由である。
- 大学から博士まであると学部生も行きやすいと感じる。
- 修士から一貫して学ぶことができるため。
- 現在の指導教員に指導を受けたいから。
- 学びたい教員がいる。
- 将来性がありそうだから。
- 健康×スポーツの新たな形だから。
- 経験豊富な先生方の指導を受けたい。
- これまで法政に通ったから。
- 設備や指導教員が充実している。
- スポーツ心理を深く学びたい。
- 自身の能力の客観的証明になる。
- スポ健に頑張ってほしいです。

**Q10 もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合の進学希望の理由（自由回答）－進学希望者の主な意見**

- 研究、学びという姿勢を持ち続けたい。進学してみなければ出会いない仲間や環境、将来に希望を感じる。何よりも法政大学でかなうのであれば、私の力のあるところもないところも知って頂いているので安心であり、現在の研究の続きを速やかに進められるなどたくさんの利点があるから。
- 一貫した教育により専門性を高めることができると感じる。
- 博士課程に進学を考えているから。
- 現在の指導教員に指導を受けたいから。
- 修士課程修了後に教員になりたいため。
- 高度な指導方法を修得したい。
- 自分にとって環境が良い。
- より専門性を高めたい。
- 専門性をより高めたいという気持ちはある。
- 勉強したいです。
- 法政大学はスポーツ健康学研究科以外との連携を望め、様々な分野を複合した研究に可能性を感じるため。
- スポーツ心理学を深く学び、メンタルトレーニングの指導を確立させたい。
- 博士課程に進むかわからないため。ただ、法政大学に博士課程ができることは選択肢が増えると思う。

# 大学院博士課程に関するアンケート調査へのお願い

大学院博士課程に関するアンケート調査を実施しています。ご回答は匿名で頂き統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけすることは絶対にございません。以上の主旨をご理解頂き、率直なご回答とご意見をお寄せいただきますようお願いします。

法政大学スポーツ健康学研究科

**Q1　以下にご回答下さい**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1. | 性別 | 1. 男性　　2. 女性 | |
| 2. | 年齢 | (　　)歳 | |
| 3. | 最終学歴 | 1. 現在大学院修士課程に在籍中　　2. 現在大学(短大を除く)に在籍中<br>3. 大学卒業　　4. 大学院(修士課程)修了　　5. 大学院(博士課程)修了 | |
| 4. | 現在、大学院または大学(短大を除く)に在籍中と回答した方:学年を教えてください。 | | (　　)年生 |

**Q2　あなたは以下の学習分野のうち、どれに興味がありますか。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | あてはまるものを「すべて」選んでください。<br>(○はいくつでも) | 1. スポーツ健康学系　　2. 体育学系　　3. 教育学系　　4. 心理学系<br>5. 政治学・政策学系　　6. 経済学系　　7. 経営学・商学系　　8. 社会学系<br>9. 地域研究系　　10. 国際関係学系　　11. 生活科学系　　12. 環境・地球資源系<br>13. 理工系　　14. 医学・歯学・薬学系　　15. 医療・福祉系　　16. 農・畜産・生物系<br>17. 法学系　　18. 人文系(文学・哲学・史学・言語学)　　19. 情報系　　20. その他 |

**Q3　あなたは以下のスポーツ健康学に関する学習分野のうち、どれに興味がありますか。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | あてはまるものを「すべて」選んでください。<br>(○はいくつでも) | 〔スポーツ科学〕<br>1. スポーツ哲学　　2. スポーツ史　　3. スポーツ心理学　　4. スポーツマネジメント<br>5. スポーツ教育学　　6. トレーニング科学　　7. スポーツバイオメカニクス<br>8. コーチング　　9.スポーツ・タレント　　10. 障害者スポーツ　　11. スポーツ社会学<br>12. スポーツ環境学　　13. スポーツ文化人類学<br><br>〔スポーツ医科学〕<br>14. スポーツ生理学　　15. スポーツ生化学　　16. スポーツ栄養学<br>17. エネルギー代謝　　18. 運動とトレーニング　　19. スポーツ障害　　20. ドーピング<br><br>〔健康教育・健康推進活動〕<br>21. 健康教育　　22. ヘルスプロモーション　　23. 安全推進・安全教育<br>24. 保健科教育　　25. ストレスマネジメント　　26. 喫煙・薬物乱用防止教育<br>27. 学校保健　　28. 性・エイズ教育　　29. 保健健康管理　　30. 保健健康情報<br>31. 栄養指導　　32. 心身の健康　　33. レジャー・レクリエーション<br><br>〔応用健康医学〕<br>34. 生活習慣病　　35. 運動処方と運動療法　　36. 加齢・老化　　37. スポーツ医学<br>38. スポーツ免疫学 |

**Q4　あなたは以下について興味がありますか。それぞれについて最もあてはまるものを1つ選んでください。**

| | | まったく興味がない | | | | とても興味がある |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. | 海外の体育スポーツ系の大学院での博士号(Ph.D)の取得 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2. | 海外の体育スポーツ系以外の大学院での博士号(Ph.D)の取得 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3. | 日本国内の体育スポーツ系の大学院での博士号(Ph.D)の取得 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4. | 日本国内の体育スポーツ系以外の大学院での博士号(Ph.D)の取得 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

**→次のページへ進んでください。**

**Q5　あなたが大学院博士課程進学に興味があれば、その理由を教えてください。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 興味がある理由としてあてはまるものを「すべて」選んでください。（〇はいくつでも） | 1. 専門的知識をさらに高めたいから<br>2. さらに高度で先進的な研究に取り組みたいから<br>3. これまでの実践的活動で培った経験を理論的に整理し、確立したいから<br>4. より大きな学術的成果を出したいから<br>5. 大学の教員になりたいから<br>6. 就職や業務遂行能力の向上に役立つと思うから<br>7. 専門家として幅広いネットワークを持つことができると思うから<br>8. スポーツ界の発展に貢献できると思うから<br>9. スポーツ界に限らず、社会に貢献できると思うから<br>10. その他（　　） |

**Q6　あなたが大学院博士課程進学に興味があれば、その時期についてはどのように考えていますか。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 最も近いものを一つ選んでください。（〇は一つ） | 1. 1 年以内の進学を考えている<br>2. 3 年以内の進学を考えている<br>3. 5 年以内の進学を考えている<br>4. 時期は未定だが、大学院博士後期課程への進学を考えている<br>5. 大学院博士後期課程に興味はあるが、進学するかは分からない<br>6. 大学院博士後期課程に進学するつもりはない |

**Q7　もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合、あなたはどのように感じますか。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | あなたは法政大学スポーツ健康学研究科博士課程での博士号取得は魅力をとても感じる。 | まったくあてはまらない　1　2　3　4　5　おおいにあてはまる |
| 2. | 上記（Q7－1）のように感じる理由を教えてください。 | （理由） |

**Q8　もし法政大学スポーツ健康学研究科博士課程で以下を学ぶことができるとしたら、どれくらい魅力を感じますか。それぞれについて最もあてはまるものを1つ選んでください。**

| | | まったく興味がない　1　2　3　4　5　とても興味がある |
|---|---|---|
| 1. | スポーツ・健康に関する高度な専門知識の修得 | 1　2　3　4　5 |
| 2. | スポーツ・健康に関する高度な理論の修得 | 1　2　3　4　5 |
| 3. | スポーツ・健康に関する高度な研究方法の修得 | 1　2　3　4　5 |
| 4. | スポーツ・健康に関する高度な指導方法の修得 | 1　2　3　4　5 |
| 5. | スポーツ・健康の分野のより高度な研究課題に取り組む能力の開発 | 1　2　3　4　5 |
| 6. | スポーツ・健康の分野のより高度な実践的課題に取り組む能力の開発 | 1　2　3　4　5 |
| 7. | スポーツ・健康の特性を活かした連携型の研究プロジェクトの展開 | 1　2　3　4　5 |
| 8. | スポーツ・健康に関する国際的な研究活動の展開 | 1　2　3　4　5 |

**Q9　もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合、あなたは進学したいと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。**

| | | |
|---|---|---|
| 1. | 法政大学スポーツ健康学研究科博士課程への進学希望（〇は一つ） | 5. 進学してみたいと思う<br>4. 少し進学してみたいと思う<br>3. どちらともいえない<br>2. あまり進学したいと思わない<br>1. 進学したいと思わない |

**Q10　「Q9で回答した理由」について、どのような内容でも構いませんので、自由にお答えください。**

| | |
|---|---|
| Q9（進学希望）の理由 | |

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

# スポーツ健康学研究科博士後期課程

# 授業科目一覧

| 科目区分 | 授業科目 | 単位数 |
|---|---|---|
| 専門科目<br>（2単位必修） | スポーツ健康学高度開発特論A（ヘルス領域） | 2 |
| | スポーツ健康学高度開発特論B（マネジメント領域） | 2 |
| | スポーツ健康学高度開発特論C（コーチング領域） | 2 |
| 研究指導科目<br>（12単位必修） | スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ | 2 |
| | スポーツ健康学高度開発研究Ⅱ | 2 |
| | スポーツ健康学高度開発研究Ⅲ | 2 |
| | スポーツ健康学高度開発研究Ⅳ | 2 |
| | スポーツ健康学高度開発研究Ⅴ | 2 |
| | スポーツ健康学高度開発研究Ⅵ | 2 |
| 演習科目<br>（2単位必修） | スポーツ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） | 2 |
| 修了要件：計16単位 | | |

# スポーツ健康学研究科博士後期課程　カリキュラム概念図

1年次
4月

研究テーマに適した指導教員の決定・研究計画の概要の決定

| | 研究指導科目 | 専門科目 | 演習科目 |
|---|---|---|---|
| 1年次 | スポーツ健康学<br>高度開発研究Ⅰ<br>スポーツ健康学<br>高度開発研究Ⅱ | スポーツ健康学<br>高度開発特論A<br>（ヘルス領域）<br>スポーツ健康学<br>高度開発特論B<br>（マネジメント領域）<br>スポーツ健康学<br>高度開発特論C<br>（コーチング領域） | スポーツ健康学<br>高度開発演習<br>（実践研究/理論研究） |
| 2年次 | スポーツ健康学<br>高度開発研究Ⅲ<br>スポーツ健康学<br>高度開発研究Ⅳ | | |
| 3年次 | スポーツ健康学<br>高度開発研究Ⅴ<br>スポーツ健康学<br>高度開発研究Ⅵ | | |

3年次
11月～

博士論文提出・
最終試験

博士後期課程修了

※他大学／他研究科からの入学者は、上記の他、1年次に修士課程の「研究デザイン・フィロソフィー（研究倫理教育含む）を受講。□

# 教員の定年に関する規程

規定第９８７号

（目的）

第１条　本規程は，本学大学（通信教育課程含む），大学院，専門職大学院並びに研究所に勤務する専任教員及び兼任講師の定年又は委嘱年齢に関する事項を定めるものである。

（専任教員の区分）

第２条　本規程による専任教員は，教授，准教授，講師，助教及び助手とする。

（専任教員の定年）

第３条　専任教員（助教を除く）の定年は，満６５歳となる日の属する年度末日とする。

（専任教員の定年延長）

第４条　前条により定年となった専任教員（助教を除く）は，満６５歳となる日の属する年度以降，年度毎に所属学部教授会等の議を経て定年を延長することができる。ただし，定年延長は満７０歳となる日の属する年度末日を限度とする。

（兼任講師の委嘱）

第５条　兼任講師の委嘱は年度毎に行うものとし，委嘱期間は年度内とする。

（兼任講師の委嘱期間の上限）

第６条　兼任講師の委嘱期間は，満７０歳となる日の属する年度末日までとする。

付　則

１　この規程は，２００９年４月１日から施行する。

２　第６条については，２０１０年度（工学部のみ２０１１年度）委嘱者から適用する。ただし，新設学部等にあって満７０歳となった専任教員が引き続き兼任講師となる場合には，完成年度を迎える年度末日までの委嘱を認めることができる。

# 履修モデル①（ヘルスプロモーション領域）

**養成人材像**

・健康づくりの高度な促進を支援・指導できる研究者

| 年次 | | 科目区分 | 単位数 必修 | 単位数 選択 | 授業科目 |
|---|---|---|---|---|---|
| D1 | 春 | 専門 | 2 | | スポーツ健康学高度開発特論A（ヘルス領域） |
| | | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅱ |
| D2 | 春 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅲ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅳ |
| | | 演習 | 2 | | スポーツ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） |
| D3 | 春 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅴ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅵ |
| 修得単位数 | | 小計 | 16 | 0 | |
| | | 合計 | 16 | | |

研究テーマの例

・健康づくりを促進する運動習慣に関する研究
・身体活動量と健康に関する疫学研究

**身につく能力**

・健康づくりの高度な促進を支援・指導するための知識と技能

**想定される進路先**

・体育・スポーツ系大学の研究職、栄養研究所等の研究職、省庁等行政の専門職、医療関連施設・企業の研究員等

# 履修モデル②（スポーツマネジメント領域）

**養成人材像**

・スポーツ産業等における高度なマネジメントを支援・指導できる研究者

| 年次 | | 科目区分 | 単位数 必修 | 単位数 選択 | 授業科目 |
|---|---|---|---|---|---|
| D1 | 春 | 専門 | 2 | | スポーツ健康学高度開発特論B（マネジメント領域） |
| | | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅱ |
| D2 | 春 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅲ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅳ |
| | | 演習 | 2 | | スポーツ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） |
| D3 | 春 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅴ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅵ |
| 修得単位数 | | 小計 | 16 | 0 | |
| | | 合計 | 16 | | |

研究テーマの例

・スタジアムにおけるスポーツ観戦に関する研究
・女性のコーチングキャリアに関する研究

**身につく能力**

・スポーツ産業等における高度なマネジメントを支援・指導できる知識と技能

**想定される進路先**

・メディア関連企業の研究職、体育・スポーツ系大学の研究職、省庁等行政の専門職、スポーツ産業やスポーツ組織の研究職等

# 履修モデル③（スポーツコーチング領域）

**養成人材像**

・高度なスポーツパフォーマンス向上や質の高いスポーツ教育を支援・指導できる研究者

| 年次 | | 科目区分 | 単位数 必修 | 単位数 選択 | 授業科目 |
|---|---|---|---|---|---|
| D1 | 春 | 専門 | 2 | | スポーツ健康学高度開発特論C（コーチング領域） |
| | | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅱ |
| D2 | 春 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅲ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅳ |
| | | 演習 | 2 | | スポーツ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） |
| D3 | 春 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅴ |
| | 秋 | 研究指導 | 2 | | スポーツ健康学高度開発研究Ⅵ |
| 修得単位数 | | 小計 | 16 | 0 | |
| | | 合計 | 16 | | |

研究テーマの例

・サッカー審判員の活動形態とファウルの判定に関する研究
・エゴグラムを用いたアスリート理解と心理支援の研究

**身につく能力**

・高度なスポーツパフォーマンス向上や質の高いスポーツ教育を支援・指導できる知識と技能

**想定される進路先**

・体育・スポーツ系大学の研究職、国立スポーツ科学センター研究員、競技スポーツ団体の職員、省庁等行政の専門職等

大学院について

歴史・沿革

法政大学大学院の概要

全研究科・専攻一覧表（学位）

学年暦

キャンパスと授業時間帯

シラバス

時間割

長期履修制度

教職について

資格について

他大学院との単位互換制度

キャリア支援

学費・奨学金・助成制度

若手研究者一覧

法政大学大学院案内

各研究科の理念・目的

特色あるプログラム

キャンパス・施設案内

お問い合わせ・アクセス

サイトマップ

受験生の方へ

一般・地域の方へ

在学生の方へ

修了生の方へ

# 長期履修制度

長期履修制度は仕事と両立しながら学業にじっくりと取り組みたい社会人に配慮した制度です。

この制度を活用した場合、通常の修業年限（修士2年・博士後期3年）に必要な授業料について、修士課程の場合は3年または4年、博士後期課程の場合は4年・5年・6年のいずれかを選択し分納することが可能ですので、年度あたりの学費負担を軽減させることができます。
長期履修制度については入学手続時に申請していただきます。

長期履修制度適用者の在学年限は、通常の在学年限と同じく修士課程4年・博士後期課程6年です。
在学年限とは科目の履修や修士あるいは博士論文を提出することができる年限です。これとは別に通算3年の休学が可能となっています。

長期履修制度を適用したが、在学中に当初の計画を早めて修了することも可能です。
その場合は所定の手続を経て研究科の許可を得る必要があります。

長期履修制度適用者が履修するカリキュラムは通常の課程（修士2年・博士後期3年）と同一です。

退学・除籍となった場合、復学・復籍後の長期履修制度の継続はできません。

## 長期履修制度を実施している研究科・専攻

長期履修制度を導入している研究科・専攻は下表のとおりです。

| 研究科 | 専攻 | 対象となる課程 |
|---|---|---|
| 人文科学研究科 | 哲学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 日本文学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 英文学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 史学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 地理学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 心理学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 国際日本学インスティテュート | 修士課程・博士後期課程 |
| 国際文化研究科 | 国際文化専攻 | 修士課程のみ |
| 社会学研究科 | 社会学専攻 | 修士課程のみ |
| 人間社会研究科 | 福祉社会専攻 | 修士課程のみ |
| 政策創造研究科 | 政策創造専攻 | 修士課程のみ |
| 公共政策研究科 | 公共政策学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | サステイナビリティ学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| キャリアデザイン学研究科 | キャリアデザイン学専攻 | 修士課程のみ |



Copyright (c) Hosei University. All rights reserved.

# 法政大学大学院学則（案）（抜粋）

規定第２号

一部改正　昭和30年 4月 1日　昭和31年 4月 1日　昭和33年 4月 1日
昭和39年 4月 1日　昭和40年 4月 1日　昭和41年 4月 1日
昭和42年 4月 1日　昭和43年 4月 1日　昭和46年 4月 1日
昭和47年 4月 1日　昭和48年 4月 1日　昭和49年 4月 1日
昭和50年 4月 1日　昭和51年 4月 1日　昭和52年 4月 1日
昭和54年 4月 1日　昭和55年 4月 1日　昭和56年 4月 1日
昭和57年 4月 1日　昭和58年 4月 1日　昭和59年 4月 1日
昭和60年 4月 1日　昭和61年 4月 1日　昭和62年 4月 1日
昭和63年 4月 1日　平成元年 4月 1日　平成 2年 4月 1日
平成 3年 4月 1日　平成 4年 4月 1日　平成 5年 4月 1日
1994年 4月 1日　1995年 4月 1日
全部改正　1996年 4月 1日
一部改正　1997年 4月 1日　1998年 4月 1日　1999年 4月 1日
2000年 4月 1日　2001年 4月 1日　2002年 4月 1日
2003年 4月 1日　2004年 4月 1日
全部改正　2005年 4月 1日
一部改正　2006年 4月 1日　2007年 4月 1日　2008年 4月 1日
2009年 4月 1日　2010年 4月 1日　2011年 4月 1日
2012年 4月 1日　2013年 4月 1日　2014年 4月 1日
2015年 4月 1日　2016年 4月 1日　2016年 9月10日
2017年 4月 1日　2018年 4月 1日　2019年 4月 1日
2020年 4月 1日　2021年 4月 1日

## 第１章　総則

（目的）

第１条　法政大学大学院（以下「本大学院」という。）は，高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し，栄誉ある学芸の殿堂としてひろく世界の文化を摂取し，知識の深奥を究め，もって世界平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

２　本大学院は，研究科又は専攻ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表Ⅴに定める。

３　本大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは，専門職大学院とする。

（課程及び修業年限）

第２条　本大学院に修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

２　専門職学位課程を専門職大学院とし，専門職大学院に関する学則は別に定める。

３　修士課程の標準修業年限は２年とする。ただし，教育研究上必要とする場合は，標準修業年限を１年とすることができる。

４　博士課程の標準修業年限は，５年とする。博士課程は，これを前期２年，後期３年の課程に区分する。前期課程は，これを修士課程として取り扱う。また，後期課程は博士後期課程として取り扱う。

５　デザイン工学研究科建築学専攻修士課程に，標準修業年限が１年のコースを置き，本学工学部建築学科及びデザイン工学部建築学科を優秀な成績で卒業した者，並びに大学の建築系学部又は学科を卒業した者で充分な設計の実務経験若しくは研究業績を有する者に対して，授業又は研究指導等の適切な方法により教育を行う。

６　第３項の規定にかかわらず，デザイン工学研究科建築学専攻及び都市環境デザイン工学専攻修士課程に，標準修業年限が３年のコースを置き，建築学専攻では非建築系学部又は学科の卒業生に対して，都市環境デザイン工学専攻では非建設系学部又は学科の卒業生に対して，授業又は研究指導

等の適切な方法により教育を行う。
7　第３項の規定にかかわらず，人文科学研究科，国際文化研究科，社会学研究科，政策創造研究科，公共政策研究科，キャリアデザイン学研究科における各専攻の修士課程，及び人間社会研究科福祉社会専攻修士課程においては，学生が職業を有している等の事情により，標準の修業年限を超えて計画的に課程を履修し修了する制度（以下，長期履修制度という。）の適用を希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認め，３年及び４年の長期履修制度を実施する。
8　第４項の規定にかかわらず，人文科学研究科，公共政策研究科及びスポーツ健康学研究科における各専攻の博士後期課程においては，学生が職業を有している等の事情により，長期履修制度の適用を希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認め，４年，５年及び６年の長期履修制度を実施する。
9　経済学研究科経済学専攻修士課程に，標準修業年限が１年のコースを置き，次の各号の者に対して，授業又は研究指導等の適切な方法により教育を行う。
（1）本学経済学部在学中に指定の科目を履修し，かつ当該学部を優秀な成績で卒業した者
（2）本学の経済学部又は学科を卒業した者で経済学研究に関する実務経験が充分にあると認められる者
（3）学術論文，著書によって充分な研究業績があると認められる者

（課程の目的）
第３条　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力，又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。
2　博士後期課程は，専攻分野について，研究者として自立した研究を行い，又はその他の専門的業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

## 第２章　教育研究上の組織

（研究科等及び学生定員）
第４条　本大学院に以下の研究科，専攻及び課程を置き，その学生定員は次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 修士課程 | | 博士後期課程 | | 収容定員合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | |
| 人文科学 | 哲学 | 15 | 30 | 2 | 6 | 36 |
| | 日本文学 | 20 | 40 | 2 | 6 | 46 |
| | 英文学 | 20 | 40 | 2 | 6 | 46 |
| | 史学 | 15 | 30 | 2 | 6 | 36 |
| | 地理学 | 15 | 30 | 2 | 6 | 36 |
| | 心理学 | 10 | 20 | 3 | 9 | 29 |
| | 計 | 95 | 190 | 13 | 39 | 229 |
| 国際文化 | 国際文化 | 15 | 30 | 3 | 9 | 39 |
| 経済学 | 経済学 | 50 | 100 | 10 | 30 | 130 |
| 法学 | 法律学 | 20 | 40 | 5 | 15 | 55 |
| 政治学 | 政治学 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| | 国際政治学 | 10 | 20 | | | 20 |
| | 計 | 20 | 40 | 5 | 15 | 55 |
| 社会学 | 社会学 | 20 | 40 | 5 | 15 | 55 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 経　営　学 | 経　営　学 | 60 | 120 | 10 | 30 | 150 |
| 人　間　社　会 | 福　祉　社　会 | 15 | 30 | | | 30 |
| | 臨床心理学 | 15 | 30 | | | 30 |
| | 人　間　福　祉 | | | 5 | 15 | 15 |
| | 計 | 30 | 60 | 5 | 15 | 75 |
| 情　報　科　学 | 情　報　科　学 | 30 | 60 | 5 | 15 | 75 |
| 政　策　創　造 | 政　策　創　造 | 50 | 100 | 10 | 30 | 130 |
| デザイン工学 | 建　築　学 | 55 | 111 | 2 | 6 | 117 |
| | 都市環境デザイン工学 | 25 | 52 | 2 | 6 | 58 |
| | システムデザイン | 30 | 60 | 3 | 9 | 69 |
| | 計 | 110 | 223 | 7 | 21 | 244 |
| 公　共　政　策 | 公共政策学 | 25 | 50 | 10 | 30 | 80 |
| | ｻｽﾃｲﾅﾋﾞﾘﾃｨ学 | 15 | 30 | 5 | 15 | 45 |
| | 計 | 40 | 80 | 15 | 45 | 125 |
| ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ学 | ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ学 | 20 | 40 | | | 40 |
| 理　工　学 | 機　械　工　学 | 50 | 100 | 2 | 6 | 106 |
| | 電気電子工学 | 50 | 100 | 5 | 15 | 115 |
| | 応用情報工学 | 50 | 100 | 4 | 12 | 112 |
| | システム理工学 | 75 | 150 | 4 | 12 | 162 |
| | 応　用　化　学 | 30 | 60 | 3 | 9 | 69 |
| | 生命機能学 | 40 | 80 | 4 | 12 | 92 |
| | 計 | 295 | 590 | 22 | 66 | 656 |
| スポーツ健康学 | スポーツ健康学 | 10 | 20 | 4 | 12 | 32 |
| 合　　計 | | 865 | 1,733 | 119 | 357 | 2,090 |

2　人文科学研究科の次の専攻の課程に国際日本学インスティテュートを置く。

人文科学研究科　哲学専攻　　修士課程・博士後期課程
日本文学専攻　　修士課程・博士後期課程
英文学専攻　　修士課程・博士後期課程
史学専攻　　修士課程・博士後期課程
地理学専攻　　修士課程・博士後期課程

3　政治学研究科及び公共政策研究科の次の専攻の課程に連帯社会インスティテュートを置く。

政治学研究科　　政治学専攻　　修士課程
公共政策研究科　公共政策学専攻　　修士課程

4　情報科学研究科及び理工学研究科の課程に総合理工学インスティテュート（Institute of Integrated Science and Technology，以下略称をＩＩＳＴという。）を置く。

情報科学研究科　修士課程・博士後期課程
理工学研究科　　修士課程・博士後期課程

## 第３章　教員組織及び運営組織

（教員）

第５条　本大学院における授業科目は，本大学の教授，准教授，専任講師，任期付教授，任期付准教授，任期付講師，特任教授，客員教授，客員准教授が担当する。ただし，特別な事情がある場合には助教，客員講師及び兼任講師が担当できる。

２　本大学院における研究指導は，本大学の教授，准教授，任期付教授，任期付准教授，特任教授が担当する。ただし，特別な事情がある場合には専任講師，助教，任期付講師，客員教授，客員准教授，客員講師及び兼任講師が担当できる。

３　各研究科教員の担当基準と選任手続きに関しては，別に定める。

（研究科教授会）

第６条　各研究科に研究科教授会を置き，各研究科の専任教員によって構成する。

２　研究科には研究科長を置き，研究科長は研究科に関する校務を掌る。

３　研究科の各専攻に専攻主任１名を置き，必要により，専攻副主任１名を置くことができる。研究科長は，所属する専攻の専攻主任を兼ねることとする。

４　研究科教授会は，当該研究科に関する次の事項を審議する。ただし，専攻又はインスティテュートに係わる事項については，第７条に定める専攻会議又は第７条の２に定めるインスティテュート運営委員会に審議を委ねることができる。

（１）学生の入学（転学を含む）及び修了に関する事項
（２）学位の授与に関する事項
（３）教員の人事に関する事項
（４）授業科目の編成及び担当者に関する事項
（５）研究指導，試験及び単位修得等に関する事項
（６）修士論文の審査に関する事項
（７）博士論文審査委員会に関する事項
（８）学籍に関する事項
（９）学生の賞罰に関する事項
（１０）その他研究科に関する必要な事項

５　研究科教授会は，前項に規定するもののほか，総長及び研究科長が掌る教育研究に関する事項について審議し，及び総長の求めに応じ，意見を述べることができる。

６　研究科教授会の組織と運営については，この規程に定めるもののほか，別に定めるところによる。

（専攻会議）

第７条　各専攻に，第６条第４項にもとづき研究科教授会から委ねられた事項について審議するため，専攻会議を置くことができる。

２　専攻会議は，所属する専任教員によって構成する。

３　専攻会議の組織と運営については，この規程に定めるもののほか，別に定めるところによる。

（インスティテュート運営委員会）

第７条の２　第４条第２項，第３項及び第４項に定められた各インスティテュートに，第６条第４項にもとづき研究科教授会から委ねられた事項について審議するため，インスティテュート運営委員会を置くことができる。

２　インスティテュート運営委員会には運営委員長を置く。

３　インスティテュート運営委員会に関することは別に定める。

（研究科長会議）

第８条　本大学院に，研究科長会議を置く。

２　総長は，各研究科の共通事項を審議するため研究科長会議を招集する。

３　研究科長会議に関する事項は，別に定める。

（事務組織）

第９条　本大学院の業務運営のため，大学院事務部，多摩事務部大学院課及び小金井事務部大学院課を置く。

## 第４章　教育課程等

（授業科目及び単位数）

第１０条　修士課程各研究科各専攻及び各インスティテュートの授業科目並びに単位数は別表Ⅰ，博士後期課程各研究科各専攻及び各インスティテュートの授業科目並びに単位数は別表Ⅱのとおりとする。

（教育方法の特例）

第１０条の２　次の研究科専攻に，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う修士課程及び博士後期課程を置く。

| | | |
|---|---|---|
| 人文科学研究科 | 哲学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 日本文学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 英文学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 史学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 地理学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | 心理学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| 国際文化研究科 | 国際文化専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| 経済学研究科 | 経済学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| 政治学研究科 | 政治学専攻 | 修士課程 |
| 社会学研究科 | 社会学専攻 | 修士課程 |
| 経営学研究科 | 経営学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| 政策創造研究科 | 政策創造専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| デザイン工学研究科 | システムデザイン専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| 公共政策研究科 | 公共政策学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| | サステイナビリティ学専攻 | 修士課程・博士後期課程 |
| キャリアデザイン学研究科 | キャリアデザイン学専攻 | 修士課程 |

（修士課程の履修）

第１１条　修士課程の学生は，指導教員の指導により，各専攻に示された授業科目を履修の上，単位を修得しなければならない。

２　他の専攻（他の研究科に属するものも含む）に示された授業科目については，指導教員の承認を得て関連ある授業科目を１０単位を超えない範囲で履修することができる。

３　前項の規定に関わらず，次の各号に掲げる専攻及びインスティテュートに所属する学生は，当該学生の所属する専攻又はインスティテュートにより示された授業科目を以下のとおり履修するものとし，他の専攻に示された授業科目の履修制限は行わない。

（１）人文科学研究科各専攻に所属する学生においては，当該学生の所属する専攻により示された授業科目を２０単位以上。ただし，人文科学研究科各専攻に所属する国際日本学インスティテュートの学生においては，国際日本学インスティテュートにより示された授業科目を２０単位以上。

（２）国際文化研究科国際文化専攻に所属する学生においては，国際文化研究科国際文化専攻により示された授業科目を２０単位以上（ただし，修士論文をリサーチペーパーに代える場合は当該専攻により示された授業科目を２４単位以上）。

（３）公共政策研究科各専攻に所属する学生（ただし，公共政策学専攻連帯社会インスティテュートの学生を除く）においては，当該学生の所属する専攻により示された授業科目を２６単位以上。

（学部開設科目の履修）

第１２条　指導教員が必要と認めた場合は，修士課程の学生に学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし，当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

（博士後期課程の履修）

第１３条　博士後期課程の学生は，指導教員の指導により各専攻に示された授業科目を履修の上，単

位を修得し，かつ研究指導を受けなければならない。

（履修科目の登録）

第１４条　学生は，登録しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出て，総長の承認を得なければならない。

（単位）

第１５条　各授業科目の単位の計算については，本大学学則第２３条の規定を準用する。

（研究指導）

第１６条　学生は，所定の手続により，指導教員による研究指導を受けなければならない。

（他大学院・研究科における研究指導）

第１７条　各研究科は，教育研究上有益と認めるときは，学生が他の大学院又は研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生についてこれを認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

（試験）

第１８条　授業科目を履修した者に対しては，試験その他の方法によって，合格者に所定の単位を与える。

２　学費を所定の期日までに納付しない者は，試験を受けることはできない。ただし，特別の事由により所定の期日までに納付できない者は，願い出によって，総長が許可することがある。

（成績評価）

第１９条　成績評価は，上位よりＳ，Ａ＋，Ａ，Ａ－，Ｂ＋，Ｂ，Ｂ－，Ｃ＋，Ｃ，Ｃ－，Ｄ，Ｅの記号で表し，Ｓ，Ａ＋，Ａ，Ａ－，Ｂ＋，Ｂ，Ｂ－，Ｃ＋，Ｃ，Ｃ－を合格，Ｄ，Ｅを不合格とする。

２　前項の規定にかかわらず，研究科の定めるところにより，成績評価は，Ｐ，Ｆの記号で表し，Ｐを合格として所定の単位を与え，Ｆを不合格とすることができる。

３　第１項に定める各評価に等級を表す成績評点としてGrade Point（以下，GPという。）を付与する。

４　第１項に定める各成績評価に対する，素点換算基準，GP及び合否の関係については以下のとおりとする。

| 成績評価 | 素点換算基準 | ＧＰ | 合否 |
|---|---|---|---|
| Ｓ | １００点～９０点 | ４．０ | 合格 |
| Ａ＋ | ８９点～８７点 | ３．３ | 合格 |
| Ａ | ８６点～８３点 | ３．０ | 合格 |
| Ａ－ | ８２点～８０点 | ２．７ | 合格 |
| Ｂ＋ | ７９点～７７点 | ２．３ | 合格 |
| Ｂ | ７６点～７３点 | ２．０ | 合格 |
| Ｂ－ | ７２点～７０点 | １．７ | 合格 |
| Ｃ＋ | ６９点～６７点 | １．３ | 合格 |
| Ｃ | ６６点～６３点 | １．０ | 合格 |
| Ｃ－ | ６２点～６０点 | ０．７ | 合格 |
| Ｄ | ５９点～０点 | ０．０ | 不合格 |
| Ｅ | 未受験，採点不能 | ０．０ | 不合格 |

５　学業成績を総合的に評価する指標としてGPの平均値Grade Point Average（以下，GPAという。）を用いることができる。GPAは，各履修科目のGPに，その科目の単位数を乗じて得た積の総和を，履修科目の総単位数で除し，小数点以下第３位を四捨五入して算出するものとする。

６　単位制を取らない科目はGPAに算入しないものとする。

７　第２項に定める成績評価Ｐ及びＦは，GPの付与及びGPAへの算入を行わない。

８　他大学院及び入学前の修得単位認定をＲＲ，留学による外国大学の修得単位認定をＲＳの記号で表し，GPの付与及びGPAへの算入は，これを行わない。

９　前項の定めにかかわらず，研究科の定めるところにより，単位互換協定等に基づき在学中に他大学院で修得した単位の成績については，素点換算により第１項から第７項を適用することができる。
１０　成績評価は，これを学生に通知する。
１１　成績評価は，毎学年末に確定するものとする。ただし，春学期に評価が定まった春学期入学者の履修科目については，春学期終了時に，秋学期に評価が定まった秋学期入学者の履修科目については秋学期終了時に，確定するものとする。

（他大学院等における履修単位等の認定）
第２０条　各研究科は，学生の教育研究上必要と認めるときは，大学の定めるところにより他の大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について１０単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前既修得単位の認定）
第２０条の２　各研究科は，学生の教育研究上必要と認めるときは，学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生，研修生，委託研修生及び特別研修生として修得した単位を含む）を，１０単位を超えない範囲で，本大学院に入学後に本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他大学院における修得単位及び入学前既修得単位の修了所要単位認定）
第２０条の３　各研究科は，前２条により修得した単位を，本大学院の課程修了に必要な単位として各々１０単位，計２０単位を限度として認定することができる。

（専修免許状）
第２１条　高等学校教諭１種免許状及び中学校教諭１種免許状授与の所要資格を有する者で，当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　本大学院において，当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の免許教科の種類は，別表Ⅳのとおりとする。

## 第５章　修了要件及び在学年限

### 第１節　修士課程

（修了要件）
第２２条　修士の学位を得ようとする者は，２年以上在学し第１１条の定めるところにより，３０単位以上（法学研究科，政治学研究科国際政治学専攻及びスポーツ健康学研究科においては３２単位以上，人間社会研究科臨床心理学専攻においては３４単位以上，政策創造研究科政策創造専攻，公共政策研究科各専攻及び連帯社会インスティテュートにおいては３６単位以上）を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，別に定めるところにより１年以上在学すれば足りるものとする。
２　経済学研究科経済学専攻１年制コース及びデザイン工学研究科建築学専攻選抜１年コースで修士の学位を得ようとする者は，１年以上在学し第１１条の定めるところにより，３０単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。
３　デザイン工学研究科建築学専攻キャリア３年コース及び都市環境デザイン工学専攻キャリア３年コースで修士の学位を得ようとする者は，３年以上在学し第１１条の定めるところにより，４５単位以上を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査並びに最終試験に合格しなければならない。
４　修士論文は，各研究科が認めた場合に限り当該専攻分野の特定の課題に関する研究成果（人文科学研究科日本文学専攻にあっては文芸創作作品，政策創造研究科及び公共政策研究科にあっては政策研究論文，国際文化研究科，経済学研究科，法学研究科及び政治学研究科国際政治学専攻にあっ

てはリサーチペーパー，デザイン工学研究科建築学専攻にあっては修士設計）をもって，これに代えることができる。ただし，政策創造研究科及び公共政策研究科で政策研究論文をもって修士論文に代える場合は４０単位以上，また，リサーチペーパーをもって修士論文に代える場合は，国際文化研究科及び経済学研究科においては３４単位以上，法学研究科及び政治学研究科国際政治学専攻においては３６単位以上を修得しなければならない。

（最終試験）

第２３条　最終試験は，修士論文を中心とし，これに関連する科目について行い，その中には１か国以上の外国語の能力を考査する試験を含むものとする。

（博士論文研究基礎力に関する試験及び審査）

第２３条の２　修士課程及び博士後期課程を通じて一貫した教育研究上の目的を有する場合の修士課程の修了要件は，前２条に規定する修士論文の審査及び最終試験に合格することに代えて，当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

（１）専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該修士課程において修得し，又は涵養すべきものについての試験

（２）博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該修士課程において修得すべきものについての審査

（転学者の修了要件）

第２４条　他の大学院からの修士課程転学者は，大学院修士課程において通算２年以上（本大学院修士課程に１年以上）在学し，各研究科各専攻の定める単位を修得しなければならない。ただし，第２２条第１項のただし書に該当する者は同条の定めるところによる。

（在学年限）

第２５条　本大学院の修士課程には，標準修業年限の２倍の年数を超えて在学することはできない。

## 第２節　博士後期課程

（修了要件）

第２６条　博士の学位を得ようとする者は，３年以上在学し第１３条の定めるところにより授業科目を履修の上，以下の各号に定める単位を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，別に定めるところにより１年以上在学すれば足りるものとする。

（１）人文科学研究科においては２０単位以上
（２）国際文化研究科においては１５単位以上
（３）経済学研究科においては１６単位以上
（４）法学研究科においては２０単位以上
（５）政治学研究科においては１６単位以上
（６）社会学研究科においては２０単位以上
（７）経営学研究科においては１５単位以上
（８）人間社会研究科においては２０単位以上
（９）情報科学研究科においては１９単位以上
（１０）政策創造研究科においては２０単位以上
（１１）デザイン工学研究科建築学専攻及び都市環境デザイン工学専攻においては１６単位以上
（１２）デザイン工学研究科システムデザイン専攻においては１５単位以上
（１３）公共政策研究科公共政策学専攻においては１８単位以上
（１４）公共政策研究科サステイナビリティ学専攻においては１８単位以上
（１５）理工学研究科においては１７単位以上
（１６）スポーツ健康学研究科においては１６単位以上

２　前項のただし書にかかわらず，修士課程を１年で修了した者の在学期間に関しては，博士後期課程に２年以上在学しなければならない。

（最終試験）
第２７条　最終試験は，博士論文を中心とし，これに関連する学問領域について行い，その中には１か国以上の外国語の能力を考査する試験を含むものとする。

（転学者の修了要件）
第２８条　他の大学院から，大学院博士後期課程へ転学を許された者は，大学院博士後期課程において通算３年以上（本大学院博士後期課程に１年以上）在学し，各研究科各専攻の定める科目を履修しなければならない。ただし，第２６条第１項のただし書に該当する者は同条の定めるところによる。
２　他の大学院博士後期課程における履修科目の換算については別に定める。

（在学年限）
第２９条　本大学院の博士後期課程には，６年を超えて在学することはできない。ただし，所定の年限にわたって在学し所定の研究指導を受けた者が，退学後３年以内に課程博士の学位を申請し，研究科教授会の議を経て，総長による受理が認められて再入学する場合はこの限りでない。
２　課程博士申請に伴う再入学については，別途定める規定による。

## 第６章　学位の授与

（学位の授与）
第３０条　本大学院修士課程及び博士後期課程修了の認定は，研究科教授会の議を経て，総長が行い，修了者には総長が学位を授与する。

（課程によらない博士の学位授与）
第３１条　博士の学位は，第３０条の規定にかかわらず，本大学院に論文を提出し，所定の審査及び試問に合格した者に対しても，総長がこれを授与することができる。
２　前項により博士の学位を授与される者は，本大学院において課程を修めて学位を授与される者の論文と同等以上の内容を有する論文を提出し，かつ専攻学術に関し，上記の者と同様に広い学識を有することを試問により確認された者でなければならない。

（学位規則）
第３２条　この学則に定めるもののほか，学位に付記する専攻分野名その他学位に関し必要な事項は，学位規則（規程第１０５号）をもって別に定める。

## 第７章　入学，転学，転研究科・専攻，留学，休学，退学，その他

（入学の時期）
第３３条　本大学院入学の時期は，第４２条に定める学年の始めとする。ただし，秋学期に入学した者の入学日は９月１０日とする。
２　前項の規定による秋学期の入学は，情報科学研究科及び総合理工学インスティテュート（ＩＩＳＴ）において実施する。

（修士課程の入学資格）
第３４条　本大学院修士課程に入学できる者は，次の資格を有する者とする。
（１）大学を卒業した者
（２）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
（３）外国において，学校教育における１６年の課程を修了した者
（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者
（５）我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
（６）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学

大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

（７）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（８）文部科学大臣の指定した者

（９）次の者であって，本大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

ａ　大学に３年以上在学した者

ｂ　外国において学校教育における１５年の課程を修了した者

ｃ　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１５年の課程を修了した者

ｄ　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１５年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（１０）第９号と同様の規程により他の大学院に入学した者であって，本大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

（１１）本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２２歳に達した者

２　前項第９号及び第１０号の認定並びに第１１号の個別の入学資格審査に関しては別に定めるところによる。

（博士後期課程の入学資格）

第３５条　本大学院博士後期課程に入学できる者は，次の資格を有する者とする。

（１）修士の学位又は専門職学位を有する者

（２）外国における大学院において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者

（３）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者

（４）文部科学大臣の指定した者

（５）国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

（６）外国の学校等の教育課程を履修し，博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があるものと認められた者

（７）本大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達した者

２　前項第７号の個別の入学資格審査に関しては別に定めるところによる。

（入学手続）

第３６条　本大学院に入学を志望する者は，所定の手続きを行わなければならない。

２　入学志願者に対しては，その志望する研究科の専攻分野に入学するために必要な学力の考査を行う。

３　前項の結果，総長によって入学を許可された者は，別に定める入学金及び授業料等を添えて，所定の書類を指定された入学手続期間中に提出しなければならない。

４　国外大学との協定等による学生受け入れについては，別に定めるところによる。

（転学及び転研究科・専攻）

第３７条　他の大学院から本大学院へ転学を希望する者については，定員に余裕のある場合に限り，試験等の上，研究科教授会の議を経て，総長が入学を許可することができる。また，研究科又は専攻の変更に関する願い出があった場合には，正当な事由があると認められた場合に限り，研究科教授会の議を経て，総長がこれを許可することができる。

２　前項の転学，転研究科・専攻の時期は，学年の始めに限る。

（留学）

第３７条の２　本大学院の定めに従って外国の大学院における学修を志願する者は，研究科長の許可を得て留学することができる。

２　前項の許可を得て留学した在学期間のうち，同一課程につき最長１ヵ年に限り本大学院における修業年限に含めることができる。

（春学期入学者の休学）

第３８条　春学期入学者で，疾病又はその他特別の事情により休学しようとする者は，理由を付して願い出て，研究科教授会の議を経て，総長の許可を受けなければならない。

２　休学は，年間休学，春学期休学，秋学期休学の３種とする。

３　休学は，休学を願い出た当該学期又は当該年度に限り，総長がこれを許可することができる。引き続き休学を希望する者は，理由を付して改めて願いを出し，許可を受けたうえで休学することができる。

４　休学期間は通算して３年を超えることはできない。なお，春学期休学及び秋学期休学の休学期間は各々０．５年として計算する。

５　年間休学者及び秋学期休学者は，学年の始め（４月１日）でなければ復することができない。春学期休学者は秋学期の始めでなければ復することができない。

６　休学期間は在学年数に算入することはできない。

（春学期入学者が春学期休学のできない研究科）

第３８条の２　前条第２項の規定にかかわらず，以下の各号に定める研究科においては，春学期入学者は，春学期に休学することができない。

（１）理工学研究科及び人間社会研究科の修士課程及び博士後期課程

（２）経営学研究科修士課程（昼間）

（３）政策創造研究科博士後期課程

（秋学期入学者の休学）

第３８条の３　秋学期入学者で、疾病又はその他特別の事情により休学しようとする者は，理由を付して願い出て，研究科教授会の議を経て，総長の許可を受けなければならない。

２　休学は，年間休学，春学期休学，秋学期休学の３種とする。

３　休学は，休学を願い出た当該学期又は当該年度に限り，総長がこれを許可することができる。引き続き休学を希望する者は，理由を付して改めて願いを出し，許可を受けたうえで休学することができる。

４　休学期間は通算して３年を超えることはできない。なお，春学期休学及び秋学期休学の休学期間は各々０．５年として計算する。

５　年間休学者又は春学期休学者は，学年の始め（９月１６日）でなければ復することができない。秋学期休学者は春学期の始めでなければ復することができない。

６　休学期間は在学年数に算入することはできない。

（秋学期休学者が秋学期休学のできない研究科）

第３８条の４　前条第２項の規定にかかわらず，以下の各号に定める研究科においては，秋学期入学者は，秋学期に休学することができない。

（１）理工学研究科　総合理工学インスティテュート（ＩＩＳＴ）修士課程及び博士後期課程

（休学中の学修）

第３８条の５　休学期間中は本学での科目履修は認めない。

２　他の大学院における学修又は外国の大学院での学修を理由とする休学願いが，事前に，当該研究科教授会の議を経て，総長に許可された場合に限り，第２０条を準用し，当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を，１０単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし，当該休学期間は在学年数に参入することはできない。

３　前項の休学期間中の学修に関する手続き等については別に定める。

（退学）

第３９条　退学しようとする者は，理由を付して願い出て，研究科教授会の議を経て，総長の許可を受けなければならない。

２　退学の日付は，授業料を含む諸費既納者については，研究科教授会の議を経て，総長が退学を認めた日とし，未納者については定められた期間に申し出た場合に限り納入済みの期間の最終日とする。

３　死亡による退学は,死亡日をもって退学日とする。

（除籍）

第４０条　次の各号の一つに該当する者は，研究科教授会の議を経て，総長が除籍する。

（１）授業料等を所定の期日までに納入しない者

（２）第２５条又は第２９条の在学年限を超えた者

（３）第３８条第４項及び第３８条の３第４項の休学期間を超えた者

（復学・復籍）

第４１条　第３９条により退学した者が復学を願い出たときは，研究科教授会の議を経て，総長が許可することができる。

２　第４０条第１号により除籍されたものが復籍を願い出たときは，研究科教授会の議を経て，総長が許可することができる。

３　前２項の復学及び復籍の時期は春学期の始め又は秋学期の始めとする。ただし，第３８条の２及び第３８条の４に定める研究科への復学又は復籍の時期は，学年の始めとする。

## 第８章　学年及び休業日

（学年）

第４２条　本大学院の学年は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。ただし，秋学期に入学した場合の学年は，毎年９月１６日に始まり翌年９月１５日に終わる。

２　学年は，春学期と秋学期に分け，各学期の開始日及び終了日は次に掲げる各号のとおりとする。ただし，教育上必要な場合，総長は，研究科長会議の議を経て，春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

（１）春学期　４月　１日から９月１５日まで

（２）秋学期　９月１６日から翌年３月３１日まで

３　総長は，前項に定める各学期をそれぞれ前半及び後半に分けることができるものとする。

（休業日）

第４３条　休業日は，次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）国民の祝日に関する法律に定める休日

（３）法政大学創立記念日　４月１０日

（４）夏季休業日，冬季休業日，及び春季休業日については別に定める 。

２　総長は，必要がある場合には，前項の休業日を臨時に変更し，又は臨時に休業日を定めることができる。

３　休業日の変更又は臨時の休業日については，その都度公示する 。

４　第１項の規定にかかわらず，教育上必要がある場合は，休業日に授業等を行うことができる 。

５　第１項の規定にかかわらず，夏季休業，春季休業の期間に特別授業期間を設けることができる。

## 第９章　学費

（学費）

第４４条　本大学院の検定料，入学金，授業料その他の学費は，別表Ⅲのとおりとする。

２　学費の決定は，当該年度の４月１日をもって行い，年度途中での変更は行わない。ただし，秋学期に入学した者の１年間の学費の決定は，９月１６日をもって行う。

３　授業料,実験実習費及び教育充実費は２期に分けて納入するものとする。その納入期限については，春学期に入学した者の第１期分は４月末日，第２期分は９月末日とし，秋学期に入学した者の第１期分は９月末日，第２期分は４月末日とする。
４　当該修業年限を超えて在学する者については，その者が入学した年度に定められた額を適用し，その学費は次のとおりとする。
（１）課程修了に必要な科目を修得していない者は，授業料及び教育充実費の２分の１，科目修得者又は修士論文審査に合格したが科目１科目以内（２単位科目は０．５科目とする。）未修得の者は４分の１とする。
（２）情報科学研究科，デザイン工学研究科，理工学研究科及びスポーツ健康学研究科は，前号の学費に実験実習費を加えた額。
（３）当該修業年限を超えて引き続き在学している者が，春学期に入学した者が９月に，秋学期に入学した者が３月に学位を授与されることとなった場合は，当該学年の第２期分の学費は徴収しない。
５　留学中においても本大学院の学費は，所定額を納入しなければならない。
６　総長により年間休学を許可された者は，別表Ⅲの休学在籍料を納入するものとし,休学該当期間の授業料,実験実習費及び教育充実費の納入を要しない。また，総長により春学期休学又は秋学期休学を許可された者は休学在籍料の２分の１を減額することができる。
７　第２条第７項により３年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は，次の各号のとおりとする。
（１）授業料は別表Ⅲの授業料の２倍の額を３で除した額を年度ごとに２期に分けて納入する。
（２）教育充実費は，初めの２年間は別表Ⅲに定める額，３年目は別表Ⅲに定める額の２分の１を，年度ごとに２期に分けて納入する。
（３）実験実習費は別表Ⅲの実験実習費の２倍の額を３で除した額を年度ごとに２期に分けて納入する。
（４）３年にわたる長期履修期間を超えて在学する者の学費は，本条第４項第１号の規定を準用する。
８　第２条第７項により４年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は，次の各号のとおりとする。
（１）授業料は別表Ⅲの授業料の２倍の額を４で除した額を年度ごとに２期に分けて納入する。
（２）教育充実費は，初めの２年間は別表Ⅲに定める額，３年目以降は別表Ⅲに定める額の２分の１を，年度ごとに２期に分けて納入する。
（３）実験実習費は別表Ⅲの実験実習費の２倍の額を４で除した額を年度ごとに２期に分けて納入する。
９　外国政府派遣，及び学生交換協定による海外大学からの受け入れ学生に関する学費は，別に定める。
１０　第２条第８項により４年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は，次の各号のとおりとする。
（１）授業料は別表Ⅲの授業料の３倍の額を４で除した額を年度ごとに２期に分けて納入する。
（２）教育充実費は，初めの３年間は別表Ⅲに定める額，４年目は別表Ⅲに定める額の２分の１を，年度ごとに２期に分けて納入する。
（３）４年にわたる長期履修期間を超えて在学する者の学費は，本条第４項第１号の規定を準用する。
１１　第２条第８項により５年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は，次の各号のとおりとする。
（１）授業料は別表Ⅲの授業料の３倍の額を５で除した額を年度ごとに２期に分けて納入する。
（２）教育充実費は，初めの３年間は別表Ⅲに定める額，４年目以降は別表Ⅲに定める額の２分の１を，年度ごとに２期に分けて納入する。
（３）５年にわたる長期履修期間を超えて在学する者の学費は，本条第４項第１号の規定を準用する。
１２　第２条第８項により６年にわたる長期履修制度の適用を受ける者の学費は，次の各号のとおりとする。

（１）授業料は別表Ⅲの授業料の３倍の額を６で除した額を年度ごとに２期に分けて納入する。
（２）教育充実費は，初めの３年間は別表Ⅲに定める額，４年目以降は別表Ⅲに定める額の２分の１を，年度ごとに２期に分けて納入する。

（納入期日）
第４５条　学費は，所定の期日までに納入しなければならない。

（再入学金）
第４６条　退学者が復学を，又は除籍された者が復籍を総長に許可されたときは，再入学金として入学金の２分の１を納入しなければならない。

（特別学生の学費）
第４７条　特別学生の学費については，別に定める。

（学費の不返還）
第４８条　一旦納入された学費その他は還付しない。

## 第１０章　特別学生

（特別学生の種類及び入学）
第４９条　総長は，定員に余裕のある場合に限り，研究科教授会の議を経て，特別学生の入学を許可する。
２　特別学生とは，科目等履修生，研修生，委託研修生，特別研修生，研究生，研究員，交流学生をいう。

（科目等履修生及び研修生）
第５０条　本大学院の授業科目の履修及び特定の主題による研究指導を希望する者があるときは，別に定めるところにより，総長は，科目等履修生及び研修生として受け入れることを許可できる。

（履修証明プログラム生）
第５０条の２　総長は，履修証明プログラム生の履修を許可することがある。ただし，履修証明プログラム生の事項については，別に定める。

（委託研修生）
第５１条　公共団体，又はその他の機関より，本大学院に特定の授業科目について修学を委託された場合は，選考結果を受け，総長は，委託研修生として入学を許可する。

（特別研修生）
第５２条　国外の大学との協定等により，入学前に事前研修を義務づけられた場合は，選考結果を受け，総長は，特別研修生として入学を許可する。

（研究生）
第５３条　第３５条に定める博士後期課程の入学資格を有する者，又は博士後期課程を退学した者が，本学教員による研究指導を希望するときは，総長は，別に定めるところにより，研究生として受け入れることを許可できる。

（研究員）
第５４条　国内外の大学・研究所その他の機関から特定の主題による研修を委託された場合は，選考結果を受け，総長は当該研究者を研究員として受け入れることを許可できる。

（交流学生）
第５５条　他大学院の学生で，協定に基づき本大学院の授業科目の履修及び特定の主題による研究指導を希望する者を，別に定めるところにより，総長は，交流学生として受け入れることを許可できる。

（証明書の発行）
第５６条　本章により，総長が入学を許可した者には，履修及び研修等の証明書を与える。

## 第１１章　研究及び厚生施設

（図書館及び研究所の利用）
第５７条　本大学院学生は，大学図書館及び付属研究所の図書を利用することができる。
２　図書閲覧に関する規定は，別に定める。

（厚生施設の利用）
第５８条　本大学院学生は，本学の厚生施設を利用することができる。

## 第１２章　賞罰

（授賞）
第５９条　人物及び学術が優れた者には授賞することがある。
２　授賞に関する規定は別に定める。

（懲戒）
第６０条　本学の学則及び諸規則又は命令に背いた者で，学生の本分に悖ると本学が認めた者は，研究科教授会の議を経て総長がこれを懲戒する。
２　懲戒処分は譴責，停学，退学の３種とする。
３　前二項の他，懲戒に関する規程は，別に定める。

## 第１３章　大学評価

（自己点検・評価）
第６１条　本大学は，その教育研究水準の向上を図り，第１条の目的を達成するため，教育研究活動等の状況について，自ら点検及び評価を行う。
２　前項の点検及び評価に関する事項は，別に定める。

（認証評価）
第６２条　本大学は，前条に規定する措置に加え，本大学の教育研究活動等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

## 第１４章　改正

（改正手続）
第６３条　この学則の改正は，研究科長会議の議を経て，理事会の決裁を得なければならない。

## 第１５章　雑則

（大学学則の準用）
第６４条　この学則に規定のない事項については，法政大学学則を準用する。
２　この学則の実施について必要な事項は，別に定める。

## 付　則

１　本学則は，２００５年４月１日から全部改正し施行する。
２　第３２条の規定にかかわらず，関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科との協定により経営学研究科経営学専攻修士課程（夜間）へ転入学する場合には，入学の時期を後期の始め（９月）とすることができる。
３　２００６年４月１日から第４条第１項，第９条別表Ⅰ，第９条別表Ⅱ，第３７条の２第１項，第４０条第３項，第４３条第１項別表Ⅲ，第４３条第２項，第４３条第５項を改正施行する。
４　本学則は，２００６年４月１日から一部改正して施行する。（第２条第４項から第８項，第２１

条第２項から第４項，及び第２４条）

５　２００６年４月１日から第２条，第４条，第９条別表Ⅰ，第９条別表Ⅱ，第３７条の２，第４０条，第４３条，第４３条別表Ⅲを改正施行する。

６　２００６年４月1日から第９条別表Ⅰ，第２０条別表Ⅳを改正施行する。

７　２００６年４月1日から第９条別表Ⅰ，別表Ⅱを改正施行する。

８　２００７年４月1日から第１条,第２条,第４３条を改正し,別表Ⅴを定め施行する。

９　２００７年４月1日から第３８条,第４３条,第４３条別表Ⅲ,第４５条,第４７条を改正施行する。

10　２００７年４月1日から第９条別表Ⅰ,別表Ⅱを改正施行する。

11　２００８年４月1日から第１条別表Ⅴ,第２条第６項，第４条第１項，同第２項，第９条別表Ⅰ，同別表Ⅱ，第２１条第１項，同第４項，第３７条の２第１項，第４０条第３項，第４３条別表Ⅲ，及び同第５項を改正施行する。

12　２００８年４月1日から第４１条，第４３条第３項を改正施行する。

13　２００９年４月1日から第９条別表Ⅰ,同別表Ⅱ,第４３条別表Ⅲ第２項を改正施行する。

14　２００９年４月1日から第１３章「大学評価」（第５９条，第６０条）を新設し，以降の章及び条を繰り下げ施行する。

15　２００９年３月３１日をもって人文科学研究科国際文化専攻は廃止とする。

16　２０１０年４月１日から第1条別表Ⅴ，第２条第４項，同第５項，第４条第１項，同第２項，第９条別表Ⅰ，同別表Ⅱ，同第１項，第１２条第１項，第２１条第２項，同第３項，同第４項，第２５条第３項，第３７条の２第１項，第４０条第３項，第４３条別表Ⅲ，第４３条第３項(２)，同（３），同第５項を改正施行する。

17　２０１０年４月1日から第４３条第３項第1号，第４５条を改正し２０１０年４月1日現在で在籍する学生に適用する。

18　２０１０年４月1日から第３７条の２，第４０条第３項，第４３条第５項を改正施行し２０１０年４月1日現在で在籍する学生に適用する。

19　２０１０年３月３１日をもって社会科学研究科法律学専攻，政策科学専攻，環境マネジメント専攻を廃止する。

20　２０１１年４月1日から第２条，第４条第２項，第９条，第１０条，第１２条，第２１条，第２５条，第３７条の２，第４０条第３項，第４３条，第５８条第２項及び別表Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴを改正施行する。第２条第７項の人間社会研究科福祉社会専攻に係る改正，及び第４条，別表Ⅰ，Ⅱ，Ⅳ，Ⅴの史学専攻への名称変更，第９条，第１２条，第２５条，第４３条の政策創造研究科に係る改正については，２０１１年４月入学者から適用する。また，第５条を新設し，以降の章，条を繰り下げ施行する。

21　２０１１年３月３１日をもって社会科学研究科経済学専攻を廃止する。

22　人文科学研究科日本史学専攻，社会科学研究科政治学専攻，社会学専攻，経営学専攻，工学研究科建設工学専攻及びシステムデザイン研究科については，すでに学生募集を停止している。但し，当該研究科，専攻は，本学則の施行に関わらず当該研究科，専攻に在籍する学生が在学しなくなるまでの間存続するものとし，教育に関する規程は従前によるものとする。

23　２０１２年４月1日から第２条第６項，第４条第１項，同第２項，第１１条第３項，第２２条第1項，同第４項，第３８条の２，第４１条第３項，第４４条第５項，及び別表Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴを改正施行し，２０１２年４月入学者より適用する。また，第６条に第３項を挿入し，以下の項を繰り下げ２０１２年４月1日より改正施行する。

24　政策科学研究科政策科学専攻及び環境マネジメント研究科環境マネジメント専攻については，２０１２年度以降の学生募集を停止する。但し，両研究科専攻は，本学則の施行に関わらず両研究科専攻に在籍する学生が在学しなくなるまでの間存続するものとする。この間の両研究科専攻の教育責任は，公共政策研究科公共政策学専攻が負うこととする。

25　第６条第２項に関わらず，公共政策研究科については従来の２研究科及び２研究科内プログラムが統合し設置されるため，例外的に複数の専攻副主任を置くものとする。この措置は，２０１２年４月1日から適用する。

26　２０１３年４月1日から第４条第１項，同第２項，第１０条，第１３条，第２６条第３項，第３８条の２，第４１条第３項，第４４条第６項及び別表Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴを改正施行し，２０１３年４月入学者より適用する。

27　２０１３年４月1日から第４条第２項を改正施行し，２０１３年４月入学者より適用する。
28　２０１３年４月1日から第１９条，第２０条，第２２条，第３６条，第３８条，第３８条の２，第４１条，第４２条，第４４条，第４９条及び別表Ⅰ～Ⅲを改正する。また，第５２条を新設し，以降の条を繰り下げ，施行する。
29　２０１３年３月３１日をもって社会科学研究科政治学専攻，社会学専攻，経営学専攻及びシステムデザイン研究科を廃止する。
30　経営学研究科キャリアデザイン学専攻及び工学研究科全専攻については，２０１３年度以降の学生募集を停止する。但し，両研究科の当該専攻は，本学則の施行に関わらず在籍学生が不在となるまでの間，存続するものとする。この間の教育責任は，それぞれキャリアデザイン学研究科，理工学研究科が負うものとする。
31　２０１３年４月１日から別表Ⅳを改正施行し，２０１３年度新入生から適用する。
32　２０１４年４月１日から第１０条，第１３条，第２２条，第２３条の２，第２６条，第３５条，第３８条の２，第４１条，第４２条，第４４条及び別表Ⅰ，Ⅱを改正施行する。なお，第２３条の２及び第２６条については，２０１４年４月入学者より適用する。
33　２０１５年４月１日から第１１条第３項及び第２２条第４項を一部改正する。なお，同条項の国際文化研究科国際文化専攻に係る改正については，２０１５年４月入学者より適用する。
34　２０１５年４月１日から第４条，第６条，第７条，第１４条，第１８条，第２０条，第２２条，第２９条～第３１条，第３６条～第４４条，第４６条，第４９条～第５６条及び別表Ⅰ，別表Ⅱを一部改正し，施行する。
35　２０１６年４月１日から第２条，第４条，第８条，第１０条，第１３条，第２２条，第２６条，第３０条，第３３条，第３４条，第３５条，第３８条，第３８条の２，第４１条，第４２条，第４４条，第６３条，別表Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ及びⅤを改正施行する。なお，公共政策研究科に係る第２条，第４条及び第４４条の改正，並びに社会学研究科，経営学研究科，情報科学研究科及び理工学研究科に係る第２６条の改正，並びに経済学研究科に係る第２２条の改正，並びに情報科学研究科及び理工学研究科に係る別表Ⅱの改正については，２０１６年度入学者より適用する。
36　２０１６年９月１０日から第３３条，別表Ⅰ及びⅢを改正施行し，２０１６年秋学期入学者より適用する。
37　２０１７年４月１日から第２条，第２２条，第２６条，第３４条，第３８条の２，第４６条，別表Ⅰ，Ⅱ及びⅢを改正施行する。なお，経済学研究科に係る第２条及び第２２条の改正，法学研究科に係る第２２条及び第２６条の改正，人文科学研究科，国際文化研究科及び公共政策研究科公共政策学専攻に係る第２６条の改正，並びに別表Ⅲの改正については，２０１７年度入学者より適用する。
38　２０１８年４月１日から，第１条第２項，同第３項，第２条第５項から第７項，第４条第１項，同第２項，第５条第１項，同第２項，第６条第２項から第４項，第７条第１項，第９条，第１０条，第１１条第３項，第２０条第４項，第２２条第２項，第２６条第３項，第３１条第２項，第３８条第１項，第３８条の２，第４０条第３号，第４２条第２項，第４３条第１項，第４４条第２項から第４項，同第６項から第８項，同第１０項から第１２項，第４６条，第６１条，第６２条，並びに付則19，同22から25，同28から30，同32，同34，同36並びに別表Ⅰ，別表Ⅳ及び別表Ⅴを一部改正し，第４条第３項，同第４項，第７条の２，第１０条の２，第３８条の３，第４３条第３項から第５項を新設し，施行する 。なお，社会学研究科及びキャリアデザイン学研究科に係る第２条第７項の改正，政策創造研究科に係る第１１条第３項の改正及び別表Ⅳの改正については，２０１８年４月入学者より適用する。
39　２０１９年４月１日から第２条第７項，同第８項，第６条第４項，第１１条第１項，第１３条，第１９条，第２０条，第２２条第１項，同第４項，第２６条，第３０条，第７章表題，第３３条，第３８条，第３８条の２，第３８条の３，第４０条第３項，第４１条第３項，第４４条第７項及び同第８項，第４６条，第５３条及び第６０条並びに別表Ⅰ，別表Ⅱ，別表Ⅲ，別表Ⅳ及び別表Ⅴを一部改正し，第２０条の２，第２０条の３，第３７条の２，第３８条の４，第３８条の５及び第５０条の２を新設し，施行する。なお，人文科学研究科に係る第２条第７項及び同第８項，政治学研究科博士後期課程に係る第１３条及び第２６条，公共政策研究科サステイナビリティ学専攻博士後期課程にかかる第２６条並びに別表Ⅲ及び別表Ⅳの改正については、２０１９年４月入学者より適用する。

40　２０２０年４月１日から政治学研究科国際政治学専攻にかかる第４条第１項及びスポーツ健康学研究科にかかる別表Ⅲを一部改正施行し，２０２０年４月入学者より適用する。

41　２０２１年４月１日から第２条第８項及び第４条第１項並びに別表Ⅱ，別表Ⅲ及び別表Ⅴを一部改正施行し，第２６条第１項第１６号を新設し，２０２１年４月入学者より適用する（スポーツ健康学研究科スポーツ健康学専攻博士後期課程の設置による改正）。

［別表Ⅱ］ 博士後期課程授業科目一覧表

スポーツ健康学研究科　スポーツ健康学専攻

| 授　業　科　目 | 単位数 | 備考 |
|---|---|---|
| スポーツ健康学高度開発特論A（ヘルス領域） | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発特論B（マネジメント領域） | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発特論C（コーチング領域） | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発研究Ⅱ | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発研究Ⅲ | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発研究Ⅳ | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発研究Ⅴ | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発研究Ⅵ | 2 | |
| スポーツ健康学高度開発演習（実践研究/理論研究） | 2 | |

［別表Ⅲ］

**学 費 一 覧**（単位：円）

1　検定料　　３５，０００（書類審査のみ　２０，０００）

2　入学金・授業料・教育充実費・実験実習費

| 研究科 | 課程 | 学費の種類 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 入学金 | | 授業料 | 教育充実費 | 実験実習費 |
| 人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・人間社会・公共政策・キャリアデザイン学研究科 | 修士課程 | 自校 | ― | 570,000 | 80,000 | 心理学専攻 50,000 |
| | | 他校 | 200,000 | | | 臨床心理学専攻 50,000 |
| | 博士後期課程 | 自校 | ― | 400,000 | 60,000 | ― |
| | | 他校 | 200,000 | | | |
| 情報科学・デザイン工学・理工学研究科 | 修士課程 | 自校 | ― | 770,000 | 100,000 | 100,000 |
| | | 他校 | 200,000 | | | 生命機能学専攻植物医科学領域のみ 160,000 |
| | 博士後期課程 | 自校 | ― | 600,000 | 100,000 | 100,000 |
| | | 他校 | 200,000 | | | 生命機能学専攻植物医科学領域のみ 160,000 |
| 政策創造研究科 | 修士課程 | 自校 | 135,000 | 750,000 | 135,000 | ― |
| | | 他校 | 270,000 | | | |
| | 博士後期課程 | 自校 | ― | 750,000 | 135,000 | ― |
| | | 他校 | 270,000 | | | |
| スポーツ健康学研究科 | 修士課程 | 自校 | ― | 644,800 | 100,000 | 100,000 |
| | | 他校 | 200,000 | | | |
| | 博士後期課程 | 自校 | ― | 470,000 | 100,000 | 100,000 |
| | | 他校 | 200,000 | | | |
| コース・プログラム | | | | | | |
| 総合理工学インスティテュート（IIST） | 修士課程 | 自校 | ― | 880,000 | 100,000 | 80,000 |
| | | 他校 | 200,000 | | | 生命機能学専攻植物医科学領域のみ 140,000 |
| | 博士後期課程 | 自校 | ― | 600,000 | 100,000 | 80,000 |
| | | 他校 | 200,000 | | | 生命機能学専攻植物医科学領域のみ 140,000 |

備考

① 自校とは，本学の学部卒業者又は大学院修了者を指し，他校とはその他の者を指す。

② 転学は，所定の検定料を適用する。転学は入学とよみかえ，入学金は転学時の年度のものとする。ただし，授業料，教育充実費，実験実習費については転学した年次に適用されている額とする。

③ 転研究科・専攻の場合には，手続きに伴う諸経費を免除する。ただし，転研究科・専攻に伴う授業料，教育充実費，実験実習費については，転研究科・専攻した年次に適用されている額とする。

④ 経済学研究科修士１年生コースの授業料は 860,000 円とする。

※休学在籍料　１００,０００　ただし半期休学については半分（２分の１）とする。

3　科目等履修生

（1）登録料　１０，０００

（2）履修料

１科目（４単位）につき，

人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・
人間社会・公共政策・キャリアデザイン学研究科　６０，０００

情報科学・デザイン工学・理工学研究科　９４，０００

政策創造研究科　１００，０００

スポーツ健康学研究科　６８，０００

ただし，２単位科目は半額とする。

科目等履修生（履修証明プログラム生）については別に定める。

4　研修生・委託研修生及び特別研修生

（1）選考料（ただし，委託研修生及び特別研修生は，除く）　３５，０００

（2）選考料（書類選考のみ）　２０，０００

（3）登録料（ただし，特別研修生は除く）　３０，０００

（4）指導料（月額）

人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・
人間社会・公共政策・キャリアデザイン学研究科　２２，０００

情報科学・デザイン工学・理工学研究科　３４，２００

スポーツ健康学研究科　２４，９００

5　研究生指導料（年額）

（1）人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・
人間社会・公共政策・キャリアデザイン学研究科　１３２，５００

（2）情報科学・デザイン工学・理工学研究科　２０５，０００

（3）政策創造研究科　２２２，５００

（4）スポーツ健康学研究科　１５０，０００

6　研究員指導料（月額）

（1）人文科学・国際文化・経済学・法学・政治学・社会学・経営学・
人間社会・公共政策・キャリアデザイン学研究科　２２，０００

（2）情報科学・デザイン工学・理工学研究科　３４，２００

（3）政策創造研究科　３６，９００

（4）スポーツ健康学研究科　２４，９００

［別表Ⅴ］（抜粋）

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

| 研究科 | 目的 |
|---|---|
| スポーツ健康学研究科 | スポーツ健康学研究科・修士課程では、現代に求められるスポーツ・健康に関する知識・技能を、実社会において有効に発揮できる高度専門的職業人の養成を目的とする。<br>本課程では、スポーツ健康学の専門性を「ヘルス・プロモーション」「スポーツ・コーチング」「スポーツ・マネジメント」の３つの領域から捉え、具体的には以下のような人材の養成を目標とする。<br>・人々の生涯を通じた積極的な健康づくりを支援できる人材<br>・競技スポーツや教育現場において高度な指導能力を発揮できる人材<br>・スポーツに関わる組織や人の特性を知り、時代の要請に応じたより善いスポーツ社会の実現を可能とする人材<br>博士後期課程では、上記に加え、さらにスポーツ健康学に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもってグローバル化に対応でき、最先端の理論と研究方法を駆使して高度で実践的な課題を解決できる研究力とマネジメント力を有し、豊かな人間性によるリーダーシップを発揮しつつ様々な領域の人材と協働できるスポーツ健康学高度開発者の養成を目的とする。 |

# スポーツ健康学研究科博士後期課程　修了までのスケジュール
# （主なスケジュールと指導計画）

## ＜1年次＞

| | | |
|---|---|---|
| 4月上旬 | 履修計画立案 | 指導教員が確定し，カリキュラム・授業概要を把握する。指導教員の指導の下，博士論文執筆に向けた具体的な構想を立てる。 |
| 11月上旬 | 博士論文<br>計画発表会 | 博士論文の構想・計画について発表する（公聴会）。関係領域の専任教員と学生は原則として全員参加する。主・副指導教員は発表会後，質問・コメントをもとにした議論・指導を行う。 |

## ＜2年次＞

| | | |
|---|---|---|
| 11月上旬 | 博士論文<br>中間発表会 | 博士論文の中間報告を行う（公聴会）。関係領域の専任教員と学生は原則として全員参加する。主・副指導教員は発表会後，質問・コメントをもとにした議論・指導を行う。 |

## ＜3年次＞

| | | |
|---|---|---|
| 11月上旬 | 博士論文の提出<br>（第一次） | 主・副指導教員により論文のチェックを行う。 |
| 11月中旬 | 論文審査委員会の<br>立ち上げ | 論文審査委員へ論文提出 |
| 12月上旬 | 予備審査会 | 論文審査委員会による予備審査を行い，受理の可否を決定する。また，修正点等について指摘する。 |
| 1月上旬 | 博士論文の提出 | |
| | 博士論文<br>最終発表会 | 博士論文の最終報告を行う（公聴会）。関係領域の専任教員と学生は原則として全員参加する。 |
| 1月中旬 | 本審査会 | 論文審査委員会による学位授与要件の確認，論文内容のチェック，口頭試問，評価を行う。 |
| 2月中旬 | 博士課程修了者の<br>決定 | 研究科教授会において修了者を決定 |
| | | 博士論文の公表（法政大学学術機関リポジトリ等）、図書館保存 |
| 3月下旬 | 学位授与 | 修了式 |

＜1年次・2年次・3年次共通＞　関連学会への参加を促し，研究上の知見を深めさせると共に，研究発表の事例から学ばせる。

# 法政大学学位規則（案）

規定第１０５号

一部改正　昭和 39 年 4 月 1 日　昭和 40 年 4 月 1 日　昭和 41 年 4 月 1 日
昭和 43 年 4 月 1 日　昭和 48 年 4 月 1 日　昭和 51 年 2 月 7 日
昭和 52 年 4 月 1 日　昭和 53 年 4 月 1 日　昭和 53 年 12 月 8 日
昭和 54 年 4 月 1 日　昭和 55 年 4 月 1 日　昭和 57 年 4 月 1 日
昭和 58 年 4 月 1 日　昭和 61 年 4 月 1 日　昭和 62 年 4 月 1 日
平成元年 4 月 1 日　平成 2 年 4 月 1 日　平成 3 年 4 月 1 日
平成 4 年 4 月 1 日
全部改正　1996 年 4 月 1 日
一部改正　1999 年 4 月 1 日　2000 年 4 月 1 日　2001 年 4 月 1 日
2002 年 4 年 1 日　2003 年 4 年 1 日　2004 年 4 年 1 日
2005 年 4 月 1 日　2006 年 2 月 1 日　2006 年 4 月 1 日
2007 年 4 月 1 日　2008 年 4 月 1 日　2009 年 4 月 1 日
2009 年 11 月 1 日　2010 年 4 月 1 日　2011 年 4 月 1 日
2012 年 4 月 1 日　2013 年 4 月 1 日　2014 年 4 月 1 日
2015 年 4 月 1 日　2015 年 5 月 20 日　2016 年 4 月 1 日
2017 年 4 月 1 日　2018 年 4 月 1 日　2018 年 7 月 25 日
2019 年 4 月 1 日　2020 年 4 月 1 日　2021 年 4 月 1 日

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，学位規則（昭和２８年文部省令第９号）並びに法政大学学則，法政大学通信教育部学則，法政大学大学院学則及び法政大学専門職大学院学則の定めるところにより，法政大学（以下「本学」という。）が授与する学位について，必要な事項を定める。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は，学士，修士，博士，修士（専門職）及び法務博士（専門職）とし，それぞれの学位に付記する専攻分野の名称等は，別表１のとおりとする。

（学士の学位授与要件）

第３条　学士の学位は，所定の年限以上在学し，卒業所要単位を修得した者に授与する。

（修士の学位授与要件）

第４条　修士の学位は本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

（博士の学位授与要件）

第５条　博士の学位は次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

（１）本学大学院の博士後期課程を修了した者

（２）本学大学院の博士後期課程を経ずに論文を提出し，その審査に合格し，かつ，前号と同等以上の学識があると試問により認められた者

（修士（専門職）の学位授与要件）

第６条　修士（専門職）の学位は本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

（法務博士（専門職）の学位授与要件）

第７条　法務博士（専門職）の学位は本学大学院の法科大学院の課程を修了した者に授与する。

（学位名称の使用）

第８条　学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは，「学士（　　学）（法政大学）」，「修士（　　）（法政大学）」，「博士（　　）（法政大学）」「　　修士（専門職）（法政大学）」「法務博士（専門職）（法政大学）」と明記するものとする。

## 第２章　学士の学位

（学士の学位授与）

第９条　総長は，第３条に定める者に対し，学士の学位を授与する。

２　学士の学位記の授与は，毎年３月及び９月に行う。

## 第３章　修士の学位

（修士の学位申請要件）

第１０条　修士学位の申請要件は，修士課程に２年以上在学し所定の単位を修得し終える見込がある者とする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

２　１年コースの修士学位の申請要件は，修士課程に１年以上在学し，所定の単位を修得し終える見込がある者とする。

３　３年コースの修士学位の申請要件は，修士課程に３年以上在学し，所定の単位を修得し終える見込みがある者とする。

４　申請者は，次の各号に掲げるものを提出しなければならない。提出部数は各専攻の定めるところとし，各様式は別に定める。

（１）修士論文審査願

（２）修士論文

（３）論文要旨

５　第４条第３項に規定する博士論文研究基礎力審査を行う場合は，前項の規定にかかわらず，博士論文研究基礎力審査を行う当該研究科教授会（又は，専攻会議）が実施体制及び実施方法等を定めて公表することとする。

（修士課程修了の審査）

第１１条　修士論文の審査及び最終試験は，それぞれの研究科教授会（又は，専攻会議）が行い，課程修了の認定は，研究科教授会の議を経て総長が行う。

２　修士論文の審査基準については，研究科・専攻ごとに，別に定める。

３　第４条第３項に規定する博士論文研究基礎力審査を行う場合は，前２項の規定にかかわらず，当該研究科教授会（又は，専攻会議）が行い，課程修了の認定は，研究科教授会の議を経て，総長が行う。なお，博士論文研究基礎力審査の審査基準については，研究科・専攻ごとに，別に定める。

（修士の学位授与）

第１２条　総長は，修士課程修了者には所定の学位を授与する。

２　修士の学位記の授与は，毎年３月及び９月に行う。

## 第４章　博士の学位

## 第１節　課程による者の学位

（課程による者の学位申請要件）

第１３条　博士学位の申請要件は，博士後期課程に３年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者とする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書にかかわらず，修士課程を１年で修了した者の博士学位の申請要件は，博士後期課程に２年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者とする。

３　大学院学則第２９条ただし書の再入学については，別に定める「退学者の課程博士申請に伴う再入学に関する規程」による。

４　博士学位の申請者は，次の各号に掲げるものを各専攻の指定部数提出しなければならない。各様式は，大学指定のものとし別に定める。なお，参考として副論文目録及び副論文を提出することができる。

（１）博士論文審査願
（２）博士論文目録
（３）博士論文（デジタルデータを含む。）
（４）論文要旨
（５）履歴書
（６）研究業績

５　博士学位の申請者は，学位申請受理決定の通知後速やかに別表２の博士学位論文審査料を納入しなければならない。博士学位論文審査料は，理由の如何を問わず返却しない。

## 第２節　課程によらない者の学位

（課程によらない者の博士論文の提出）

第１４条　第５条第１項第２号により博士の学位を申請する者は，次の各号に掲げるものを各専攻の指定部数提出しなければならない。各様式は，大学指定のものとし別に定める。なお，参考として副論文目録及び副論文を提出することができる。

（１）学位の種類を指定した博士学位申請書
（２）博士論文目録
（３）博士論文（デジタルデータを含む。）
（４）論文要旨
（５）履歴書
（６）研究業績

２　博士学位の申請者は，学位申請受理決定の通知後速やかに別表２の博士学位論文審査料を納入しなければならない。博士学位論文審査料は，理由の如何を問わず返却しない。

## 第３節　博士学位授与のための審査

（審査委員会）

第１５条　博士の学位申請の受理の決定及び論文審査のため，次の審査委員会をおく。

（１）博士（文学），博士（哲学），博士（歴史学），博士（地理学）及び博士（心理学）の審査については，人文科学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会

（２）博士（国際文化）の審査については，国際文化研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（３）博士（経済学）の審査については，経済学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（４）博士（法学）の審査については，法学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（５）博士（政治学）の審査については，政治学研究科の教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（６）博士（社会学）の審査については，社会学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（７）博士（経営学）の審査については，経営学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（８）博士（工学）の審査については，デザイン工学研究科教授会又は理工学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（９）博士（理工学）の審査については，理工学研究科に所属する専任教員で構成する審査委員会
（１０）博士（人間福祉）の審査については，人間社会研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（１１）博士（理学）の審査については，情報科学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（１２）博士（学術）の審査については，人文科学研究科教授会又は人間社会研究科教授会又は政策創造研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（１３）博士（政策学）の審査については，政策創造研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（１４）博士（公共政策学）の審査については，公共政策研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（１５）博士（生命科学）の審査については，理工学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（１６）博士（サステイナビリティ学）の審査については，公共政策研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会
（１７）博士（スポーツ健康学）の審査については，スポーツ健康学研究科教授会に所属する専任教員で構成する審査委員会

（審査委員長）
第１６条　各審査委員会の委員長は委員が互選する。
２　審査委員長の任期は原則として１年とする。

（審査小委員会）
第１７条　論文の審査，最終試験又は学識の確認を行うため，審査委員会の中に審査小委員会を設ける。
２　審査小委員会は，審査委員が互選した３名以上の委員で構成する。委員のうち，１名を主査（専任教員）とし，他を副査とする。

３　審査委員会が必要と認めたときは，前項の規定にかかわらず，審査委員会の構成員以外の本学教員及び他の大学，研究所等の教員を審査小委員会の委員にあてることができる。ただし，その員数は，委員総数の３分の１を超えることはできない。

（資料等の請求）

第１８条　審査小委員会が審査のために必要と認めたときは，論文のうち，外国語で記述されている部分についての邦訳文あるいは論文の中で言及されている資料の提出を求めることができる。

（最終試験及び論文の審査）

第１９条　最終試験は論文を中心とし，論文に関連ある学問領域についてこれを行う。

２　博士論文の審査基準については，研究科・専攻ごとに，別に定める。

（学識の確認）

第２０条　第５条第１項第２号の規定による学識の確認は，口答又は筆答の試問によりこれを行う。

２　前項の学識確認試問のうち，外国語に関しては，申請者があらかじめ選択した２か国語についてこれを行う。ただし，審査小委員会が特別の事情があると認めたときは，１か国語についてのみ行うこともできる。

（最終試験及び学識確認試問の省略）

第２１条　論文審査の結果，申請者が博士の学位を授与されるに値しないことが明らかになったときは，在学する者については最終試験を，第５条第１項第２号による者については，学識確認試問を行わないことができる。

（審査小委員会の報告）

第２２条　審査小委員会は，論文の審査，最終試験又は学識確認試問を終えたとき，ただちに論文内容の要旨及び審査結果の要旨，最終試験の成績又は学識確認試問の成績に学位を授与することの可否についての意見を添え，文書により審査委員会に報告する。

（審査委員会の審議）

第２３条　審査委員会は，前条の報告に基づいて審議し，博士の学位を授与することの可否を議決する。

２　前項の議決に際しては，審査委員総数の３分の２以上が出席し，出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。

（申請の取下）

第２４条　学位申請者がその申請を取り下げ得る期間は，前条の規定によって議決されるまでとする。

（審査期間）

第２５条　審査委員会は，申請を受理した日から１年以内に，学位を授与することの可否を議決しなければならない。ただし，やむを得ない事情があるときは，その期間を１年以内に限り延長することができる。

２　在学中の者が，論文の審査期間中に当該年度を超えた場合は引続き在学するものとする。ただし，その年度の学費は，総長がこれを免除する。

３　総長は，前項にかかわらず，予め審査期間が当該年度を越えることを予定されて受理されたものは，引き続き在学する年度の学費の免除を行わない。

（学位授与の決定）

第２６条　審査委員会が博士の学位授与を議決した場合，審査委員長は，論文内容の要旨及び審査結果の要旨に最終試験の成績又は学識確認試問の成績を添え，研究科教授会に報告する。研究科長は，学位授与の可否を総長に報告する。総長は，研究科長の報告に基づいて学位授与の可否を決定する。

（博士の学位授与）

第２７条　総長は，博士の学位授与を可とした者に対し，所定の学位を授与する。

２　博士の学位記の授与は，毎年３月及び９月に行う。

## 第４節　論文・審査要旨の公表等

（論文審査報告及び論文要旨等の公表）

第２８条　博士の学位を授与したとき大学は，授与した日から３カ月以内に，学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに，当該博士の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットにより公表するものとする。

（論文の公表）

第２９条　博士の学位を授与された者は，授与された日から１年以内に，本学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力により，その論文をインターネットにより公表しなければならない。ただし，博士の学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

２　前項の規定により論文を公表するときは，「法政大学審査学位論文」である旨を明記しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，研究科教授会の承認を受けて，当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合，本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。ただし，やむを得ない事由が無くなった場合には，博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を，公表するものとする。

４　前項の規定により要約を公表する場合は，「法政大学審査学位論文の要約」と明記しなければならない。

（論文の保存）

第３０条　審査が終了した博士学位論文に係る電子データは，国立国会図書館へ送付するとともに，本学図書館に保存するものとする。

# 第５章　修士（専門職）の学位

（修士（専門職）の学位授与）

第３１条　総長は，第６条に定める者に対し，修士（専門職）の学位を授与する。

２　修士（専門職）の学位記の授与は，毎年３月及び９月に行う。

# 第６章　法務博士（専門職）の学位

（法務博士（専門職）の学位授与）

第３２条　総長は，第７条に定める者に対し，法務博士（専門職）の学位を授与する。

２　法務博士（専門職）の学位記の授与は，毎年３月及び９月に行う。

# 第７章　その他

（学位の取消）

第３３条　学位を授与された者が，不正な方法により学位の授与を受けたことが判明したとき又は名誉を汚す行為を行ったときは，総長は，学士にあっては学部教授会，修士にあっては研究科教授会（又は専攻会議）の議決に基づく研究科長会議，博士にあっては審査委員会の議決に基づく研究科長会議，修士（専門職）及び法務博士（専門職）にあっては研究科教授会の議を経て，授与した学位を取り消し，学位記を返還させ，その旨を公表する。

２　研究科教授会（又は，専攻会議）及び審査委員会において前項の議決を行うに際しては，委員総数の３分の２以上が出席し，出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。

（学位記の再交付）

第３４条　学位記は，やむを得ない特別の事由があると認められる場合のほか，再交付しない。

（学位記の様式）

第３５条　学位記の様式は，別紙のとおりとする。

（規則の改正）

第３６条　この規則の改正は，学士の学位については学部長会議，修士及び博士の学位については研究科長会議，修士（専門職）及び法務博士（専門職）の学位については専門職大学院運営委員会の議を経て，理事会の決裁を得なければならない。

付　則

１　本規則は，１９９６年４月１日から施行する。

２　２０００年４月１日　第８条第２項，第１１条第２項を変更。

３　２００１年４月１日　第２条第１項（２）を変更。

４　２００１年４月１日　第１３条第１項（６）及び（７）を変更。

５　２００２年４月１日　第２条第１項（２），第５条第１項（１），第６条，第１１条第１項及び第２項，第１３条第１項（８）及び（９），別表，様式２，３，４，５，６，７を変更。

６　２００２年４月１日　第２条第１項（２），第１３条第１項（１）を変更。

７　２００３年４月１日　第２条第１項（１）及び（２）を変更。

８　２００４年４月１日　第２条第１項（２），第１３条第１項（１０）を変更。

９　２００４年４月１日　第２条第１項（２），第１３条第１項（１）を変更。

10　本規則は，２００４年４月１日から一部改正し施行する。（専門職大学院の設置に伴う改正）

11　本規則は２００５年４月１日から第２条第１項第２号，第１０条第１項，第１５条を一部改正し施行する。ただし，第１０条第１項は２０００年度入学者から適用する。

12　人間社会研究科福祉社会専攻において授与する修士（学術）及び同研究科人間福祉専攻において授与する博士（学術）の学位は２００５年度学位授与者から適用する。

13　２００５年４月１日　第２条第１項（３）を変更。

14　本規則は，２００６年４月１日から一部改正して施行する。（第２条第１項（２），第１０条第３項，第１５条第１項（１），（２），（１１））

15　本規則は，２００６年４月１日から第２条第１項（１）を一部改正して施行する。（工学部生命機能学科設置に伴う改正）

16　本規則は，２００７年３月１４日から一部改正して施行する。

17　本規則は，２００７年４月１日から第２条第１項（１）を一部改正して施行する。（デザイン工学部設置に伴う改正）

18　本規則は，２００８年４月１日から第２条第１項（１），（２），第１５条第１項（１２）を一部改正して施行する。（理工学部，生命科学部，グローバル教養学部，政策創造研究科設置に伴う改正）

19　本規則は，２００９年４月１日から第２条第１項（１）（スポーツ健康学部設置に伴う改正），第５条第１項（１），第１３条第１項，第２項，第３項，第１４条第２項，第１５条第１項（８），別表（２），様式７，様式８，様式９を一部改正して施行する。

20　本規則は，２００９年１１月１日から様式１－１及び様式１－２を一部改正施行し，２００９年度学位授与者から適用する。（グローバル学際研究インスティテュートの課程の学位授与に伴う改正）

21　本規則は，２０１０年４月１日から第２条第１項（１），（２）（現代福祉学部福祉コミュニティ学科・臨床心理学科，政治学研究科国際政治学専攻，工学研究科生命機能学専攻，デザイン工学研究科設置に伴う改正），（３），第５条第１項（１），第１１条，第１３条第１項及び第２項，第１５条第１項（８），（９），（１０），（１１），（１２），（１３），第１７条第２項，第３３条第１項及び第２項，別表の（２）を一部改正して施行する。なお，第２条第１項（３）の経営情報修士（専門職）については，２０１０年度入学者から適用する。

22　本規則は，第２条第１項（２）（社会科学研究科経済学専攻の廃止），第９条第２項，第１５条，第２９条第１項を一部改正し，第２５条第３項，第３０条第２項を新設して２０１１年４月１日から施行する。また，第２条第１項（２）（国際日本学インスティテュートの改組に伴う人文科学研究科哲学専攻及び英文学専攻の学位授与の追加，日本史学専攻の名称変更，経営学研究科キャリアデザイン学専攻の学位授与の変更，政策創造研究科の学位授与の追加），第５条第１項（１），第１３条第１項，第２項，第１５条及び別表（２）は２０１１年４月１日から一部改正して施行し，２０１１年度入学者から適用する。

23　本規則は，第２条第１項第２号，第１１条，第１５条（公共政策研究科設置に伴う改正）及び第１９条を一部改正し，２０１２年４月１日から施行する。

24　本規則は第２条第１項（２），第５条第１項（１），第１０条，第１３条第１項，第２項，第４項，第１４条第１項，第１５条第１項（９），（１０），（１３），（１６），第２８条，第２９条，第３０条，別表の（２），及び様式を一部改正し，２０１３年４月１日から施行する（社会科学研究科政治学専攻，社会学専攻，経営学専攻及びシステムデザイン研究科の廃止，キャリアデザイン学研究科及び理工学研究科の新設，博士学位論文等の公表方法の変更及び様式７～１１の削除に伴う改正）。

25　本規則は，第１条，第２条第１項（１）並びに（３），第４条第３項，第５条第１項（１），第１０条第５項，第１１条第３項，第１３条第１項並びに第２項，第２９条第４項，第３５条，様式１－２及び様式１２を一部改正し，２０１４年４月１日より施行する。なお，第２条第１項（１），第４条第３項，第５条第１項（１），第１０条第５項，第１１条第３項，第１３条第１項並びに第２項及び様式１２については，２０１４年度入学者より適用する（生命科学部応用植物科学科の設置，情報技術修士（専門職）の削除，経済学研究科博士後期課程の学位申請要件の変更，博士論文研究基礎力審査導入及びグローバル学際研究インスティテュートの課程の様式の削除に伴う改正）。

26　本規則は，様式２及び様式３を一部改正し，２０１４年９月１０日より施行する（国際日本学インスティテュート等への様式に対応できるよう，様式２及び様式３をそれぞれ様式２－１，様式３－１とし，新たに様式２－２及び様式３－２を新設する）。

27　本規則は，第２条第１項第２号（公共政策学専攻に修士（学術）を追加），第１１条，第１２条，第２５条，第２６条，第２７条及び第３３条（学校教育法等の一部改正に伴う改正），並びに第２９条第３項及び第４項を一部改正し（博士論文の公表に関する改正），２０１５年４月１日から施行する。

28　本規則は，第２条第１項第１号を一部改正し，２０１５年５月２０日より施行する（工学部の学科の一部廃止に伴う改正）。

29　本規則は，第２条，第１１条第１項並びに第３項，第２６条，第２９条第３項，第３３条第１項，第３６条，別表２及び様式６－２）を一部改正し，２０１６年４月１日より施行する（英文による学位及び専攻分野名称の追加，工学部の廃止，大学院委員会の研究科長会議への名称変更及びイノベーション・マネジメント研究科における英文による学位記様式の追加に伴う改正）。

30　本規則は，第５条第１項，第１３条第１項並びに第２項，第１５条第１項第１３号及び別表１を一部改正し，２０１７年４月１日より施行する（博士の学位授与要件並びに学位申請要件の変更，国際文化研究科における博士（学術）の廃止，人間環境学部における学位名称の変更及び環境マネジメント研究科の廃止に伴う改正）。なお，第５条第１項，第１３条第１項並びに第２項については，２０１７年度入学者より適用する。

31　本規則は，第１０条第４項，第１３条第４項及び同第５項，第１４条第１項及び同第２項，第１５条第１項第９号及び同第１３号，第３２条，第３３条第１項並びに別表１（２），同（３）及び同（４）並びに別表２を一部改正し，第１５条第１項第１７号を新設し，２０１８年４月１日より施行する 。

32　本規程は，別表１（１）を一部改正し，２０１８年７月２５日より施行する（現代福祉学部現代福祉学科の廃止に伴う改正）。

33　本規則は，第５条第１項第１号，第１１条第１項，同第３項，第１３条第１項，同第２項，第２６条及び第２９条第３項並びに別表１（２）及び同（３）並びに別表１（２），同（３）及び別表２（２）を一部改正し，２０１９年４月１日より施行する。なお，第５条第１項第１号，第１３条第１項，同第２項及び別表２（２）については，２０１９年４月入学者より適用する。

34　本規則は，第１５条第１項第８号を削り以降の号を繰り上げ，別表１（３）を一部改正し，２０２０年４月１日より施行する（政策科学研究科の廃止に伴う審査委員会及び学位の廃止）。

35　本規則は，第４条，第５条，第６条，第７条，第１７条第１項，第１９条見出し及び同第１項，第２１条及び同見出し，第２２条，第２６条，別表１（１），同（２），同（３）及び同（４）（学位名称及び専攻分野名称の英文表記）並びに様式２－１，同２－２，同４，同５，同６－１，同６－２を一部改正し，様式３－１，同３－２及び同１２を廃止し，様式２－３を新設し，２０２０年４月１日より施行する。なお，別表１（３）にかかる政策創造研究科における博士（学術）の授与は２０１９年度入学者まで適用する。

36　本規程は，第１５条及び別表１（２）を一部改正し，２０２１年４月１日より施行する（スポーツ健康学研究科スポーツ健康学専攻博士後期課程開設に伴う改正）。

＜別表１＞学位名称及び専攻分野名称

（１）学士の学位

（２）修士の学位

（３）博士の学位

（４）修士（専門職）及び法務博士（専門職）の学位

＜別表２＞　博士学位論文審査料

（１）在学者が申請する場合　無料

（２）本学大学院博士後期課程に３年以上在学し，所定の単位を修得した後，退学して３年以内の者が，その専攻に対応する種類の学位を申請する場合　１１万円

（３）（１）（２）にかかげる者以外の者が申請する場合　２２万円，ただし，本学専任教職員は１１万円

（様式１－１）以下省略

＜別表1＞学位名称及び専攻分野名称

（3）博士の学位

| 研究科 | 専攻 | 学位（専攻分野） | |
|---|---|---|---|
| | | 和文 | 英文 |
| 人文科学研究科 | 哲学専攻 | 博士（哲学） | Doctor of Philosophy (Philosophy) |
| | 哲学専攻<br>（国際日本学インスティテュート） | 博士（学術） | Doctor of Philosophy (Japanese Studies) |
| | 日本文学専攻 | 博士（文学） | Doctor of Philosophy (Japanese Language and Literature) |
| | 日本文学専攻<br>（国際日本学インスティテュート） | 博士（学術） | Doctor of Philosophy (Japanese Studies) |
| | 英文学専攻 | 博士（文学） | Doctor of Philosophy (English) |
| | 英文学専攻<br>（国際日本学インスティテュート） | 博士（学術） | Doctor of Philosophy (Japanese Studies) |
| | 日本史学専攻 | 博士（歴史学） | Doctor of Philosophy (History) |
| | 史学専攻 | 博士（歴史学） | Doctor of Philosophy (History) |
| | 史学専攻<br>（国際日本学インスティテュート） | 博士（学術） | Doctor of Philosophy (Japanese Studies) |
| | 地理学専攻 | 博士（地理学） | Doctor of Philosophy (Geography) |
| | 地理学専攻<br>（国際日本学インスティテュート） | 博士（学術） | Doctor of Philosophy (Japanese Studies) |
| | 心理学専攻 | 博士（心理学） | Doctor of Philosophy (Psychology) |
| 国際文化研究科 | 国際文化専攻 | 博士（国際文化） | Doctor of Philosophy (Intercultural Studies) |
| 経済学研究科 | 経済学専攻 | 博士（経済学） | Doctor of Philosophy (Economics) |
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 博士（法学） | Doctor of Philosophy (Laws) |
| 政治学研究科 | 政治学専攻 | 博士（政治学） | Doctor of Philosophy (Politics) |
| 社会学研究科 | 社会学専攻 | 博士（社会学） | Doctor of Philosophy (Sociology) |
| | 社会学専攻<br>（国際日本学インスティテュート） | 博士（学術） | Doctor of Philosophy (Japanese Studies) |
| 経営学研究科 | 経営学専攻 | 博士（経営学） | Doctor of Philosophy (Business Administration) |
| 工学研究科 | 機械工学専攻 | 博士（工学） | Doctor of Engineering |
| | 物質化学専攻 | | |
| | 電気工学専攻 | | |
| | 情報電子工学専攻 | | |
| | 建設工学専攻 | | |
| | システム工学専攻 | | |
| | 生命機能学専攻 | 博士（理工学） | Doctor of Science (Frontier Bioscience) |
| 人間社会研究科 | 人間福祉専攻 | 博士（人間福祉） | Doctor of Philosophy (Social Well-being Studies) |
| | | 博士（学術） | Doctor of Philosophy (Arts and Sciences) |
| 情報科学研究科 | 情報科学専攻<br>（総合理工学インスティテュートを含む） | 博士（理学） | Doctor of Philosophy (Science) |
| 政策創造研究科 | 政策創造専攻 | 博士（政策学） | Doctor of Philosophy (Policy, Planning, and Development) |
| | | 博士（学術） | Doctor of Philosophy (Arts and Sciences) |
| デザイン工学研究科 | 建築学専攻 | 博士（工学） | Doctor of Engineering |
| | 都市環境デザイン工学専攻 | | Doctor of Engineering |
| | システムデザイン専攻 | | Doctor of Engineering |
| 公共政策研究科 | 公共政策学専攻 | 博士（公共政策学） | Doctor of Philosophy (Public Policy and Social Governance) |
| | サステイナビリティ学専攻 | 博士（サステイナビリティ学） | Doctor of Philosophy (Sustainability Studies) |
| 理工学研究科 | 機械工学専攻<br>（総合理工学インスティテュートを含む） | 博士（工学） | Doctor of Philosophy （Engineering） |
| | 電気電子工学専攻<br>（総合理工学インスティテュートを含む） | | Doctor of Philosophy （Engineering） |
| | 応用情報工学専攻<br>（総合理工学インスティテュートを含む） | | Doctor of Philosophy （Engineering） |
| | システム理工学専攻<br>（総合理工学インスティテュートを含む） | | Doctor of Philosophy （Engineering） |
| | 応用化学専攻<br>（総合理工学インスティテュートを含む） | 博士（理工学） | Doctor of Philosophy （Science） |
| | 生命機能学専攻<br>（総合理工学インスティテュートを含む） | 博士（生命科学） | Doctor of Philosophy （Science） |
| | | | Doctor of Philosophy （Science） |
| スポーツ健康学研究科 | スポーツ健康学専攻 | 博士（スポーツ健康学） | Doctor of Philosophy (Sports and Health Studies) |

# 法政大学大学院優秀博士論文出版助成金規程

規定第１０７８号
一部改正　2012年 4月 1日　2015年10月 1日
2016年 4月 1日　2018年 4月 1日
2019年 4月 1日

（目的）
第１条　この規程は，法政大学大学院（以下「本大学院」という。）における高度な学術研究を奨励し，その優れた研究成果の公表を図るための出版助成を行う法政大学大学院優秀博士論文出版助成金（以下，「助成金」という。）の給付に関し，必要な事項を定める。

（助成対象）
第２条　この規程による出版助成の対象は，本大学院博士後期課程を修了し博士学位を取得した者の学位取得論文のうち，特に優秀なものとする。ただし，出版助成を行う年度の４月１日より遡って５年以内に博士学位を取得した者を対象とする。
２　前項の出版助成の対象者からは，専任教員，専任教諭及び専任職員を除く。

（助成数）
第３条　助成数は，原則として毎年度文系，理系を合わせ，６名以内とする。
２　法政大学研究科長会議（以下「研究科長会議」という。）の構成員により構成される研究科長会議博士論文助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）が認めた場合には，６名を超えて助成できる。

（助成金額）
第４条　助成金の給付額は，１人につき１００万円を上限とし実費支給とする。

（申請手続）
第５条　助成金の募集については，別途定める募集要項によるものとし次の書類を提出しなければならない。
（１）優秀博士論文出版助成金申請書
（２）博士論文及び要約の写し
（３）出版社発行の出版承諾書
（４）出版承諾書に記載された出版社の出版目録

（審査委員会）
第６条　助成金の審査は，審査委員会が行う。
２　審査委員会は，研究科長会議議長，副議長及び研究科長会議から選出された委員で組織する。
３　審査委員会は，委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
４　審査委員会は，当該博士論文審査報告書を参照できるものとする。
５　審査委員会は，助成金の申請者の指導教員に対し，当該博士論文が出版助成に値するかどうか意見を求めるものとする。
６　審査委員会は，各博士論文の専門分野に応じ，評価委員を委嘱し意見を求めることができる。
７　委員長は，委員の互選によって選出する。
８　委員長は，必要に応じ申請者が修了した研究科長又は専攻主任の意見を求めることができる。

（決定）
第７条　審査委員会の審査結果は，研究科長会議の議を経て総長がこれを決定する。

（出版社）
第８条　助成金を申請する者は，当該博士論文刊行を担当する出版社を自ら選定し，別途定める

募集要項にしたがって出版社に関する所定の手続きを行うものとする。

（義務）
第９条　助成金の給付を受けた者は，次の各号に掲げる義務を負う。
（１）担当する出版社と協議の上，委託内容について全責任を負うこと。
（２）当該博士論文の刊行に際し，刊行本のいずれかの箇所に「法政大学大学院博士論文出版助成対象」である旨，明示すること。
（３）当該博士論文の刊行後，本大学院に正本５部を贈呈する。また，贈呈された刊行本を図書館等，本学内の各所での閲覧を承認すること。
（４）本助成金受給にかかる所得税については，助成金受給者本人が確定申告等必要な手続きを行うこと。

（取消及び返還）
第１０条　次の各号の一に該当する場合は，研究科長会議の議を経て総長が助成金の給付を取り消すことができる。
（１）当該博士論文が，出版されなくなったとき
（２）助成金の給付要件を満たさなくなったとき
（３）その他，本大学院が出版助成にふさわしくないと判断したとき
２　前項により助成金給付の決定を取り消された者は，既に給付された助成金の一部又は全部を返還しなければならない。

（事務）
第１１条　助成金に関する事務は，大学院事務部が担当する。

（規程の改廃）
第１２条　本規程の改廃は，研究科長会議の議を経て，職務権限規程に基づき行うものとする。

（雑則）
第１３条　この規程の運用について必要な事項は，別に定める。

付　則
１　この規程は，２０１１年４月１日から施行する。
２　第５条第１項第３号については，２０１３年度の募集以降の運用に際し適用するものとする。
３　この規程は，２０１２年４月１日から一部改正し施行する。
４　この規程は，２０１５年１０月１日から一部改正し施行する。
５　この規程は，２０１６年４月１日から一部改正し施行する。
６　この規程は，２０１８年４月１日から一部改正し施行する。
７　この規程は，２０１９年４月１日から一部改正し施行する。

# 法政大学研究倫理規程

規定第１１４０号

一部改正　2015 年 4 月 1 日

前文

法政大学は，その建学の精神である自由と進歩の理念に則り，かつ私立大学のもつ自主的教育研究機関としての社会的，公共的使命を達成するために，１９９６年「法政大学経営倫理綱領」を制定した。これを基礎として本学の学術研究活動には，きわめて高い倫理性が求められている。

（目的）

第１条　法政大学は，本学の学術研究の公正性と透明性，それを踏まえた信頼性を確保することを目的として，研究を遂行する上で研究活動において求められる研究者の行動と態度の倫理的規準をここに定める。

（研究者の定義）

第２条　本規程における「研究者」は，本学に所属する教員，研究員の他，本学において研究活動に従事するすべての者を含む。学部及び大学院の学生も「研究者」に準ずるものとする。

（研究者の責務）

第３条　研究者は，次の事項を遵守しなければならない。

（１）法政大学経営倫理綱領

（２）研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

（３）法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン

２　研究者は，研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず，また，他者による不正行為の防止に努めなければならない。

３　研究者は，研究者倫理及び研究活動に係わる法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

４　研究者は，研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに，第三者による検証可能性を担保するため，実験・観察記録ノート，実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し，開示の必要性及び相当性が認められる場合には，これを開示しなければならない。

５　研究者は，学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し，各自の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って，誠実に行動しなければならない。

６　研究者は，個人の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

７　研究者は，生命倫理，調査研究活動に関わる学問上の倫理，ハラスメントの禁止など社会的規範を遵守しなければならない。

８　研究者は，異なる分野の専門研究を尊重するとともに，相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。

（法令遵守）

第４条　研究者は，国際的，国内的に認められた規範，規約及び条約等，国内の法令，告示等及び学内諸規定を遵守しなければならない。

２　研究者は，研究実施上，環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線，放射性同位元素，遺伝子組換え生物，外来生物，劇毒物，環境汚染物質等）を取り扱う場合には，関連する法令，学内諸規定，関連省庁や学会等の指針等を遵守しなければならない。

（学術研究における不正行為の防止）

第５条　研究者は，あらゆる研究活動において，捏造，改ざん，盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に，研究，調査データの適切な取り扱いを徹底し，不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

（研究費の適正な使用）

第６条　研究者は，研究の実施及び研究費の使用にあたっては，研究の助成目的等を最大限に尊重するとともに，学内諸規定及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守し，適正使用に努めなければならない。

（研究組織の適切な管理）

第７条　研究者は，共同の研究者等がいる場合には，当該研究者が対等なパートナーであることを理解し，お互いの学問的立場を尊重し，共同研究者，研究分担者，研究協力者等に対しては，誠意をもって接する。また学生が共に研究活動に関わるときは，学生が不当に不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

（「情報・データ等」収集・採取及び管理）

第８条　研究者は，当該研究に関わる情報，データ等の収集・採取にあたっては，科学的かつ一般的に承認された妥当な方法，手段により行わなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第９条　研究者は，研究の対象や研究への協力者等に対して，法令や指針等関係規則を遵守し，これを保護しなければならない。

２　研究者は，人の行動，思想信条，財産状況，心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は，提供者である研究対象者及びその保護者又は法律上の権限を有する代理人に対して目的，収集方法等の説明を行い，原則として文書で同意を得なければならない。また，同意の撤回も可能であり，かつ撤回により不利益を受けないことも説明しなければならない。組織，団体等からの情報・データ等の提供を受ける場合についても同様とする。

３　研究者は，提供を受けた結果を研究成果として公表する場合については，原則として予め研究対象者の同意を得なければならない。

（研究成果の適切な公表，オーサーシップ）

第１０条　研究者は，研究成果の公表に際しては，データや論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意すると共に，公正かつ適切な引用を行わなければならない。

２　学術論文等の発表に際しては，オーサーシップや既発表の関連データの利用，著作権等について，各研究組織や研究分野，学会，学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

（個人情報の保護）

第１１条　研究者は，研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め，学内諸規定に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

（研究に関する装置，薬品等の管理）

第１２条　研究者は，研究に用いる装置・機器及び薬品等について，学内諸規定や要領等を遵守し，適切にかつ安全に管理しなければならない。

２　研究者は，研究の過程で生じた残渣物，使用済み薬品等について，責任を持って処理を行わなければならない。

（審査の公正性）

第１３条　研究者は，他人の研究論文等の査読やその他研究業績の審査にあたる場合は，被評価者に対して予断を持つことなく，当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

（利益相反への適切な対応）

第１４条　研究者は，自らの研究活動にあたって，利益相反の発生に十分な注意を払い，万一かかる状況が発生する場合は，「法政大学利益・責務相反規程」に基づき適切に対処するものとする。

２　外部資金による研究成果の発表の際は，「法政大学利益・責務相反規程」の趣旨に基づき，原則外部資金の出所を明記する。

（大学の責務）

第１５条　本学は，本規程を学内に周知徹底し，研究倫理に係る意識を高め，研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

２　本学は，研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情，相談等に対応するものとする。

３　本学は，研究活動において不適切な行為が認められた場合は，速やかに原因の究明と適切な措置を講じ，学内外への説明責任を果たす。

４　本学は，本条第１項から第３項の目的を達成するため，「法政大学研究倫理委員会」を設置する。

５　「法政大学研究倫理委員会」に関する規程は，別に定める。

６　法政大学「人を対象とする研究倫理」に関する規程は，別に定める。

（事務局）

第１６条　本規程に関する事務は，研究開発センターが取り扱う。

（規程の改廃）

第１７条　本規程の改廃は，研究倫理委員会の議を経て総長が決定する。

付　則

１　この規程は，２０１３年１１月２７日から制定施行する。

２　この規程は，２０１５年４月１日から一部改正し施行する。

**スポーツ健康学研究科　研究倫理委員会要綱**

2009/10/12 スポーツ健康学部教授会決定
2016/6/14 スポーツ健康学研究科教授会決定
2017/5/23 スポーツ健康学研究科教授会改訂
2018/1/23 スポーツ健康学研究科教授会改訂

（目的）
第１条　この要綱は、法政大学大学院スポーツ健康学研究科（以下「研究科」という。）が実施する人を対象とする研究に関し必要な事項を定め、研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを確保することを目的とする。「人を対象とする研究」とは、人または人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等（以下「個人の情報およびデータ等」という。）を収集または採取して行う研究をいう。ただし、ヒト ES 細胞を使用する研究、ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究を除く。

（研究者の責務）
第２条　本研究科に所属する常勤・非常勤教員（スポーツ健康学部助教を含む）ならびに大学院生（研究生および研修生を含む）（以下「研究者」という）は、大学又は関連施設において研究を行う場合、研究倫理委員会に研究計画書を提出して承認を得なければならない。

（委員会の設置）
第３条　この要綱の目的を達するため、研究科に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の責務）
第４条　委員会は、研究科長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、研究倫理上の審査を行う。
(1)研究者から申請された研究計画に係る事項
(2)公表を予定する研究成果の内容に係る事項
(3)その他研究科長が特に指示する事項
２　委員会は、必要と認めた場合、研究者に対し、研究計画の申請を求めることができる。

（委員会の構成）
第５条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
(1)研究科長
(2)研究科教員 若干名
(3)学外または学部外学識経験者 若干名
２　前項第 2 号から第 3 号までの委員は、研究科の議を経て、研究科長が任命又は委嘱する。

（委員の任期）
第６条　前条第 1 項第 2 号から第 3 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任の残任期間とする。

（委員長）
第７条　委員会に委員長を置き、研究科長がその任に当たる。
２　委員長は、委員会を招集し議長を務めるとともに、会務を主宰する。

第８条　専門の事項を調査、検討するため、委員会に、臨時に専門委員をおくことができる。
２　専門委員は、委員会で協議のうえ、委員長が任命又は委嘱する。
３　委員会は、必要と認めるときは、専門委員の出席を求め、調査、検討事項の報告を受け、又は討議に参加させることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることはできない。
４　専門委員の任期は、当該研究計画の判定をもって終了する。

（審査上の留意事項）
第９条　委員会は、第４条第１項に定める審査を行うに当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
(1)研究の対象となる個人の人権の擁護
(2)研究によって生じ得る当該個人への不利益及び危険性
(3)研究の対象となる個人（必要のある場合はその家族又は保護義務者）に理解を求め同意を得る手続
(4)その他委員会において、倫理上の配慮が必要であると認められる事項

（委員会の議事）
第10条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
２　委員長は、必要があると認めるときは、申請者又は申請者が指名する共同研究者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
３　委員は、自己の申請に係る審査には、関与することができない。

（審査の判定）
第11条　審査の判定は、出席委員の３分の２以上の合意を必要とする。
２　前項の規定にかかわらず、申請に係る審査が急を要しかつ事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長又はその指名を受けた委員は判定することができる。委員長は、その結果を委員会に報告する。
３　審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。
(1)承認
(2)条件付承認
(3)変更の勧告
(4)不承認
(5)非該当
４　審査経過及び判定は、記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、当該研究の申請者及び研究の対象である個人の同意を得て、審査経過及び審査結果の内容を公表することができる。公表に当たっては、プライバシー及び研究のプライオリティを十分に配慮するものとする。

（予備審査）
第12条　委員会は、審査する研究計画ごとに、委員長が指名する委員（以下「担当委員」という。）において予備審査を行った上で、審査を行う。
２　予備審査の結果、担当委員が、研究計画が次のいずれかに該当し、委員会で審査することが適当でないと認めた場合は、委員会において審査を行わず、当該研究計画について見直しを求める。
(1)倫理的または科学的見地から著しく妥当性を欠いている場合
(2)その他委員会で審査する水準に達していないと認められる場合

（審査）
第13条　予備審査の結果、担当委員が、当該研究計画が次のいずれかに該当し、これを承認すること

が適当であると認めた場合は、委員会が承認の決議をしたものとみなす。
(1)他の研究機関との共同研究であって、既に他の研究機関の倫理審査委員会において研究計画全体の承認を受けている場合。
(2)研究計画を変更しようとする場合で、その変更の内容が軽微なものであるとき。
(3)侵襲（研究行為により、対象者の身体または精神に、傷害または負担が生じることをいう。以下同じ。）を伴わず、介入（研究により、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無または程度を制御する行為をいう。以下同じ。）を行わない研究である場合。
(4)軽微な侵襲を伴い、介入を行わない研究である場合。
２　前項の(1)から(4)に該当しない研究計画は、委員会において審査を行うものとする。

（審査の申請）
第 14 条　申請者は、研究倫理審査申請書（様式 1 号）を、委員会に提出しなければならない。
２　委員長は、前項の申請がない場合においても、必要があると認める場合は、研究計画又は公表を予定する研究成果について、申請の提出を求めることができる。
３　委員長は、前 2 項に基づく申請について、速やかに委員会に諮問するものとする。

（判定の通知）
第 15 条　委員長は、審査終了後速やかに判定結果を研究科教授会に報告すると共に，直ちに当該申請者に対し審査結果通知書（様式 3 号）により通知するものとする。
２　前項の通知に当たり、審査の判定が第 11 条第 3 項 (2) (3) (4) のいずれかに該当する場合は、審査結果通知書に理由等を記入しなければならない。
３　委員会の審査を経た研究計画の申請者は、委員会の求めに応じ、研究の経過及び結果について委員会に報告しなければならない。

（倫理審査証明）
第 16 条　委員長は、次の各号に掲げる目的のため請求があった場合は、委員会の審査結果に基づく倫理審査証明書等を発行することができる。
(1)学術雑誌等への投稿に際し、委員会の意見書等の添付を求められた場合
(2)研究材料等の入手に際し、委員会の同意書等の提出が必要な場合

（異議の申立）
第 17 条　第 14 条第 1 項による通知に対し異議がある場合は、申請者は、一回を限りに再審査を求めることができる。この場合、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、異議の根拠となる資料を添付のうえ、異議申立書（様式 4 号）を委員長に提出しなければならない。
２　前項の異議申立に係る再審査については、第 4 条第 1 項の審査に準ずる。
３　再審査に関し専門委員を委嘱する場合は、初回の調査検討を担当した委員以外の 1 名を加えるものとする。
４　委員長は、再審査終了後速やかにその結果を研究科教授会に報告すると共に、直ちに当該申請者に対し、再審査結果報告書(様式 5 号）により通知するものとする。

（研究計画の変更）
第 18 条 申請者は、研究計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を委員会に報告しなければならない。
２　委員会は、前項の報告について必要があると認めるときは、当該変更に係る研究計画について改めて審査の手続きをとることができる。

（庶務）
第 19 条　委員会の事務は、スポーツ健康学部事務課において処理する。

（要綱の改廃）
第 20 条　この要綱の改廃には、研究科教授会の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

（雑則）
第 21 条　この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に当たり必要な事項は、委員会の協議に基づき、研究科教授会が定める。

附則
１．研究参加者への説明および同意書の確認には、様式 2 号を使用することを原則とするが、研究内容に応じて記載内容を変更できる。
２．学部生が倫理審査を希望する場合について 学部生が指導教員のもとで行う侵襲を伴わない研究については、指導教員が研究内容及び倫理的な問題がないことを確認し、責任を持って研究を遂行する場合、倫理申請の対象としない。ただし、学部生の研究であっても、侵襲性の高い研究、学会発表のために倫理審査が必要な場合には、指導教員 が研究実施責任者として申請をしなければならない。なお、学部生本人は、研究実施者として計画書 に記載する。

# スポーツ健康学研究科教授会規程（案）

規定第１２０５号

一部改正　2019 年 4 月 1 日　2021 年 4 月 1 日

（構成）

第１条　教授会はスポーツ健康学研究科の専任教員（以下「専任教員」という。）によって構成する。

（研究科長）

第２条　教授会に研究科長１名を置く。

２　研究科長は専任教員の互選によって決定する。

３　研究科長の任期は２年とする。ただし，重任を妨げない。

（専攻主任及び専攻副主任）

第３条　教授会に専攻主任及び専攻副主任各１名を置く。

２　専攻主任は研究科長が兼務する。

３　専攻副主任は研究科長が指名する。

４　専攻副主任の任期は１年とする。ただし，重任は妨げない。

（審議事項）

第４条　教授会は，スポーツ健康学研究科に関する次の事項を審議する。

（１）学生の入学及び修了に関する事項

（２）学位の授与に関する事項

（３）研究科教員の人事に関する事項

（４）授業科目の構成及び担当者に関する事項

（５）研究指導，試験及び単位修得等に関する事項

（６）修士論文の審査に関する事項

（７）博士論文審査委員会に関する事項

（８）学籍に関する事項

（９）学生の賞罰に関する事項

（１０）専攻及び課程等の改正並びに運営に関する事項

（１１）研究科長会議との連絡及び調整に関する事項

（１２）その他，スポーツ健康学研究科に関する必要な事項

（招集，成立及び議長）

第５条　教授会は，研究科長が必要と認めたとき又は３分の１以上の専任教員の要求があったとき研究科長がこれを招集し，３分の２以上の出席者をもって成立する。

２　教授会の議長は研究科長とする。

（議事の決定）

第６条　教授会の議事は出席の専任教員の過半数でこれを決定する。

２　特に重大な事項については，出席の専任教員の３分の２以上の多数でこれを決定する。

（議事の記録）

第７条　教授会の議事は，これを記録する。

（構成員以外の出席）

第８条　研究科長が必要と認めたときは，第１条に規定された以外の者を出席させることができる。ただし，議決権は与えない。

（規程の改廃）

第９条　本規程の改廃は，第６条第２項の定めによる。

付　則

１　この規程は，２０１６年４月１日から施行する。

２　本規程は，２０１９年４月１日から一部改正し施行する。

３　本規程は，２０２１年４月１日から一部改正し施行する。

# 法政大学自己点検委員会規程

規定第９８３号

一部改正　2010年4月1日　2011年 4月 1日
2012年 4月 1日　2013年 4月 1日
2013年10月31日　2014年 4月 1日
2015年 4月 1日　2015年 5月20日
2016年 4月 1日　2016年 5月20日
2018年 4月 1日　2019年 4月 1日
2019年 5月30日

（目的）

第１条　法政大学は，教育研究水準の向上に努め，教育研究活動の活性化を図るとともに，その社会的責務を果たしていくために，教育研究活動及び大学管理運営について，自己点検・評価を行う。

２　自己点検・評価は，「計画・実施及び運用・点検・改善」のいわゆるＰＤＣＡサイクルに基づき，別途定める適用範囲及び運用単位において，それぞれが実施する。

（実施体制）

第２条　前条の目的を達成するため，総長のもとに法政大学自己点検委員会（以下「点検委員会」という。），法政大学大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び点検評価企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。評価委員会及び企画委員会については別に定める。

（審議事項）

第３条　点検委員会は次の事項を審議する。

（１）点検・評価項目に関すること。

（２）自己点検の実施及びその結果の公表に関すること。

（３）文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）の申請及び評価結果に関すること。

（４）各前号のほか，委員長が必要と認めた事項

（委員長・副委員長）

第４条　点検委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は教育支援本部担当常務理事とし，副委員長は委員の互選とする。

（点検委員会の構成）

第５条　点検委員会は次の委員をもって組織する。

| | |
|---|---|
| （１）委員長 | １名 |
| （２）大学評価室長 | １名 |
| （３）研究科長会議議長又は大学院を担当する副学長 | １名 |
| （４）大学院研究科長 | １５名 |
| （５）学部長 | １５名 |
| （６）教育開発支援機構長 | １名 |
| （７）グローバル教育センター長 | １名 |
| （８）スポーツ・サイエンス・インスティテュート運営委員会委員長 | １名 |
| （９）連帯社会インスティテュート運営委員会委員長 | １名 |
| （１０）総合理工学インスティテュート運営委員会委員長 | １名 |
| （１１）学生センター長 | １名 |
| （１２）図書館長 | １名 |
| （１３）通信教育部長 | １名 |
| （１４）キャリアセンター長 | １名 |
| （１５）統括本部長 | ５名 |

（１６）入学センター長　１名
（１７）研究開発センター室長　１名
（１８）その他総長が指名し委嘱する教職員　若干名
２　委員長は，オブザーバーとして付属校担当理事及び監査室長を出席させることができる。
３　委員長は，必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。
４　第１項の構成員がやむを得ない理由で出席できないときは，代理出席を認めることができる。

（点検委員会委員の任期）
第６条　委員の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。
２　中途の欠員補充又は交替は，前任者の残任期間とする。

（定足数及び議決）
第７条　点検委員会は，第５条第１項各号に定める委員（代理出席者を含む。）の３分の２以上の出席をもって成立し，出席委員の過半数をもって議決する。ただし，委任状提出者は出席とみなすが，議決には参加できない。

（自己点検・評価結果の報告）
第８条　点検委員会は,自己点検の結果に基づき，「自己点検報告書」を所定の期日までに作成し，総長に提出する。
２　総長は，点検委員会から提出された「自己点検報告書」を評価委員会に提出し，その評価結果を点検委員会に報告する。
３　点検委員会は，評価委員会からの評価結果を付して，当該年度の「自己点検・評価報告書」を学内外に公表するものとする。
４　点検委員会は，自己点検・評価を実施した結果，改善が必要である事項について，遅滞なく必要な措置を講ずるものとする。

（事務局）
第９条　点検委員会の事務は，総長室付大学評価室，学務部及び大学院事務部が担当する。
２　各運営単位における自己点検活動の事務は，関係する部局が担当する。

（規定の改廃）
第１０条　本規程の改廃は，点検委員会の議を経て，職務権限規程に基づき行うものとする。

付　則
１　この規程は，２００９年１月２１日から施行する。
２　本規程の施行にともない，法政大学自己点検・評価委員会規程（規定第４７９号）及び法政大学大学院自己点検・評価委員会規程（規定第４６７号）は廃止する。
３　この規程は，２０１０年４月１日から一部改正し，施行する。
４　この規程は，２０１１年４月１日から一部改正し，施行する。
５　この規程は，２０１２年４月１日から一部改正し，施行する。
６　この規程は，２０１３年４月１日から一部改正し，施行する。
７　この規程は，２０１３年１０月３１日から一部改正し，施行する。
８　この規程は，２０１４年４月１日から一部改正し，施行する。
９　この規程は，２０１５年４月１日から一部改正し，施行する。
10　この規程は，２０１５年５月２０日から一部改正し，施行する。
11　この規程は，２０１６年４月１日から一部改正し，施行する。
12　この規程は，２０１６年５月２０日から一部改正し，施行する。
13　この規程は，２０１８年４月１日から一部改正し，施行する。
14　この規程は，２０１９年４月１日から一部改正し，施行する。
15　この規程は，２０１９年５月３０日から別表を一部改正し，施行する。

別表

# 法政大学　自己点検・評価体制　組織図

**総　　長**

**点検評価企画委員会**
＜事務局＞　大学評価室

**法政大学　自己点検委員会**

（１）委員長（教育支援本部担当常務理事）
（２）大学評価室長　１名
（３）研究科長会議議長又は大学院を担当する副学長　１名
（４）大学院研究科長　１５名
（５）学部長　１５名
（６）教育開発支援機構長　１名
（７）グローバル教育センター長　１名
（８）スポーツ・サイエンス・インスティテュート運営委員会委員長　１名
（９）連携社会インスティテュート運営委員会委員長　１名
（１０）総合理工学インスティテュート運営委員会委員長　１名
（１１）学生センター長　１名
（１２）図書館長　１名
（１３）通信教育部長　１名
（１４）キャリアセンター長　１名
（１５）統括本部長　５名
（１６）入学センター長　１名
（１７）研究開発センター室長　１名
（１８）その他委員　若干名
＜事務局＞　大学評価室，学務部，大学院事務部

**法政大学　大学評価委員会**
＜事務局＞　大学評価室

適用範囲及び各運用単位
＜学部＞
法学部，文学部，経済学部，社会学部，経営学部，国際文化学部，人間環境学部，現代福祉学部，情報科学部，キャリアデザイン学部，デザイン工学部，理工学部，生命科学部，グローバル教養学部，スポーツ健康学部，教育開発支援機構，グローバル教育センター，スポーツ・サイエンス・インスティテュート
＜大学院＞
人文科学研究科，国際文化研究科，経済学研究科，法学研究科，政治学研究科，社会学研究科，経営学研究科，人間社会研究科，情報科学研究科，政策創造研究科，デザイン工学研究科，公共政策研究科，理工学研究科，キャリアデザイン学研究科，スポーツ健康学研究科，連帯社会インスティテュート，総合理工学インスティテュート
＜通信教育部＞
法学部，文学部，経済学部
＜研究所＞
大原社会問題研究所，イオンビーム工学研究所，情報メディア教育研究センター，沖縄文化研究所，スポーツ研究センター，ボアソナード記念現代法研究所，野上記念法政大学能楽研究所，日本統計研究所，比較経済研究所，イノベーション・マネジメント研究センター，地域研究センター，国際日本学研究所，マイクロ・ナノテクノロジー研究センター，エコ地域デザイン研究センター，江戸東京研究センター
＜事務組織＞
総長室，法人本部，環境保全本部，教育支援本部，学生支援本部，学術支援本部，ハラスメント相談室，監査室

# 法政大学大学評価委員会規程

規定第９８４号

一部改正　2010年 4月 1日　2011年 4月 1日
2013年 4月 1日　2015年 4月 1日
2019年 4月 1日　2019年 9月24日

（目的）
第１条　法政大学自己点検委員会から提出された「自己点検報告書」を評価し，その評価結果を総長に報告するため，法政大学大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（審議事項）
第２条　評価委員会は次の事項を審議する。
（１）評価の実施計画及び報告に関すること。
（２）前号のほか，委員長が必要と認めた事項

（委員長及び副委員長）
第３条　評価委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は大学評価室長とし，副委員長は委員の互選とする。

（評価委員会の構成）
第４条　評価委員会は総長が委嘱する次の委員をもって組織する。
（１）委員長　１名
（２）大学評価室担当常務理事　１名
（３）専任教員で次のうちいずれかに該当する者　７名
　ａ　役員経験者
　ｂ　学部長又は研究科長等経験者
　ｃ　公益財団法人大学基準協会評価委員
　ｄ　公益財団法人大学基準協会評価委員経験者
（４）学外の学識経験者で次のうちいずれかに該当する者　８名
　ａ　大学の管理運営全般に関する学識を有する者
　ｂ　大学の国際化施策に関する学識を有する者
（５）監査室長　1名
２　前項第４号の委員は，常務理事会の議を経て，総長が任命する。
３　委員長は，必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

（評価委員会委員の任期）
第５条　委員の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。
２　中途の欠員補充又は交替は，前任者の残任期間とする。

（定足数及び議決）
第６条　評価委員会は，第４条第１項各号に定める委員の３分の２以上の出席をもって成立し，出席委員の過半数をもって議決する。ただし，委任状提出者は出席とみなすが，議決には参加できない。

（評価員）
第７条　評価の実務を行うために評価員を置く。

２　評価員は，第８条に定める評価員候補者の中から，評価委員会の指名に基づき，総長が任命する者とする。
３　評価員は，次の各号の全てを満たす者とする。
（１）大学評価活動に知識と理解がある者
（２）評価員就任年度に本学又は国内外の高等教育機関に在籍している者
（３）評価員就任年度に学部長又は教授会主任の任にない者
４　評価員の任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

（評価員候補者）
第８条　評価員候補者は次いずれかの推薦による者とする。
（１）第４条第１項に定める委員の推薦による者
（２）各学部長の推薦による者
（３）法人統括本部長の推薦による者
２　前項に定める者が推薦できる人数はそれぞれ３名以内とする。

（プルーフリーダー）
第９条　評価の精度を高めるため，評価プルーフリーダー（以下「プルーフリーダー」という。）を置く。プルーフリーダーは，評価システムの質向上及び質保証の観点から評価資料の点検及び校正を行う。
２　プルーフリーダーは，専任職員の中から，大学評価室担当常務理事が任命する者とする。
３　プルーフリーダーの任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

（評価計画及び実施）
第１０条　評価委員会は，評価計画について，総長の承認を得るものとする。
２　評価は，定期又は必要に応じて随時実施する。

（評価結果の報告）
第１１条　評価委員会は，評価結果をとりまとめた大学評価報告書を所定の期日までに作成し，総長に提出する。

（事務局）
第１２条　評価委員会の事務は，総長室付大学評価室が担当する。

（規定の改廃）
第１３条　本規程の改廃は，評価委員会の議を経て，職務権限規程に基づき行うものとする。

付　則
１　この規程は，２００９年１月２１日から施行する。
２　この規程は，２０１０年４月１日から一部改正し，施行する。
３　この規程は，２０１１年４月１日から一部改正し，施行する。
４　この規程は，２０１３年４月１日から一部改正し，施行する。
５　この規程は，２０１５年４月１日から一部改正し，施行する。
６　この規程は，２０１９年４月１日から一部改正し，施行する。
７　この規程は，２０１９年９月２４日から一部改正し，施行する。

# 点検評価企画委員会規程

規定第９８５号

（目的）
第１条　法政大学の自己点検・評価体制の企画・立案及び調整を行うため，点検評価企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。

（審議事項）
第２条　企画委員会は次の事項を審議する。
（１）自己点検・評価体制の企画・立案に関すること。
（２）点検・評価項目の原案に関すること。
（３）法政大学自己点検委員会と法政大学大学評価委員会の調整に関すること。
（４）各前号のほか，委員長が必要と認めた事項

（委員長・副委員長）
第３条　企画委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は教育支援本部担当常務理事とし，副委員長は大学評価室長とする。

（企画委員会の構成）
第４条　企画委員会は次の委員をもって組織する。
（１）委員長　１名
（２）副委員長　１名
（３）委員長が指名し，総長が委嘱する者　１０名以内
２　委員長は，必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

（企画委員会委員の任期）
第５条　委員の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。
２　中途の欠員補充，交替は前任者の残任期間とする。

（定足数及び議決）
第６条　企画委員会は，第４条第１項各号に定める委員の３分の２以上の出席をもって成立し，出席委員の過半数をもって議決する。ただし，委任状提出者は出席とみなすが，議決には参加できない。

（事務局）
第７条　企画委員会の事務は，総長室付大学評価室が担当する。

（規定の改廃）
第８条　本規程の改廃は，点検委員会の議を経て，総長が行う。

付　則
１　この規程は，２００９年１月２１日から施行する。

# 全学質保証会議規程

規定第１２６８号

（目的）

第１条　法政大学の全学的な内部質保証に関連する計画，運営，検証及び改善を行うための包括的なＰＤＣＡサイクルを実現することを目的とし，全学質保証会議を設置する。

（任務）

第２条　全学質保証会議は，前条の目的を達成するため，次に掲げる各号の任務を行う。

（１）自己点検委員会及び大学評価委員会を含む学内の質保証に関係する委員会等での取り組み状況の把握及び調整に関すること

（２）教育活動を含む全学的な課題の解決に向けた施策の企画，立案及び提案に関すること

（３）認証評価用点検・評価報告書等の作成に関すること

（４）その他，議長が必要と認めた事項に関すること

（構成員）

第３条　全学質保証会議の構成員は，次に掲げる各号のとおりとする。

（１）総長

（２）副学長　　全員

（３）副学長補佐　　全員

（４）大学評価室長

（議長）

第４条　全学質保証会議は総長が招集し，議長となる。

２　総長は副議長に議長を代行させることができる。

（副議長）

第５条　副議長は議長を補佐する。

副議長は構成員のうちから議長が指名する。

（事務）

第６条　全学質保証会議の事務は，総長室付大学評価室が分掌する。

（細則）

第７条　この規程に定めるもののほか，全学質保証会議に必要な事項は別に定める。

付　則

１　本規程は，２０１８年４月１日から施行する。

# ＦＤ推進センター規程

規定第８２９号

一部改正　2008年 4月 1日　2009年11月 1日
2010年 4月 1日　2011年 4月 1日
2013年 4月 1日　2015年 2月18日
2016年 4月 1日　2017年 4月 1日
2019年 4月 1日

（設置）
第１条　本大学教育開発支援機構にＦＤ推進センター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）
第２条　センターは，教育の質的向上に向けた全学的な教育支援施策の企画・開発及びＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）の推進と各学部等のＦＤ活動の支援を行うことを目的とする。

（事業）
第３条　センターは，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。
（１）教育の質的向上に向けた諸施策の企画及び立案並びに情報の収集及び提供
（２）教職員の研修，新任教員オリエンテーション，講演会等の企画，実施及び支援
（３）学生による授業関連アンケートに係る企画，実施，集計，分析，評価及び各学部等の取り組みへの支援
（４）ＦＤの啓発活動（ニュース，活動報告書等の編集・発行）
（５）その他，センターの目的達成のために必要な事項

（構成）
第４条　センターに次の職を置く。
（１）センター長　　１名
（２）ユニット・リーダー　　３名以内
（３）ユニット・サブリーダー　　３名以内
（４）ユニット・メンバー
（５）アドバイザリー・ボード

（センター長の職務・選任）
第５条　センター長は，センターの業務を統括し，センターを代表する。
２　センター長は，本学専任教員の中から，学部長会議の議を経て総長が任命する。
３　センター長の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。
４　センター長に事故あるときは，ユニット・リーダーのうち１名がその職務を代行する。

（ユニットの設置及びユニット・メンバーの選任）
第６条　第３条に定める事業を専門的かつ中心となって実施するため，センターにユニットを設置する。
２　ユニット・メンバーは，センター長の推薦を経て総長が委嘱する。
３　ユニット・メンバーの任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

（ユニット・リーダーの職務・選任）
第７条　前条に定めるユニットに，ユニット・リーダーを置く。
２　ユニット・リーダーは，ユニットを統括する。
３　ユニット・リーダーは，ユニット・メンバーの中からセンター長の推薦により，学部長会議の議を経て総長が任命する。
４　ユニット・リーダーの任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。

（ユニット・サブリーダーの職務・選任）
第８条　第６条に定めるユニットに，ユニット・サブリーダーを置く。
２　ユニット・サブリーダーは，ユニット・リーダーの補佐を行う。

３　ユニット・サブリーダーは，ユニット・メンバーの中からセンター長の推薦により，ユニット・リーダー会議の議を経て総長が任命する。
４　ユニット・サブリーダーの任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。

（ユニット・リーダー会議）
第９条　センターにユニット・リーダー会議を置く。
２　ユニット・リーダー会議は，第３条に定める事業の企画及び実施に係る審議を行う。
３　ユニット・リーダー会議は，教育開発支援機構長，センター長，ユニット・リーダー及び事務局で構成する。

（アドバイザリー・ボード）
第１０条　センターにアドバイザリー・ボードを置く。
２　アドバイザリー・ボードはセンターの事業に関わる助言，提案及びチェックを行うとともに，学部教授会等との連絡調整を行う。
３　アドバイザリー・ボードは，次のメンバーをもって構成する。
（１）教育開発支援機構長
（２）センター長
（３）ユニット・リーダー
（４）各学部教授会から選出された教員　　各学部１名
（５）市ヶ谷リベラルアーツセンターから選出された教員　　１名
（６）小金井リベラルアーツセンターから選出された教員　　１名
（７）研究科長会議から選出された教員　　１名
（８）通信教育部学務委員会から選出された教員　　１名
（９）学務部教育支援課長
（１０）大学部門の事務職員　　７名
（学務部２名，大学院事務部１名，多摩事務部２名，小金井事務部１名，通信教育部事務部１名）
４　メンバーは総長が委嘱し，任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。
５　アドバイザリー・ボードは，年２回以上開催するものとする。
６　アドバイザリー・ボードはセンター長が招集し，その議長となる。
７　メンバーは第６条第２項に定めるユニット・メンバーを兼ねることができる。

（事務局）
第１１条　センターの事務は，学務部教育支援課が担当する。

（改廃）
第１２条　この規程の改廃は，ユニット・リーダー会議及び学部長会議の議を経て総長が決定する。

付　則
１　この規程は，２００５年４月１日から施行する。
２　この規程の施行に伴い，法政大学全学ＦＤ推進委員会規程は２００５年３月３１日をもって廃止する。
３　この規程は，２００８年４月１日から一部改正し施行する。（各学部教授会選出アドバイザリー・ボード）
４　この規程は，２００９年１１月１日から一部改正し施行する。
５　この規程は，２０１０年４月１日から一部改正し施行する。
６　この規程は，２０１１年４月１日から一部改正し施行する。
７　この規程は，２０１３年４月１日から一部改正し施行する。
８　この規程は，２０１５年２月１８日から一部改正し施行する。ただし，第６条第１項第３号に定める任期は２０１５年４月１日に就任するプロジェクト・メンバーから適用する。
９　この規程は，２０１６年４月１日から一部改正し施行する。
10　この規程は，２０１７年４月１日から一部改正し施行する。
11　この規程は，２０１９年４月１日から一部改正し施行する。

## 法政大学大学評価室セミナー実施一覧

| 回 | 開催日 | テーマ | 講師 |
|---|---|---|---|
| 第1回 | 2009.3.19 | 内部質保証システムの構築の必要性 | 大学基準協会大学評価・研究部部長 |
| 第2回 | 2009.4.30 | 関西学院大学における自己点検評価体制と今後の展開について | 関西学院大学評価分析室課長 |
| 第3回 | 2010.1.15 | 大学基準協会の大学評価の改革方向−平成23年度からの第2期認証評価に向けて | 大学基準協会専門調査員/法政大学大学評価室 |
| 第4回 | 2009.12.3 | | |
| 第5回 | 2010.3.1 | 学士課程教育の質向上を目指して-国際的通用性の観点から | 明治学院大学教授 |
| 第6回 | 2010.5.6 | 現代福祉学部における教育と事務支援体制 | 法政大学現代福祉学部教授<br>法政大学入学センター長 |
| 第7回 | 2010.7.15 | 初年次教育を中心とした「教育力」に関する評価 | 河合塾教育研究部統括チーフ |
| 第8回 | 2010.12.16 | ラーニング・アウトカムズを考える-全国学生調査から学生の状況を把握する- | 同志社大学教授 |
| 第9回 | 2011.4.21 | 産業界が求める大学-新段階に進むグローバル化の中で- | 東京大学監事 |
| 第10回 | 2011.6.17 | イギリス・ドイツの大学における内部質保証システム | 法政大学社会学部教授 |
| 第11回 | 2011.12.15 | 内部質保証と戦略目標の重要性 | 大学基準協会特任研究員 |
| 第12回 | 2012.6.11 | 九州大学における評価・IRの取組 | 九州大学大学評価情報室副室長 |
| 第13回 | 2013.4.18 | 「学習成果を軸とした質保証システムの在り方について」～グローバル人材の育成を目指して～ | (株)ベネッセコーポレーションベネッセ教育研究開発センター長 |
| 第14回 | 2013.11.28 | 博士級人材の育成及びキャリアパス開拓－高度専門人材の多様化・グローバル化とその育成にむけて－ | 科学技術・学術政策研究所総務研究官 |
| 第15回 | 2014.1.16 | 関西学院大学大学院社会学研究科博士後期課程におけるソーシャルリサーチ教育の取り組み | 関西学院大学大学院社会学研究科委員長・社会学部長 |
| 第16回 | 2015.1.15 | 教育の高度化に資する質保証のあり方と課題 | 筑波大学研究センター長・ビジネスサイエンス系教授 |
| 第17回 | 2015.4.16 | あらためて、何のための自己点検・評価なのか －大学全体のビジョンを見すえて－ | HOSEI2030策定委員会委員長・法政大学総長 |
| 第18回 | 2016.1.28 | 大学教育改革の動向とディープ・アクティブラーニング | 京都大学高等教育研究開発推進センター教授 |
| 第19回 | 2016.4.28 | 3つのポリシーにおける一貫性の構築の意義と方法 | 大阪大学全学教育推進機構教育学習支援部准教授 |
| 第20回 | 2017.4.27 | 学位授与の説明責任としての学生の学習成果の把握とアセスメント－ICEルーブリックと卒業ポートフォリオの活用－ | 帝京大学学修・研究支援センター長・教授 |
| 第21回 | 2018.1.25 | 第3期認証評価に向けた学部・研究科での取り組み | 公益財団法人大学基準協会大学評価・研究部　企画・調査研究系 |
| 第22回 | 2018.4.26 | 関西大学における第3期認証評価に向けた取り組み | 関西大学学長補佐・文学部教授 |
| 第23回 | 2019.1.24 | グローバル時代の専門教育と教養教育の統合を目指して<br>～学習成果の把握と内部質保証の観点から～ | 広島大学名誉教授、東北大学名誉教授、広島高等教育研究開発センター客員教授、公正研究推進協会(APRIN)理事、法政大学大学評価委員会委員 |
| 第24回 | 2019.4.18 | 明治大学における Institutional Researchの実践事例<br>IRによるプログラムレビューの支援と学習成果の可視化の試み | 明治大学教学企画部教学企画事務室 |
| 第25回 | 2020.1.23 | アセスメント・ポリシーを踏まえた教育効果の測定 | 立命館大学教育開発推進機構教授 |

※講師の肩書は当時。

# 2019年度　階層別研修体系図

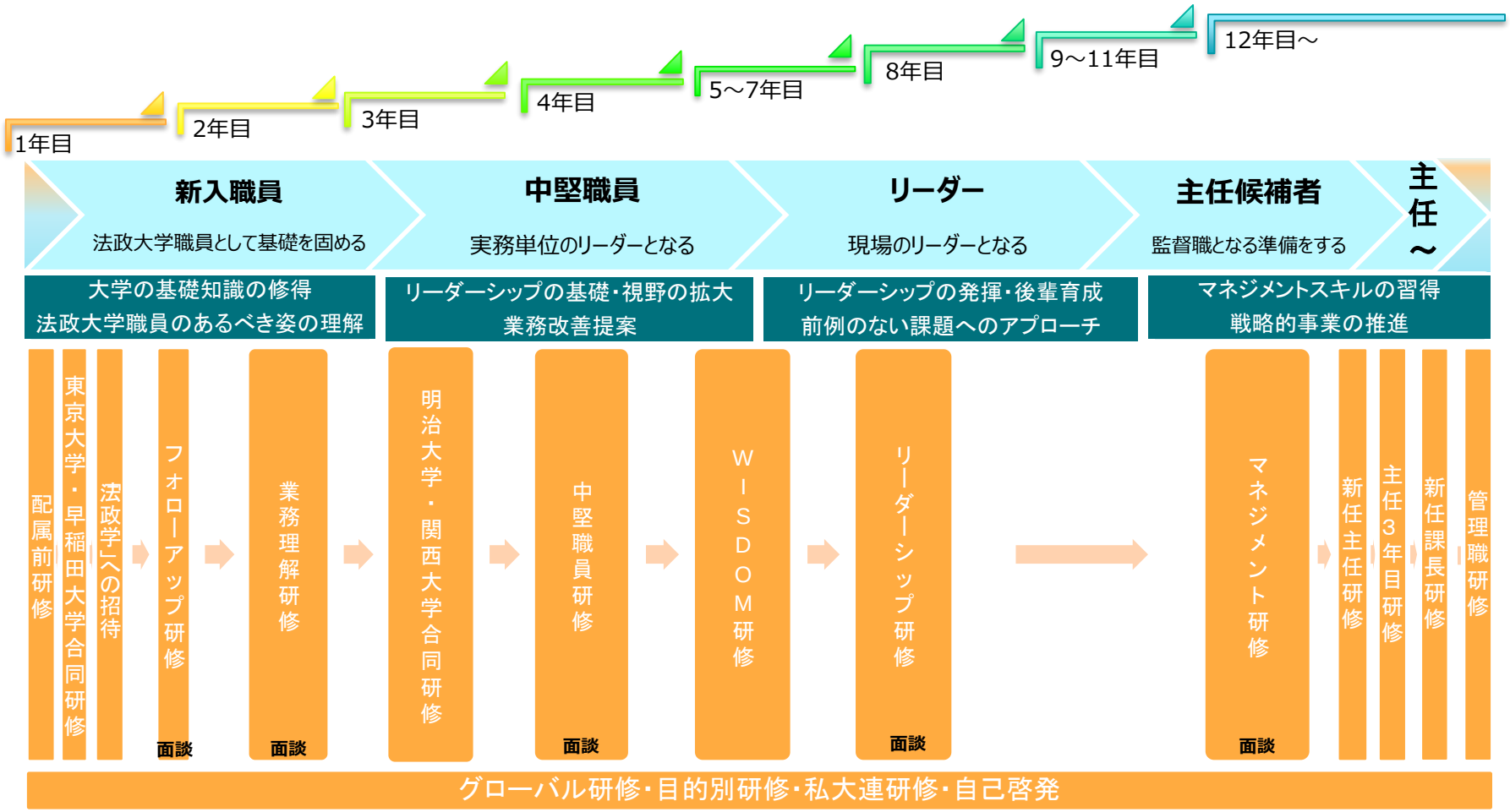

# 2019年度　階層別研修内容

| 年次 | 研修名 | 目標 | 研修内容 | 身に付けるべき要素 | | | | 2018年度の研修内容（参考） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1年目 | 配属前研修 | ・新社会人として必要な行動ができる<br>・本学の基本的な知識を持っている | ・業務上必要な基礎スキルを身に付ける。<br>・ビジネスマナーを身に付ける。<br>・ビジネスの場でのコミュニケーション,意思伝達の方法を学ぶ。<br>・本学の概要を理解する。 | 知識・スキル<br>・納期・品質に対する意識<br>・法政大学に関する知識<br>・各部局の概要理解 | コミュニケーション<br>・挨拶・礼儀<br>・上司・先輩・同僚への報連相 | マインドセット<br>・職員としての心構え | ビジネスマナー<br>・身だしなみ<br>・言葉づかい<br>・立ち居振舞<br>・時間厳守<br>・整理整頓ほか | ・合宿形式の研修（2泊3日）（名刺交換、電話応対、模擬業務、ポスター製作、報連相）<br>・入学式見学<br>・総長・理事・人事部長の講演<br>・各部局からの講演（総務、経理、グローバル、教学企画等）<br>・「法政学への招待」オリエンテーション<br>・学部学科テスト、プレゼンテーション<br>・市ケ谷キャンパス見学<br>・外部講師による研修（EQ概論、チームワーク、報連相、セルフコントロール） ※新卒のみ |
| | 東京大学・早稲田大学合同研修 | ・大学業務について理解する<br>・協調力を身に付ける | ・各大学の特色を理解し，これからの大学の役割を考える。<br>・他大学の職員と議論することを通じ，人的ネットワークを構築する。 | 知識・スキル<br>・新入職員という立場から自由に新たな職員像を構築する | コミュニケーション<br>・他大学との人的ネットワークの構築 | | | ・1.5日（半日＋1日）<br>・開催校理事による講演<br>・個人ワーク（「新たな学生サービス向上」など複数のキーワードから，これからの職員の役割を考え、新たな職員像を提案する。）<br>・他大学職員とのグループワーク（個人ワークをもとにグループで新たな職員像の提案を一つ発表する）<br>・キャンパス見学，懇親会 |
| | フォローアップ研修 | ・入職からを振り返り，2年目に向けた目標設定 | ・自身と周囲に対するアセスメントを用いて試用期間を振り返り，2年目に向けた目標設定を行う。<br>・週次報告書を用いて，悩みや取り組みについて同期と共有する。<br>・EQ診断を用いて，自身のコミュニケーションの傾向と対策を知る。 | 知識・スキル<br>振り返りを通じ，他者のスキルを学ぶ<br>・タイムマネジメント<br>・ロジカルシンキング | コミュニケーション<br>・チームビルディング | マインドセット<br>・入職からを振り返り，2年目に向けての目標を設定する。<br>・2年目に向けての不安 | | ・Navi360Basicを用いて基本行動の実践度合いについて評価を受ける。<br>・Navi360Basicの評価を基に、自己認識とのギャップを理解する。<br>・週次報告書の個人の振り返りを基にグループで共有する。<br>・セルフコントロール（WDEP手法を用いて自己をコントロールする方法を学ぶ）<br>・タイムマネジメント（優先順位の設定法、重要と緊急の相違について学ぶ）<br>・ロジカルシンキングとチームビルディングについてゲームを通じて学ぶ。<br>・2年目に向けての目標設定 |
| 2年目 | 業務理解研修 | ・大学業務への理解を深める<br>・自身のキャリアデザインについて考える | ・各部局の講演を通じ，本学の取組みや状況について理解する。<br>・自己を高めるための考え方，手法を習得する。 | 知識・スキル<br>・各部局の概要理解<br>・タイムマネジメント<br>・PDCA<br>・目標設定手法 | コミュニケーション<br>・チームの一員としての周りとの協働 | マインドセット<br>・自身のキャリアについて考える | | ・各部局の講演（キャリア・入試・研究開発センター等）を通じ，本学の取組みや状況について理解する。<br>・外部講師による研修（一年目の振り返り、適切な目標設定の方法と達成に向けてどのように行動するかをPDCAやタイムマネジメントの手法を用いて学ぶ）<br>・職場における円滑なコミュニケーションの方法をゲームを通じて体感し、学ぶ。 |
| 3年目 | 明治大学・関西大学合同研修 | 大学職員として視野を拡大する姿勢を身に付ける | ・明治大学，関西大学との合同研修。<br>・他大学の職員とのグループワークを通じて視野を広げる。<br>・企画立案を通じて，協調力，思考力，プレゼンテーション能力を身に付ける。 | 知識・スキル<br>・高等教育の現状理解<br>・企画立案プロセス<br>・プレゼンテーション手法 | コミュニケーション<br>・他大学との人的ネットワークの構築<br>・能動的な行動による，視野拡大と発想力強化 | マインドセット<br>・大学職員として視野を拡大する | | ・2日間開催。2018年度は本学にて実施。2019年度は明治大学で実施，関西大学も3名程度参加。<br>・文部科学省の広報推進専門官による講演（高等教育の現状と課題について）。<br>・企画立案プロセスとまとめ方について学ぶ。<br>・他大学職員とのグループワーク（相手大学の分析を通して共同でできることを考える）。<br>・プレゼンテーション方法について学ぶ。<br>・プレゼンテーション（発表）<br>・懇親会 |
| 4年目 | 中堅職員研修 | ・中堅職員として実務単位のリーダーになる<br>・業務改善に取り組める | ・リーダーシップの基本を学ぶ。<br>・中堅職員に求められる立場や役割について理解する。<br>・中堅職員に必要なコミュニケーションについて学ぶ。<br>・業務改善に取り組むうえで，発想力向上のための手法を学ぶ。 | 知識・スキル<br>・他部局の業務理解<br>・問題解決の手法<br>・発想力の向上 | コミュニケーション<br>・ステークホルダーとの関わり方<br>・中堅職員としての周囲との関わり方 | マインドセット<br>・中堅職員として実務単位のリーダーになる | | ・職場交換研修（二人一組でお互いの職場を一日体験する。交換は一日ずつ計二日。）<br>・外部講師による研修（入職からこれまでを振り返る、中堅職員に期待される立場と役割、アサーティブコミュニケーションの技法を活用したロールプレイ、大学職員としてのキャリアパスを考える。） |
| 5～7年目 | WISDOM研修 | ・理想的な状況を実現するプロジェクト型職員を目指す | ・早稲田大学，関西大学，西南学院大学，龍谷大学，中央大学との６大学合同研修。 | 知識・スキル<br>・企画立案スキル | コミュニケーション<br>・他大学との人的ネットワークの構築<br>・幅広い視野を獲得する | マインドセット<br>・自大学の強み弱みに対する認識を深め，日常業務の改善提案に繋げる | | ・2日間×2回（関東と関西の大学で各2日ずつ）<br>・6大学の様々な部署・年代の職員が集まり，WISDOM手法を用いた企画立案を行う。<br>・第1回（WISDOM手法の概要理解，ニーズカードの作成と目的別のグループ化，目的間の関連付け、制約条件の検討，全体像の把握，個人ワーク）<br>・第2回（各実現案の説明確認，実現案の優先順位付け，目標の設定，事業モデルのまとめ，発表準備，成果報告会）<br>・キャンパス見学，懇親会 |
| 8年目 | リーダーシップ研修 | ・職場のリーダになる<br>・答えのない課題へアプローチできるようになる | ・リーダーシップの発揮の仕方を学ぶ。<br>・リーダーに求められるコミュニケーションスキルを学ぶ。<br>・答えのない課題へアプローチするために，職場改善や後輩指導を学ぶ。 | 知識・スキル<br>・答えのない課題へのアプローチ手法<br>・業務効率化 | コミュニケーション<br>・後輩育成<br>・周囲を巻き込んだ課題解決 | マインドセット<br>・職場でのリーダーになる | | ・これまでの振り返りと役割認識<br>・後輩の育成（効果的なOJTの進め方，効果的なコミュニケーションのとり方）<br>・職場で活用したいコミュニケーション（エゴグラムを用いた自己理解とそれを踏まえた円滑な交流のポイント、立場の異なる人との協力関係の構築方法）<br>・職場改善（労働時間の適正化、生産性の向上、ワークライフバランス、タイムマネジメント、業務効率化）<br>・今後の行動計画を考える（組織活動とモチベーション）。 |
| 9年目～11年目 | | | | | | | | |
| 12年目 | マネジメント研修 | 主任候補者として必要な能力を身に付ける | ・今後のキャリア形成について考える。<br>・マネジメントの視点やスキルを身に付ける。 | 知識・スキル<br>・主任に必要なマネジメントの基礎 | コミュニケーション<br>・自己のコミュニケーションの特徴の理解<br>・部下とのコミュニケー | マインドセット<br>・今後のキャリア形成について考える<br>・主任候補者としての自覚を持つ | | ・次期監督職に向けての職責（経済環境の変化、リーダーシップのスタイルと求められる能力）<br>・マネジメントとは（管理の5機能）<br>・職場のマネジメント（業務処理、ビジネスシミュレーション体験（インバスケット））<br>・面談演習（上司として部下の面談を行い、その様子をビデオで撮影しグループで共有する。）<br>・指導実習（自身の状況を題材に、ロールプレイを行う）<br>・自己啓発計画の作成 |
| 13年目～ | 新任主任研修 | 新任主任として必要な能力を身に付ける | ・部下を持つにあたっての心構えを学ぶ。<br>・労務管理，目標設定の基礎を学ぶ。<br>・組織の目標に基づいた職場運営能力，問題解決力を身に付ける。 | 知識・スキル<br>・監督職としての労務管理<br>・メンタルヘルス，ハラスメントの基礎知識<br>・組織の目標に基づいたチームの目標設定方法<br>・職場運営能力，問題解決力 | コミュニケーション<br>・上司とのコミュニケーション<br>・関係部局との調整<br>・部下の意欲向上<br>・OJT<br>・適切な業務指示 | マインドセット<br>・部下を持つにあたっての心構え | | ・理事による講演<br>・産業医によるメンタルヘルスに関する講演<br>・ハラスメント相談室による講演<br>・社会保険労務士による労務管理の基礎知識<br>・外部講師による研修（主任の役割の理解、現場業務のマネジメントと部下育成のポイント、上司とのコミュニケーション、関係部署との調整） |
| | 主任3年目研修 | 監督職から管理職へ移行するためのスキルを身に付ける | ・自身の主任としての経験や問題点を共有する。<br>・目標設定の振り返りを行い，検証方法についても学ぶ。<br>・マネジメント能力の向上を図る。 | 知識・スキル<br>・セルフコントロール<br>・タイムマネジメント<br>・目標設定の検証方法<br>・主任としての経験や問題 | コミュニケーション<br>・関わる人やグループとのコンセンサス<br>・管理職に必要なリーダーシップ | マインドセット<br>・管理職になるための心構え | | ・セルフコントロール（WDEP手法を用いたロールプレイ）<br>・タイムマネジメント（優先順位の設定法、重要と緊急の相違、演習を通じた優先順位の理解）<br>・Win＆Winのマネジメント（WDEP手法と応用、RWDEP手法、マネジメントサイクル）<br>・マネジメント機能強化（行動の原動力の理解）<br>・リーダーの条件（部下育成の3要素、リーダーとして育成したい5つの要素）<br>・合意形成と論理的思考 |
| | 新任課長研修 | 新任の管理職として必要な能力を身に付ける | ・部課目標に沿った組織運営，マネジメント手法を習得する。<br>・目標設定やそのアセスメントについて学ぶ。<br>・現場で生じやすい人事労務上の問題や制度のポイントを理解する。 | 知識・スキル<br>・管理職としての労務管理<br>・メンタルヘルス，ハラスメントの基礎知識<br>・組織の目標に基づいた課の目標設定方法<br>・マネジメントスキル | コミュニケーション<br>・人材育成<br>・部下の意欲向上<br>・OJT<br>・適切な業務指示 | マインドセット<br>・課長としての心構え | | ・理事による講演<br>・産業医によるメンタルヘルスに関する講演<br>・ハラスメント相談室による講演<br>・社会保険労務士による労務管理の基礎知識<br>・外部講師による研修（課長の役割と行動基準、課長の業務、マネジメント（組織・業務・人）） |
| | 管理職研修 | 管理職に必要な能力を身に付ける | ・人材評価のポイントと部下面談の手法について学ぶ。 | 知識・スキル<br>・評価方法<br>・面談方法 | コミュニケーション<br>・積極的傾聴，質問法，コーチングを用いた部下との信頼関係の構築 | マインドセット<br>・管理職として部下の成長を促し、組織の活性化を目指す | | ・適切な評価のポイント、能力評価の仕組み<br>・評価の原則、コーチング、傾聴、質問法について学ぶ<br>・効果的な面談の方法・技術について学ぶ<br>・フィードバック面談演習 |